

覺胤一本
覺顯

長子昌胤、二男勝住椎崎殿、三男胤重神島殿、四男勝門公津殿、五男公弁、六男常覺岩橋殿第十三座主七男一印吉祥寺、八男阿彌海隣寺、九男覺胤第十四座主也。外三人女子。

一、昌胤常天と稱す。御捐館は年五十一、法諡法阿彌陀佛。實に天文十五年丙午正月二十七日也。御子二人。長子利胤、二男胤壽白井四郎、三男胤富海上九郎、四男は親胤也。

一、利胤辰賀と稱す。御捐館は年三十、法諡覺阿彌陀佛。實に天文十六年丁未七月十二日也。御子なし。御位には御舍弟親胤御直也。

一、親胤常圓と稱す。御捐館は年十七、法諡眼阿彌陀佛。實に弘治三年丁巳八月七日也。

一、胤富常源と稱す。御捐館は年五十五、法諡其阿彌陀佛。實に天正七年己卯五月四日也。

康胤の時、兼胤、胤直、胤將三世をば家系より擯ひんして、胤富を二十七世となす。千葉養運御子にして胤富の養子覺全第十五世座主也。

一、邦胤常琳と稱す。御捐館は年二十九、法諡法阿彌陀佛。實に天正十三年乙酉五月七日也。御子二人、長女北條氏康の御孫にて在し、次男新田に在します。御子龜王殿三歳の時、邦胤御捐館也。

十三年原
文十二年
御子原文
御孫

千葉御家御元服儀式の事

桓武天皇の例に任せ給ひて、今に於て御位に即かせ給ふ所は、遠くは天竺の太子檀特山に登りて御即位也。大唐王子天台山上りて御即位也。近くは日本王子比叡山に登りて御即位也。其の例に倣はせられ、葛原親王

高見親王高望親王いづれも山にて御即位なされし也。高望の御子良文比叡山にて御元服あらせられ、後陸奥守となりて陸奥へ下る。又、關東へ移り給ひし時、若君をして上野國息災寺妙見大菩薩御宮前にて御元服なさせ給ふ。即ち上野次郎忠頼と申す也。此の例に隨ひ代々妙見の御前にて御元服あらせらる。下總權介忠常は堀内に於て妙見大菩薩を崇め奉り、北斗山金剛授寺尊光院を建立し給ひ、住持より御字を申し受け、御神前にて鬮を取られ、御字を定め御元服あらせらる。此の時、寺家秘訣毘沙門天を妙見菩薩の御代りに、頼介三度まで拜し給ふ也。忠常、常將、常長、常兼、常胤、胤政、成胤、胤綱、時胤、頼胤、胤宗、貞胤、氏胤、滿胤、兼胤、胤直まで以上十七世とも堀内妙見宮にて御元服也。其の後、康胤御子胤持、輔胤、孝胤、勝胤まで以上五世は平山に在しければ、平山より御參詣ありて、妙見宮にて御元服也。御供兩人、家子郎黨に定めぬ。御警固御人數、國中いづれも御供也。其の例に任せ、昌胤御元服の時も、佐倉より千葉へ御參詣ありて、妙見宮にて御元服也。平山に在す迄は、正月三箇夜の御鈴をも、千葉堀内妙見御假屋にて御取りなさる。それ迄は堀内の面東に陣屋を作られ、國中諸大名諸士御年なさせらる。此の陣屋をタウヘン屋と申す也。

一、孝胤の御時、公方様御發向ありて、篠塚に御旗を立てさせられしを、本間殿六崎にて孝胤に逢ひ、三箇年間御旗を立てさせられ、御退治を加へらる。但し、「御覺悟によつて御歸座あるべきか。御子一人御字を御請けあるべきか」と仰せ渡さる。孝胤御返事には、「某代々妙見菩薩の宮前に於て元服いたす事なれば」と也。本間殿「第二の御子を」と仰せらる。孝胤申しけるは、「某の家は、二男は嫡子に一字を申し請けらるる」由をいふ。本間殿力なく馬を返されき。誠に妙見大菩薩の守護し給ふ故にや、やがて敵を破られ、其の後孝胤御

孫勝胤長子昌胤とも妙見宮にて御元服なされけり。孝胤は正直甲にて在せし也。

一、永正二年乙丑十一月十五日昌胤御元服につき、高篠より妙見宮へならせらる。烏帽子装束にて御參詣也。御先打は原孫七也。後陣は幡谷加賀守也。二騎御供にて若侍廿騎御供也。警固の人数二百騎、千葉まで五百騎、警固は高篠まで也。住持御使して中途まで出迎ふ。本庄圖書助参り申し、上様に拜顔の後、木村出雲守と同心申す。高篠にて御宇を三つ請取らせられ、宮前にて御鬪を取り、御宇を定めらる。出雲守請取りて高篠へ参らる、高篠より千葉まで警固の面々生足也。馬上はたゞ三騎也。下部廿人、原孫七高篠まで参られ、御對面ありて御酒下さる。御先に中治は左、別當は右を歩む。眞野竹の根を持つ也。次は御太刀、次は織幣入にて、長具足なし。堀内の南門にて下馬なされ、惣代七社大明神の御前に七五三を引き、妙見御參詣の道より御庭まで新菰を敷き、藁草履を召させらる。馬加の直役也。御庭より御沓を召させらる。鎌倉三郎次郎役也。住持庭上まで出迎へらる。神前にて御酒七獻、御神へ御酌は屋形様、御座の酌は供僧同荷用供分なさせらる。御縁には椎名伊勢、井田美濃、二騎禮酒の時、住持参りて盃を取り上げ、二騎の御供召し出し、御役人木村左京亮三人住持を召し出し、屋形様の御盃供分中参りける也。御供警固御人数御馬御服の刀納めなさる。人々を住持の盃にて召し出す也。院家老者二人、屋形様御盃にて召し出し下さる。神主は神前へ召し出され、御盃下さる也。惣御座過ぎて、御太刀持吉原を住持召し出し下さる也。御神前進物の次第は、御馬一疋、御太刀鳥目千疋、所帯一所、御寄進也。御神樂錢二百疋は大夫所へ神事の御神前の御使木村左京亮代物は平次尉持ちて参らる。八幡宮へ鳥目百疋、麻利支天神へ同百疋、千葉寺龍藏權現へ同百疋、御達報稻荷大明神へ同五十疋、御使は安藤豊

惣代原文
惣大

前守、神主所へ御使は兩人也。なほ、御馬腰刀納められける人数の事は、

御馬一疋

御太刀一腰

井田美濃守

海保但馬守

佐久間伯耆守

山梨主税之助

金剛寺少弼

和田大藏丞

坂戸兵部少輔

坂戸修理之亮

三谷孫四郎

栗飯原久四郎

椎名八郎

木村出雲守

坂戸孫三郎

三谷藏人佐

安藤豊前守

山室孫四郎

栗飯原孫太郎

幡谷宮内少輔

鐺木助太郎

三谷大膳亮

栗飯原大學

幡谷又六郎 此の外國中面々百餘人

一、若侍二十騎、御供衆木多階橋左右に分れ御庭に踞る。その中へ御樽一對、御肴七獻、御酌中山八郎三郎御警固の人数老敷人々は東の御庭に踞る。其の中へ御樽一對、御肴七獻、御酌本庄圖書助下部二十二人の者、西の

御庭に踞る。是へ樽肴を下さる。酌は丞七郎五郎御座七獻の御酒過ぎて、外陣迄老敷面々参らる。井田美濃守、海保但馬、金剛寺少弼、佐久間伯耆、坂戸、山梨、山室、和田の人々参りて後、御警固御供人數御前へ召し出され、御酒下さる。御下向の時は御庭にて住持三度の御禮あり。中途まで御送りに参られ、やがて先例の通り使を以て申述べらるゝ也。

一、御参詣の御祝言として、寺家より御馬一疋、住持の御代官蓮乘院、御使は本庄圖書助御下部三人御引手物也。御代官は卷物一也。圖書之助へ卷物一也。下部三人へ鳥目百疋也。御供分衆へ同二百疋、老敷者六人家玉二百疋也。供物は妙見を守り奉り、神前に居れる者也。丞下部力者中へ御馬一疋也。御供分の役三人、雜掌仕兩人へ褒美先例の通り下さるゝ也。

御肴七膳

御酒七獻

初獻	三組	盃は土器也對主	二膳
二獻	ふの吸物	足附の盤	二膳
三獻	雜煮	足附の折敷	二膳
四獻	昆布いか	足附の盤	二膳
五獻	雞卵	足附折敷	二膳
六獻	芋卷	足附の盤	二膳
七獻	麵子	足附の盤	二膳

いづれも、新しく造りて繪を描く。いづれも、盛臺は塗物也。御供二人は平折敷繪を描く。御盃は、禮酒は土器、爛酒は塗物盃也。三くみは昆布、かち栗、餅もち、一重ひし形也。昆布は下に四すぢ、上にたつに五すぢ、九の字に象る也。栗は七つ、雜煮の御時も、お盤の向ひに昆布、餅を置く也。御箸は、如何にも直に置き申すべし。

七獻は神の御酒ともに屋形様五獻、住持は三獻、屋形様は四獻以上七獻也。神様へは御神の御酒ともに以上五獻也。初獻は上様、二獻は住持と、七獻を打替へく上様住持御箸なさる。御肴御神一膳、上様一膳、二騎の御供へ二膳、住持へ一膳以上五膳也。

一、承平三年癸巳十二月廿三日妙見へ御供申せし時、常時息災寺太夫末子乙壽に、「妙見御供申せ」と、懇に語る。「みづからも同心」と申して、妙見の御先に立ちける道を見て御供申なりとぞ。さて大椎より千葉へ御供申す。今の御先拂の大夫の先祖也。それより千葉に居住す。

一、屋形様御役人の子金親は、御旗差の御役なり。中治は御長持取り出し申す。御陣にての奉行也。此の故に、いづれも名字の者也。小別當は御幕を打ち申す。庭にての御用人也。即ち御下部といふ。千葉にての役は、中治は正月三箇夜の御假屋作り奉る也。小別當の役は、御假屋の御門を莊つかる也。又神主三箇夜取らるゝ、鈴を直し、且、御庭にて網燈を重雜色は御陣觸の役也。

一、當寺の前代は、六院六坊にてありしが、胤直以來六院になられ、六坊は已に退轉す。六院は六東の祈願所として、六東より建立せられしゆゑ、六東の名字を定め給ふ也。六坊は原、園城寺、栗飯原、三谷、椎名、楠木、

池内の名字中、六坊に定め給ふ十二供也。近年は當院の老敷者の子ども供となられ、名字なき者は供分にはなれざる也。

一、昔、妙見大菩薩、屋形御堀内に在しませし時は、粟飯原、三谷、椎名、鑄木、池内の人々妙見を守り奉りて御番なされき。胤直の後當院へ御移り、住持覺實客殿に移し参らす。後は供分六人、六坊には院家老各六人して妙見宮御番申す所、範覺の代軍役なされしゆゑ六人の番破れにけりとぞ。

丁亥原文
一、南御所様義明小弓御座の時、大永七年丁亥十一月廿五日範覺の佐倉へ罷る時、妙見の前立ある御供は勝胤様へ進せられけり。勝胤御精進なされ拜し奉る也。御参詣は享祿元年戊子二月朔より七十五日まで御精進なざる也。卯月五日御参詣、御供には山梨薩摩、鑄木神六兩人也。行水三度也。兩人は烏帽子上下を召さる。御精進は魚、鳥、蕪、葱、大根、大蒜、紅蓼、蘭蔥也。妙見大菩薩御参詣の容體、御元服の一儀也。御進物も様々也。

三夜御鈴の事

一、正月三夜の御鈴は、御幸ありて、彼の屋形様ならせられ、御鈴始まる也。喚ひ申す事恒例也。座主鈴を取り初めて、屋形様御取りあり。御一家中面々に取られし後、座主妙見の御前にて御祈願申さるゝ時、左衛門太夫萬歳樂と三度申す。屋形様座主様兩御方座に直り給ひて御盃出づ。屋形様御酌にて三獻三三九度御式代ありて、初獻は屋形様、二獻は座主、三獻は屋形様召し上る也。御酒過ぎて罷る時、縁にて三度御禮有り。座主神主供分には縁にて二度御禮有り。供分に御酒御式代座中儀式は座主の如く也。三夜の鈴の御禮として、宿坊へ

御使一俵一本御越しなさる也。

一、正月座主参られける時、まづ御茶御酒肴五獻三度の御式代にて、御酒は三夜の如く也。同宿二人、殿ばら二人、中山本庄召し出し下され、御返禮をば宿へ御越しなさるゝ也。御門送りは、十二間の縁まで三度御禮なり。代官には二度の御禮也。

一、椎崎、公津、鹿島、六東の一家中ども、御門送りは庭までにて、庭にて三度の御禮也。何方にても殿ばら召し出し賜はる也。

一、正月生實へ罷りける時、まづ御茶御肴七獻酒過ぎて歸りけるに、門送り縁にて二度、庭にて一度、三度の禮也。同宿二人殿ばら何れも召し出し賜はる也。返禮御使にて寺家へ御越しなされけり。

先代掟之事

一、座主供分と御神前にて左右に分れ御座す也。西座。

一、御神樂奉幣上げ申す也。神主禰宜は内陣の左に踞る也。

一、増寺出仕には外陣の右に踞る也。

一、夜番の事、先代は供分六人、殿ばら六人、二人番にて守り奉りき。範覺の時破られき。もとは老成者六人の役也。

一、六供の御座上の事、打長に隨ひて次第不同也。西藏院、蓮乘院、慶陽院、眞如院、圓勝院、福壽院、以上六

僧也。正月出仕には同心也。御肴三獻三度の式代、御盃は座上より始まる也。
御茶子御茶三組の禮酒雜煮燗酒也。

一、老成者の事、中山、本庄、金親、高千代四人、正月出仕次第不同也。御酒肴二度御式代座にて下さる也。餘家の風は皆召し出し下さる也。

一、神主禰宜出仕の事、供分同様三度の式代、三夜の修正過ぎて假屋にて酒下さる。先代鈴の所也。常覺御代は内にて下されき。屋形へ出仕も内にて御酒下さる也。

酒まとは
るは古言

一、御奉射の時、御宮にて酒三獻、その時、供分中社人衆毆ばら衆御酒あり。住持は出でざる也。三獻にて酒まとはる。社人初めて打的を射る禮なり。御奉射は神主大夫八人、供分六人、侍六人、凡そ廿人なり。

一、極月二十七日院内祈願に釜を清め、堀内にて御酒を上げ奉り、酒肴供物下さる。御酌は御供役の者也。

一、昔、妙見の屋形御堀内に在せし時は、惣代七社の宮八人の大夫、四人の八乙女を集めて御神樂を上げ申さる。大旦那國中御祈願申す也。八人の大夫は白張烏帽子に上下を着する也。四人の八乙女は禪振を着し、鈴と扇を持ちて命舞をする也。禪振は金襴緞子也。色ある緒もて仕立つべし。袖は大にして紅糸にて寄せ置くべし。

一、八人の大夫の事、第一左衛門大夫は左近四郎、第二左近八郎、第三彌九郎笛の役也。第四兵衛五郎太鼓の役也。第五兵衛二郎小鼓の役也。第六民部四郎鞆鼓の役也。第七民部五郎太鼓の役也。第八左衛門四郎大拍子の役也。惣代の宮にての事也。

一、四人の八乙女は、第一米市、第二專市、第三松市、第四乙市これなり。神事正月五節旬斯くの如し。

甲戌は享
徳三年

一、六人の供分は、屋形の堀内に妙見在せし時は、住持の客殿に六供來りて御祈願申せし也。甲戌年の世の中より後、妙見大菩薩を住持覺實の在せる客殿へ移し奉り、供分社人一所にて御祈願申す也。今の御社の在所これなり。彼の客殿炎上しぬ。二十三世輔胤の時、五間四方に假屋をば立て給ふ也。二十八世親胤、原式部大夫胤清代に元の如く御建立し給ふ也。座主覺胤の時とぞ。

一、院家の諸沙汰掟の事、臼井に原孫二郎胤貞在せし時、圓城寺右兵衛承忠當、原大藏承胤安、此の兩人の異見に任せ、本庄内匠助に申し付けて相定められき。

一、當院の遁世者髮剃る事有るべからず。切成とも息災所の法也。其の儘送るべき也。

一、先代は住持供分菩提所法東院といふ院家に位牌を立て申し、夏中經二記彼岸經をば六人まるりて讀み給ふ。盆の棚をも此の院家に結び、住持供分參りて水を手向け、代々を吊ひ申す也。住持の居所には位牌を立てずして、彼の院家に立て申す也。

一、範覺の時、彼の法東院破れて、眞如坊に盆の棚を結び、位牌を立て申す。夏中經二記彼岸經を讀み給ふ時、遊乗坊定實と申す供分、「我等眞如坊の衆分とも存ぜず。それに日毎に參り申す事の口惜しき」とて、妙見宮の番屋にて夏中經彼岸經を讀み給ふ也。常覺より此の方、住持居所に盆棚を結び、且又、位牌を立て申す事始まる也。彼の法東院の寺領は小作の内院内方と申す所也。後日のため記し置くとぞ。

一、當寺を一條院の勅願所と申す仔細は、聖武天皇勅願所は息災寺なれば、これによつて申す也とぞ。

一、承平三年癸巳十二月二十七日、文二郎倉の煤を卸して妙見大菩薩を入れ奉る也。年中の事十二月二十三日、

第十三常覺僧都 廿五世勝胤御六子 第十四權大僧都覺胤 廿六世昌胤御子(勝胤九子)

第十五權大僧都覺全 廿九世胤富養子(千葉養運子)

一、金剛授寺立ちて後、天正十年壬午まで、凡そ五百八十二年なり。

供分本坊

- 第一好寂坊市原九郎勝子 眞如坊二代成就院成就坊 第二西藏坊佐久間子 成福院西龍坊
 - 第三蓮乘坊小野道印の子 今昔同三代明勝院 第四福秀坊神主子 五代共替利勝院入人
 - 第五寶光坊草香邊殿子五代替る 直乘坊 延命院入人 第六宗持坊善金子 慶陽坊龍珠院となる入人
- 供分本坊是也。昔は律師阿闍梨にて御番なされき。覺實の御時まで寺家脇坊にて在し、妙見寺家へ移らせ給ひし後供分坊と號して皆々屋敷を立て、一坊毎に代り在します。即ち覺實の御代也。

妙見宮御番の事

胤直の時、妙見菩薩を寺崎へ捨て申せし所、覺實法印御供ありて十二間の客殿へ移し參らす。「屋形様より大切の御神預也」とて、供分六人に老成者六人さし添へられ、御番仰せ付けらるゝ也。覺實は外の屋敷寺家へ移らる。妙見菩薩在所は即ち覺實の御屋敷也。範覺の時、軍役なさるゝにつき侍番は止められけり。今は供分の御番まで也。昔は粟飯原を初め御近習衆までも、妙見御守護を仰せ付けられたり。此の番の事は、範覺軍に出で給ひしより破れぬ。以前には確と二人番にておはしき。

好寂坊 相番守殿 (此跡は深山圖書之助圓覺御供本庄五世孫也)

西龍坊 同 澁井殿(同跡) 那須源三左衛門)

蓮乘坊 同草香邊殿 (同跡) 金親三郎左衛門)

福壽坊 同山崎殿 (同跡) 金親兵部少輔)

寶光坊 同高知丸殿 (同) 高知丸八子也)

宗持坊 同市原殿 (是は退轉す)

一、金剛授寺覺算和尚三世有覺、「我は社僧也」とて、盆棚を結び、保延三年丁巳八月二十二日寶幢院を建て給ひて二記彼岸經を讀ませられ、聖靈に水を手向け給へり。

寶幢院

第一覺乘法印、第二覺清法印、第三覺授法印、第四覺養法印、第五鐘覺法印、第六覺朝法印、第七覺專法印、第八等覺法印、第九欽覺法印、第十快覺法印。快覺の時寶幢院退轉す。金剛授寺十四代覺胤法印寶幢院を再興し給へり。往古より本尊は阿彌陀如來なり。

一、當寺より屋形様へ參られし時、御門送り御縁までにて三度の御禮也。御一家は御門送り、庭まで又三度の御禮也。覺實の時椎崎道甫長嶺に在しけるが、門送り縁迄にて歸らせ給はんとしけるを、覺實道甫の袖を取りて庭へ引き下し給ふ也。常齋様は常覺の御門送り御縁までにて三度の禮也。坂戸上野介、「御父子の御間にて在せば」と申されけり。「常齋新介殿御らん候まゝ、前の如くに」と、仰せ出されし由、いづれも存せられ候事。一、屋形様三十餘世にならせられ、當寺は十五世也。屋形様御二男をば當座主になさるゝ也。もし御曹子様御移りなき時は、供僧家にて寺家を持たれて御移りを待たれける也。例へ御親類たりとも、御苗子在さねば座主にはならざる也。

同二十七日、正月朔、二、三、同七日、望、二十二日、三月三日、四月八日、五月五日、六月七日、同望、七月七日、同既望、同念、同二十二日大祭也。十一月朔、同望、每月朔、望、念に御祭り申して御神樂上げ申す也。

一、大御供は十三膳、中御供は九膳、小御供は七膳也。

一、寺中兩國の内諸所御神領等守護不入の事は、當寺を御建立なされける下總權介平忠常開基の後、不入に定め置かれき。胤將往古の例に任せ、不入の證文帳をば納められけり。これによつて、諸沙汰諸役以下住持申し付けらる。「守護檢斷外には、一人も入らぬ」といふ意にて、若し神明敵對の黨ありて不入を破らんとならば、大菩薩を屋形様へ返し申して放火すべきか。又は屋形様御手引の地へ移し奉り、供僧社人家風とも御供申して寺を開くべき也。住持たらん者、萬事常に覺悟せらるべき也。其の期に臨みて狼狽せらるまじく候也。 範覺

一、妙見宮賽錢の事、五十疋、百疋、二百疋、三百疋、馬、太刀、刀、小袖、總じて納物は住持神主これを分け取らるべし。十疋、二十疋、三十疋、五十疋、三十疋は供分これを取らるべし。十文、二十文、蒔錢は増寺これを取らるべし。御神樂錢は大夫これを取らすべし。屋形様一貫二百文、原、木内御一門百疋、御家風中五十疋以下の人々三十疋づゝ在す也。

一、屋形様千葉より平山へ御越し、又長崎へ移らせられ、それより佐倉へ移らせらる。文明十六年甲辰六月三日佐倉の地を取らせらる。庚戌六月八日市の立て初め、同八月十二日御町の立て初め也。二十四世孝胤の御代とぞ。立てての後、永祿三年庚申まで七十九年也。或は云ふ、立て、の後九十一年也と。元龜四年癸酉十二月十日

庚戌は延徳二年

四日夜炎上しけり。

三十五年
原文八十
四年庚子
丙辰元年
原五十五年
丙辰元年
原文五十五年

一、七世常重の代、大治元年丙午六月朔、初めて千葉を立つ。立て、の後、永祿三年庚申まで凡そ四百三十五年也。頼朝の代治承四年庚子八月六日、初めて鎌倉を立つ。立て、の後、永祿三年庚申まで凡そ三百八十一年也。千葉立ちて五十五年の後に鎌倉立てり。

一、十九世胤直の千葉を退散せしは康正元年乙亥三月二十日の事也。永祿三年庚申まで凡そ百五十年也。持氏の鎌倉を退散せしは永享十一年辛酉二月十日の事也。永祿三年庚申まで凡そ百二十年也。

一、下總國北斗山金剛授寺は一條院勅願所、本尊妙見大菩薩、大僧正覺算和尚開基、長保二年庚子九月十三日也。下總權介平忠常御建立、薄墨の御證文あり。權大僧都、權律師、阿闍梨の官までなられき。

住持代々血脉の事

常重甥原 文御子	第一大僧正覺算和尚	三世平忠常御二子	第二權大僧都覺永	五世常長御七子
胤綱甥原 文御子	第三權大僧都法印有覺	七世常重(甥)	第四權少僧都覺傳	八世常胤御七子
胤直甥原 文御子	第五覺秀法印	九世胤政御十子	第六大僧正覺仙和尚	十世成胤御二子
	第七照覺律師	十一世胤綱(甥)	第八權少僧都覺源	十四世胤宗御二子
	第九圓覺法印	十七世滿胤御四子	第十珍覺法印	十八世兼胤御三子
	第十一權大僧寺覺實法印	十九世胤直(甥)	第十二權少僧都範覺	原越後守胤隆三男

- 第十三常覺僧都
- 第十五權大僧都覺全
- 一、金剛授寺立ちて後、天正十年壬午まで、凡そ五百八十二年なり。
- 供分本坊

- 第一好寂坊市原九郎勝子
- 第三蓮乘坊小野道印の子
- 第五寶光坊草香邊殿子直乘坊五代替る
- 第六宗持坊善金子
- 成福院西龍坊
- 第二西藏坊佐久間子
- 第四福秀坊神主子
- 五代共替利勝院入人
- 慶陽坊龍珠院となる入人

妙見宮御番の事

胤直の時、妙見菩薩を寺崎へ捨て申せし所、覺實法印御供ありて十二間の客殿へ移し参らす。「屋形様より大切の御神預也」とて、供分六人に老成者六人さし添へられ、御番仰せ付けらるゝ也。覺實は外の屋敷寺家へ移らる。妙見菩薩在所は即ち覺實の御屋敷也。範覺の時、軍役なさるゝにつき侍番は止められけり。今は供分の御番まで也。昔は粟飯原を初め御近習衆までも、妙見御守護を仰せ付けられたり。此の番の事は、範覺軍に出で給ひしより破れぬ。以前には確と二人番にておはしき。

- 好寂坊 相番守殿 (此跡は深山圖書之助圓覺御供本庄五世孫也)
- 蓮乘坊 同草香邊殿 (同跡 金親三郎左衛門)
- 寶光坊 同高知丸殿 (同 高知丸八子也)
- 西龍坊 同 澁井殿(同跡 那須源三左衛門)
- 福壽坊 同山崎殿 (同跡 金親兵部少輔)
- 宗持坊 同市原殿 (是は退轉す)

一、金剛授寺覺算和尚三世有覺、「我は社僧也」とて、盆棚を結び、保延三年丁巳八月二十二日寶幢院を建て給ひて二記彼岸經を讀ませられ、聖靈に水を手向け給へり。

寶幢院
第一覺乘法印、第二覺清法印、第三覺授法印、第四覺養法印、第五鐘覺法印、第六覺朝法印、第七覺專法印、第八等覺法印、第九欽覺法印、第十快覺法印。快覺の時寶幢院退轉す。金剛授寺十四代覺胤法印寶幢院を再興し給へり。往古より本尊は阿彌陀如來なり。

一、當寺より屋形様へ参られし時、御門送り御縁までにて三度の御禮也。御一家は御門送り、庭まで又三度の御禮也。覺實の時椎崎道甫長嶺に在しけるが、門送り縁迄にて歸らせ給はんとしけるを、覺實道甫の袖を取りて庭へ引き下し給ふ也。常藏様は常覺の御門送り御縁までにて三度の禮也。坂戸上野介、「御父子の御間にて在せば」と申されけり。「常藏新介殿御らん候まゝ、前の如くに」と、仰せ出されし由、いづれも存ぜられ候事。

一、屋形様三十餘世にならせられ、當寺は十五世也。屋形様御二男をば當座主になさるゝ也。もし御曹子様御移りなき時は、供僧家にて寺家を持たれて御移りを待たれける也。例へ御親類たりとも、御苗子在さねば座主にはならざる也。

一、惣代七社の宮は、八人の宮人、四人の八乙女参りて、屋形様國中の祈願申さるゝ也。昔は妙見宮にては、三上亂の時より妙見宮にて御祈願申さるゝ也。三上但馬守。

一、一條院薄墨の御證文は、範覺の世に井の鼻を持たれし時、永正十三年丙子八月二十三日三上但馬守二千餘騎にて押寄せて打落す。此の時薄墨の御證文は寶器とも皆失せにけり。天正十年壬午まで六十六年也。

一、中山殿と申すは、原越後守胤房の末子胤宜、中山八郎太郎といふ、後出雲守と申す。子二人、長子胤タダ下野といふ。次子胤義治部少輔。又云ふ。胤宜の子胤次石見守小中臺に住す。胤次の子胤友左衛門承猿又にて死す。川を知らざるゆゑ流れ給ふ。水練を學ばざる也。胤往牢人の時とぞ。

一、胤義の四男胤廣、原九郎兵衛胤廣の子胤相、刑部左衛門長子 平左衛門、その子四郎右衛門、その子玄蕃殿。

一、治承四年庚子九月六日成胤十七歳、結城合戦より天正十三年乙酉まで凡そ四百六年也。

一、仁戸名の長の岡田善阿彌と申す者の妹婿に、胤善善阿彌方へ遊山に御出でありし時、我が一人の子に契約をばなされけり。此の子七八歳ばかりの時、屋形様の命により新左衛門殿討たれにけり。善阿彌は伯父なれば、驚きて彼の若子をむさの牛尾なる福満寺へ具して頼み置きぬ。四五十年の後、胤房より「新左衛門こと、子はなきや」と、御尋ね有り。善阿彌急ぎ福満寺へ人を走らせ、胤房へ斯くと申上げれば、即ち召し出し給ふ。「老成者なりし」とて、我が婿なりける近江浪人の西郡源三郎殿を差添へ申せし也。此の時、胤房「わが苗字にてはいかゞ」と、思し召されけん。牛尾を冒させ、彦七郎殿と申せし也。此の時、檢斷役を渡され給ふ。今の西郡これなり。牛尾美濃入道と申すは彦七郎殿の事なり。善阿彌姓の子にて在しき。牛尾の苗子二筋有りて口傳

なりとぞ。

一、千葉大介常長四男頼常は原四郎の初め也。第二常保、常繼、常朝、法常、胤季、胤和、胤位、胤家、胤定、胤惟にて十世也。女子一人在しけり。千葉氏胤の四男胤高、原孫次郎光岳胤親、孫次郎貞岳胤房、越後守勝岳胤隆、讃岐守全岳朝胤、淡路守太岳基胤、孫次郎繼岳胤清、式部太夫超岳胤貞、上總介震岳胤榮。十郎式部太輔九世。

一、原重代の蛇太刀は、氏胤在京の御時に都にて蛇になりけり。氏胤末子胤高に參らせらる。

一、同氏胤の三男重胤、馬場八郎、馬場の初め也。公津へ移らる。郎等圓城寺彈正尙家、同刑部少輔政俊、片野美濃守胤定御供申せし也。

先代御引付の事

一、當院六供は、先代に六東の御子五六七歳ばかりの時には、粟飯原、三谷、椎名の御子になされ、末には當流の老成者の子に定めらるゝ也。拙夫の類はならせられざる事。此の儀は屋形様と御同座ありて御盃を獻する故にこそ。只今は御一家衆ともならせらる。御二男在しませねば、供分家風にて寺家持たれける事、先代よりの定めなり。

只今原文
前方には

八世平常胤の末東系圖の事

第一胤頼。東六郎御子三人 重胤兵衛丞除信東六郎。二男胤方本庄七郎。三男胤朝木内八郎。胤行中務太夫素運 基行圖書介 胤仲兵衛 胤丹波守 胤頼遠江守

千學集抄

胤氏出羽守 松千代丸禪慶 兼常兵部丞 兵部丞元 泰常保

胤頼の後木内系圖の事

第一胤朝木内八郎右衛門下總介 第二胤成八郎兵衛 第三胤繼下總七郎 第四胤信左近將監 第五胤持八郎兵衛
第六胤安八郎左衛門 第七胤定八郎右衛門 第八胤仲小五郎 胤仲清光と稱す。小見小五郎、上總守護に移らる。喜山御代也。

第九胤義小五郎範應。第十胤邦小五郎石見守寶山。第十一胤拾小五郎安仲。第十二胤治小五郎休仲討死。永正元年甲子四月十三日。篠塚陣より公方様御馬御入り遊ばされし時、胤治舅原胤隆討ち給ふ也。

北條氏家系

第一世良望親王、第二世平將軍貞盛、第二子繁盛、惟時、惟持、惟家、直方、政範、時方、時家、時包、時政
北條四郎遠江守、長時武藏守、義時左京大夫武藏守、時房相模守、泰時武藏守、時氏修理之亮、頼時越前守、
經時武藏守、時頼相模守西明寺、康元元年薙髮、此の時日蓮出世。人皇八十八代後深草帝の御時也。時宗相模
守法光寺、貞時相模守寂勝寺、高時相模守入道宗賢、二十八萬騎にて上洛す。その時管領にてありし義房相模
守、時盛右京大夫陸奥守、政時相模守淨王寺、廣時修理大夫金澤殿、有時相模守、北條四郎以上二十六世。

上總介家系

一、千葉介常長二男常晴相馬五郎、常清松間太郎、上總介常澄、廣常上總權介八郎、二男重常長南太郎、常門上
總介、常仲伊保太郎、常時、常詮、常信、常顯、三男常實瀧三郎、常則、常家長北二郎、師常、直常、家満尺

善二郎、常持、氏常、成常、以上十六世。成常の時退轉也。

一、常清御子胤親、上總國角田つがたと號す。御子十人。第一信胤横田太郎 第二泰胤大竹二郎子信景野 第三行信大
金三郎 第四滿胤麻里四郎 第五佐胤高瀧五郎 第六景胤金田六郎 第七胤義藤江七郎 第八時親麻里谷八郎
第九時隆天羽九郎 第十胤光刑部十郎

惣代七社の事

一、第一陸奥守良文、第二親王將門、第三良文嫡忠頼上野二郎、第四忠常下總權介、第五常時文次郎同娘二人、
以上七人。惣代七社大明神と現じ給ふ。妙見大菩薩惣政所なり。八人社人、四人八乙女参りて、屋形様及び國
中の御祈願申さるゝ也。供分は住持客殿に参りて御祈念申さるゝ也。胤直退散の時、覺實客殿へ妙見菩薩を移
し給ひし後、三上亂の時より妙見菩薩立たせられし時にて、供分社人一所にて御祈念申さるゝは近頃の事也。
一、住持世々遷化に、御移跡は死に目に逢ひ給はず。野邊へも御供なし。供分六人老成者も野邊の送りに出で給
はず。妙見宮の御番を承る故也。供分中は屋形様諸旦那の御祈念申すの義也。さるからに御出でなき也。いづ
れも家風髪剃らず。御神の御奉公申すの義也。身近き者共五三人髪剃らる。御神馬を納むる者は野邊へは出さ
ざる也。

圓覺を前
には千葉
介滿胤の

一、角田第四滿胤の子圓覺十三歳にて座主となられ、七十八歳にて遷化す。御神御奉公六十五年也。兼胤の子珍
覺十五歳にて座主となられ、五十七歳にて遷化す。御神に御奉公四十二年也。胤直甥覺實十四歳にて座主とな

子となし
今角田満
胤の子と
なす矛盾
である千
葉介の誤

られ、七十八歳大日堂にて遷化す。御神に御奉公六十六年也。範覺幼名千代童、生には暇乞もなく、死しては死に目に逢ふ事なく、野邊の御供もなかりき。

一、原胤隆の子範覺 十三歳にて座主となられ、四十三歳にて遷化す。御神の御奉公三十年也。那須源藏・半澤藤右衛門兩人越して髪を剃りし也。勝胤の子常覺幼名安壽丸とて、範覺の甥にて、生に暇乞をせられ、其の後に遷化也。九歳にて座主となられ、四十四歳にて遷化す。御神に御奉公二十八年也。勝胤の末子覺胤二十三歳にて座主となられ、五十歳にて遷化す。御神に御奉公二十四年也。佐倉より小澤外記・麻生六郎左衛門兩人越して髪を剃られし也。覺全は十九歳にて座主となられき。

一、當寺住持退轉在しますも、ゑげ僧時宗など申立つる事叶ふまじ。其の宗の心にて御一代御通しなさるべき也。覺胤座主の事を本庄伊豆申立てけるは、御一代堂客殿じけ様に在しき。又、屋形様御子にてもおふくろ方甲斐なくは無用になさるべく、其の方の御親類出入家風にきたふもたら候。例へば、千葉御苗字の御親類に在すとも、十人二十人持たせられし方ならば御用たるべく、院家の御意趣失せし家風御神領も世にある人にこめられて、前々不入もいらぬ様に覺えて、屋形様の御子にても本の御腹ならんには、然るべきにや。さては原殿の子然るべし。それもつきの御腹ならんには無用たるべし。末の世の人々の爲をば申す也。よき御威勢屋形様が原殿の御子座主にならせられん時、當寺の御法度定めらるべく、不入の御判を御申受けられ、末代の御法度遊ばさるべく、開基の後常胤不入の御判は、當寺建立三世忠常不入の御判、其の後胤將新介の御判、今度胤富の御判、國胤の御判、御父子とも御連判にて妙見宮へ納めらる。以上三度も。忠常開基の後、常胤の御判は

院家原文
院宗

御縁記引きつけ御文書不入の狀、一條院の薄墨の御證文は三上の亂に猪鼻にて失せにけり。胤將の不入の御判は今もあり、當屋形様の御判も在します。守護原殿の御判なき故に、牛尾殿よりむづかしき事ども幾度度在せつれども、遂に罷りならず候べし。此の爲にて候まゝ、屋形様の御判の上にもなほ又小弓の殿さまの御判をも申受くべく、この分よく心得然るべき也。

一、海上の紋は、昔は九曜にて、小紋は鶴の丸也。頼朝當國を討たれる時、三家六東參られける海上太郎常幹に、御扇に鶴龜ついたるをば御手移しに賜はりけり。それよりして小紋には鶴龜をぞせられける。海上は丸鶴也。そしは舞鶴也。

一、海上庄は三郷也。舟木郷千貫、本庄郷千貫、絳根郷千貫、以上三千貫の所を海上庄といふ。本庄二郎常高は海上二郎常幹の弟也。本庄郷に住するゆゑ本庄殿と申す也。此の時、海上三郷第一の人と謂はれき。

一、良文五世千葉介常長、四男頼常原四郎の後十一世胤惟、女子一人、千葉廿六世氏胤四男胤高原孫二郎光岳、胤親原孫二郎貞岳、貞岳の末子胤善原新左衛門尉、胤資牛尾美濃守入道、胤廣尾張の守、胤家隼人佐、胤重左衛門弟右衛門尉、弟竹二郎殿小金城にて皆討死。胤清彌五郎、胤直彌五郎左近大夫、胤仲右近大夫。

一、牛尾美濃守入道の子五人、第一尾張守、第二五郎右衛門、第三仁戸名三郎左衛門、第四女子、小金高城和泉室。第五女子、府中石塚室。以上五人。五郎右衛門の子五郎右衛門、その子源七郎左京亮沼田にて討死。牛尾半七郎公尾大和守、弟牛尾主計、その子牛尾右近。

一、生實に在せし上様義明也。鴻の臺にて御腹なさせられし日、佐倉様は昌胤、小弓は胤清、座主は常覺にてあ

りき。八郎大夫右兵衛彌三郎大夫大内彌三郎八郎大夫、伯父甥にて取合せて兩禰宜になられき。昔は二人の大禰宜也。

一、原の初め、正月十三日頼道生れ給ふ。初湯の上、ゆづり葉一本ふりかゝり、「目出たき事なれば」と、原の紋は九曜にゆづり葉をなされけり。海上太郎海上庄をば不入にと、原十郎常繼について申受けられけり。「常繼申されければ」と、即ち不入にと落付きぬ。其の禮として、海上の紋鶴を原十郎常繼に參らせけり。其の事によつてゆづり葉を加へられき。此の分佐倉御本城の上様胤富より仰せ出されけり。

一、胤直を相應寺と稱す。永祿三年庚申より此の世まで百五年也。屋形様當所に在せし時は、誰かは諸沙汰諸公事申すべき也。

林仲を前
には休中
とした何
れが是か

一、木内石見守胤治の林中・府中に在せし時、八幡の宿にて妙見の大夫兵衛二郎といふ者を、胤治家風平野といふもの討ちにけり。覺實いろく仰せられけれども、木内取り敢へねば、御輿を大庭まで出し給ふ。原越後守御馬を出され御扱ひなされし故、大庭より御輿をば昇き入れぬ。彼の谷人平野に繩を打つて渡させけり。千葉御不入御田討の貝がら塚にて、草下部右京亮といへるが院家の家風を討ちて、御銚の先に首を貫きて曝しぬ。御罰にや、歸ると腹切りて林中の世には跡絶えしとぞ。

一、仁戸名牛尾三郎左衛門は、神領邊田の百姓三郎五郎といへる者を、「わが被官切れば」と、邊田へ押し込み討ちける所、覺實の仰せには、「被官たりとも、神領へ押し込み討は、在所の沙汰叶ふまじ」とて、御輿を御門までぞ出されける。牛尾美濃守殿大庭まで參られ、さまざま申されし後、三郎左衛門は山林して落付きぬ。

一、仁戸名三郎左衛門の子牛尾兵部少輔は、仁戸名にさくの内といへる九貫五百の神領を押領せられし時、範覺御銚を立てられしに、小弓へ御馬を出され、御取りなしなされし兵部少輔の子、うなやの御弟子にて、稚子にて在せしを、範覺の御弟子に上げらるべき約束にて落付きぬ。此の程の千葉寺の山本坊也。斯る事のありし故か、仁戸名の苗字も絶えにき。

一、範覺の時、貝塚に物見はたけといへるありて、宮窪と論ありけり。宮窪に十一騎の士といへるがありし時也。此の者ども引き立て、論にはしにけり。貝塚百姓は申すに及ばず、代官罷り出で、さまざま申して宮窪に御銚を立て給ふ也。神領に落付きぬ。十一騎の士御罰にて今は絶えてけり。

一、松戸に小谷常陸殿といへる人、範覺の御時、岩瀬と松戸の田一たん論にて常陸所へ御銚を立てられけり。此の御罰にて、長は今は絶えて他領となりけり。

一、八幡の河上、但馬殿といへる人、範覺の御時、谷中の神領の内屋敷一軒在せしを、八幡の内なる由申されける故、供僧社人ども出で御銚を立てられけり。今に河上は跡絶えにき。

一、大野に、原豊前殿といへる人の被官、右子弟神領の西へ大勢出し込み、喧嘩騒動せられしに、西の百姓ばら棒にて彼の本人を打ちけり。「死したり」とて、西の百姓一人を打ちぬ。打ち納めし時、棒打はおきて歸りぬ。打たれし百姓は島田とて、今の四郎兵衛の地主也。範覺いたく立腹なされ、御輿を大野の豊前坊の内へ立て給ふべき由、仰せ出されければ、生き返りの本人を繩打ちて出させけるさへ御邊のおりとにて、千葉へは入らずして、山崎民部少輔に仰せ、頭切りて銚に貫き、調伏しにければ、豊前は跡絶え給ふ也。

一、常覺の御時、大野の百姓に三郎二郎といへる者、繼子の代に小金へ召捕られしを、下野殿聞し召され、神領は不入なるに、寺家へも披露なく、代官にも聞かせられず、口惜しき由仰せらる。「されば、申上げたくは候へども、咎人の遁げもすべきやと、まづは召捕らせしかども、家内その他には少しも沙汰これなく差置きけり。此の上は内議も申すべき也」と、御使は歸りにけり。されども、百姓は今に繩付きぬとて、供分神主殿原衆罷りて種々申しなし、所の若徒七人ありけるを、さりはか臺にて六人までぞ切られにける。中に一人繩を解かれて同心いたし歸りにけり。

一、椎名伊勢殿は、神領久方、大林、平木潟といへる所々を押領せられしを、調伏なされければ、御罰にて慘毒に逢はれき。

一、常覺の御時、那須兵庫といへる人と、新五郎兩人して、夜中に慶陽坊を捕られし事の現はれけるを、金親兵部承、市原新左衛門、成田與五右衛門に仰せ付けられ、九月二十九日討たせにけり。これ牛尾彌五郎殿の御時にて、「院家不入を破るべし」とて、御使には伊藤新右衛門、西治部、石井雅樂介、小沼玄蕃丞御庭へ参りて、「那須が首と、雜物を御渡し候へ」と、種々申されけり。新五郎をも斬らせらるべかりしを、供分中來迎寺道路にて捕りて助けになれり。「先世より不入なれば」とて、首は御渡しなき故、佐倉様小弓へ御申入れられけれども、「先々の如くたるべし」とて、首は御渡しなく、昔の如く落付きぬ。

一、覺胤の御時、家風小島七郎左衛門といへるは、もの忌む名ありしに、よくも相はづれけるを、牛尾殿在所の沙汰によりて、牛尾平右衛門、同大膳亮、同兵部少輔に仰せ、多勢を引き連れ打寄せて、七郎左衛門の家へ入

を登せて壞させられけるに、覺胤出で給ひて竹もて家の上なる者を叩き落し給ふ。供分の面々社人ども、三人の奉行を當所の直の所へ差し置きけり。原胤清へ此の由を申入れられければ、急ぎ帯刀殿を御馬にて、「在所の沙汰差し置かるべし」と胤清仰せ出されし也。「いづれも結城へ歸らるべし」と也。されども、牛尾彌五郎殿は、胤清の御子にて在しければ、牛尾の苗字三人差し添ひ給ひて、「今度院家の不入を破るべし」と、瑣細申されけれども、胤清遅々に及ばれければ、臼井に胤貞の在せば、此の由を申入れられ、また屋形様へも申上げられけるに、圓城寺右衛門、原大藏、臼井よりは胤貞御越しありて、胤清種々申されけるは、「昨今勢國寺宗徳寺などさへも、御信仰なれば、御不法もなされけるにや。まして當家初めの守護神、殊に屋形様千葉に在せし時ならんには、いかで斯様の事申さるべきや」と、胤清を申宥めければ、すぐに落付きぬ。其の御禮として、覺胤座主等は勝胤より御形身の鎌倉九郎二郎とて大切刀の脇差を胤貞へ参らせけり。臼井より直に佐倉へ御出であり。此の時の屋形様は親胤民部丸にて在します。屋形様御悦喜遊ばされ、「院家に惡しき者有る故に、妙見御院内に疵付き申す也。今度本庄内匠奇特に寺家の沙汰を奔走しければ」と、則ち内匠に命ぜらるべき由、小弓にて胤貞も御意の如く申さるべしと、右衛門、大藏申さるゝまゝ、彼兩人をもて、寺家へ仰せ越さるゝ也。覺胤當所の沙汰を仰せ付けられ、御判を下し置かる。此の恐れに内匠の佐倉へ参られけるを、右衛門・大藏の取なしをもて、屋形様より御一禮下し置かる。實に天文二十一年壬子六月五日也。此の沙汰ありし後は當事の沙汰もむづかしからず、隨意也。寺家へ不入の御判、始中終本城の邦胤とも、四世の御判ありける後は、妙見菩薩の御沙汰いみじかりけり。

一、妙見七體と申し奉るは、七星七佛薬師にて在します也。

貪狼星宸勝世界主蓮意佛

巨門星妙法世界主光音自在佛

祿存星圓滿世界主金色成就佛

文曲星無意世界主宸勝吉祥佛

廉貞星淨住世界主廣遠知辯佛

武曲星法意世界主法界游戲佛

破軍星淨瑠璃世界主薬師如來

妙見大菩薩は、皆薬師にて在します也。中にも千葉妙見は淨瑠璃世界主破軍星薬師にて在します。故に軍の守護神とならせ給ふ也。

一、兼胤御世に、上總の守護を小見小五郎へ下し置かる。小見は木内の庶子也。上總へ移る時、屋形様初め御一門御家風より騎馬一人合力あられし故、一日の内供の衆三十六騎にて上總の府中へ移らせらる。是より木内は老成者三十六騎也。

一、胤仲小五郎清光、胤義小五郎範應、胤邦小五郎石見賣山、胤拾小五郎安仲、胤治小五郎林中、府中にて討死。實に永正元年甲子四月十三日也。兩公方様篠塚御陣の時也。原越後守胤隆討ち取りける也。政氏・高基兩公方、千葉孝胤退治にて三年の間篠塚に御陣也。御本意なく御歸座の所、「木内の表裏なれば」と、押寄せて討ち

給ふ。木内は胤隆掣也。それより木内退轉す。喜山へ上總守護下さるゝ由仰せ出さる。小五郎今日の日は五墓の由仰せらる。「一代も大儀ならんに、五代まで立てし事、目出度し」と、申されけり。五墓に立てられし故、木内は五世にて退轉す。永正元年甲子より永祿三年庚子まで、凡そ五十五年也。
一、下總國葛飾郡千葉庄池田郷は千葉の本郷也。千葉は一庄一郷にて、わけて郷と申す事はあるまじき事にや。
一、當寺諸沙汰の事は、親胤様、原胤貞、圓城寺右衛門承忠尙、原大藏承胤安仰せられき。「六供談合申して諸沙汰致さるべし」と、本庄伊豆守申付けられ候。後日の爲一札如件。

覺胤

天文二十一年壬子五月廿八日相定め候。

一、古は當寺御寺家共御院家共被仰出候得ば、屋形様、原殿、若爲同一寺御方御申候。餘人に者座主殿と仰せ候き。家風の者は上様と申候。同文字なれどもかみ様とは不申候。

一、當寺北斗山金剛授寺は、長保二年庚子九月十三日立て畢んぬ。一條院御勅願所、自立以來五百六十年、永祿三年庚申迄也。

一、上野國息災寺より、承平三年癸巳十二月二十三日妙見御移り、永祿三年庚申まで凡そ六百二十七年也。

一、妙見宮御建立は、國守平親胤、原式部大輔胤清、住持覺胤の御時、天文十六年戊申三月二十二日^{てふたて}立、四月朔小屋入、須立七月十日立也。御宮は南面にて、西東へ九尺間三間、三間以上六間也。南北へ九尺間三間、三間以上六間也。同十七日棟上也。三本幣にて、中一本は屋形様、東一本は原胤清、西一本は住持覺胤、

五百六十年
原文五十七

此の三本の前に棚を結び、土幣桶を一つづつ凡そ三、白き外居一つづつ、銚子提一對、代物三本に千五百疋、肴三膳、鯉十二、海老十二、水鳥一双、水色絹三段、幣には金扇三本、麻三把、鏡三面、帶三、長髪三掛、白木弓二張、又五方柱土幣桶五、筵五枚、行器五、銚子提一對宛、染物五段、代物千疋、善の繩布二十二段、加精を立て、其の十文字三擲にして下る也。住持是を取り、檀那諸人亦是を取り申す也。善の繩取様は住持參ると立ちて、右は上手、左は下手にて、取り拜みて右へ巡り、左の肩に懸けて、且那を引く意也。善繩を結びて下るを且那諸人取りて、本尊に縁を結ぶ意也。大工は御宮中の中間の左に、腰挂の俵に腰を掛けて大間に向ひて侍る。住持且那は御宮に向ひて左は住持、右は且那の御座也。供分は左の方に御座也。神主衆は右の方に御座也。中の間の右は番匠侍る也。御肴は何れも同前なり。住持且那は足付、餘は平膳也。肴は熨斗、栗、昆布三品也。熨斗は前、栗・昆布は向也。馬・太刀の披露は當寺の御家風本庄伊豆守胤村直垂烏帽子にて、先づ住持へ御馬・太刀の披露して後、屋形様、次に胤清、次に六東の御一門御家風中也。馬は一、二、三までは黒馬と申す也。大工白張烏帽子、住持且那三疋請取り申す也。餘の馬は番匠請取り申す也。此の儀に定め置かれしを、鍛冶番匠一二馬の論申さる、故、何れも馬共棟に向ひて引立て、住持の御厩へ入れて、一二の鈴鳴らして、鍛冶に馬一疋下され、餘は皆番匠へ下されてけり。太刀・弓の代物をば大工請取り申し、腰挂の俵の上に置き申す也。馬は番匠鍛冶とも手付け申されず。棟幣は番匠持ち參れるを侍請取りて、住持且那に拜ませし後、大工に渡す。大工請取りて諸且那に拜ませ申す也。其の外馬數百三疋、弓太刀は限りなし。善繩には太刀、刀、帶、長髪、絹布、麻、鏡、小袖、烏目を挂くる事夥し。

一、天文十九年辛亥十一月二十三日御遷宮也。大檀那新介平親胤、御馬は馬場又四郎胤平、御太刀は原大藏丞胤安也。原式部大夫胤清、神馬は原九郎左衛門尉胤行、同太刀は牛尾左京亮胤道也。牛尾孫次郎胤貞、神馬は原隼人佐胤次、太刀は齋藤源太左衛門尉清家也。屋形様御馬は住持御内本庄新六郎胤里これを請取らる。胤清神馬は小河外記政俊これを請取らる。屋形様御一家御近習侍衆國中諸侍衆馬共當寺御内本庄伊豆守胤村これを請取られて、次の役人に渡す也。椎崎の御馬は小河大膳、御太刀は宍倉與三郎、成戸の御馬は三谷下野守、御太刀は小河新藏、公津の御馬は圓城寺源五郎、御太刀は湯淺源三郎、寺臺の御馬は高千代大膳亮、御太刀は瀬里惣九郎、神嶋の御馬は三谷右馬助、御太刀は宍倉惣次郎・牛尾右近大夫、御馬は牛尾平右衛門、御太刀は同兵部少輔、其の外大須賀、助崎、小見川、海上殿、相馬殿、府馬、鎗木、米井、井田、山室、三谷、椎名の苗字中、三幡谷、神崎殿、野手、押田、神能、馬數百八十三也。何れも本庄胤村取られしにや。

一、白井の一門、志津の御門、坂戸、吉岡、小船木、粟山、申臺、山梨、蕨の家風中押田、渡邊、神保、何れも太刀上げ申す也。

一、原式部大夫胤清の一門、家風皆々馬太刀上げ申す也。高城、兩酒井、齋藤、菊間、加藤、秋山、岸、谷津、大熊、佐久間、府河天生院殿、其の他馬太刀の使は其の屋敷の老成者の役なり。

一、御幸の儀式は庭儀灌頂の例也。導師歡喜院大僧正貞齋和尚、御輿の前後は社人衆、次は別當檀那衆、御寶物銚子小別當神役人二十二町、御鋒は千葉中老成者、結城中老成者、御幡二十二旒也。七月の御祭幡指の役人衆これを持たる也。御宮にて法華八講大法事、次に神主衆禰宜衆これを勤められ、大神樂を行ひ給ふ也。

一、邦胤御元服の時、胤富邦胤御父子御連判をもて不入の御判を納めらる。實に元龜二年辛未十一月望也。
一、妙見宮棟上の時、一の馬の論を鍛冶番匠申されける故、胤清へ申達しければ、番匠特に心勞致され作り立てられしに、鍛冶に一の馬はいかむ。番匠作り立てし上は、釘は打申すものに候や。「一馬一盞は番匠に下され、二馬二盞は鍛冶に下さるべし」と也。住持の御扱ひに、馬共をば御棟の前へ引き出し、棟に向はせて御厩に入れ、一とも二ともなり、鍛冶に賜はりけり。餘の馬共みな番匠に賜はりぬ。御盞は白張烏帽子にて、大工豊後をば住持取りて賜はりぬ。つち打番匠と鍛冶と參りけるを、兩酌にて屋形様代官、原大藏殿の盞を番匠にはやと賜はりけり。胤清御代官に、中尾右京太夫殿は鍛冶に盞はやと賜はりけり。兩人一度に出で、一度に酒を賜はる。番匠は左座、鍛冶は右座にて、此の時初めて鍛冶番匠の法度を定められけり。

一、すたて番匠九百八十七人。

一、組物五十六くみわたり、木三百丁、番匠千百三十五人。

一、軒ほう同九百二十八人。

一、天井、らんま、格子、雜作、ゑん板、板しき、はしかくし千百二十人。

一、くふりやう、すみ木、木おい、かやおい、さんさす、はね木、こや、かもる、ろしかため、野取千十八人、以上凡そ五千餘人。

一、山取四千八百三十人。

一、かぢ七百十二人。

一、上屋のくみもの二十六くみ、下屋のくみもの三十くみ、わたり木三百丁、表七十八丁、つま七十二丁、これは四すをしるす。

一、あしかやひたちやのよしさくら、上様おほせに、十はゆひ、四そくつけ、千九百二十一駄あまりて、大門をふく。たしあまるも、たらぬもよしにより申すべき事。

一、十たてよりふきおくる間、こくもつとりあつかひ、金親兵部少輔致されけり。

一、小屋奉行代物とりあつかひ、棟上遷宮まで走り廻りの事、本庄伊豆守胤村つかさどれり。

一、かせいの立て様、宮の内の間の通り、十文字作りにて立つ。是は宮中の間の口に取り合せて叶ふといふ字也。創營かなふといふ意也。かせいの立木七尺、上へ二尺にして、横木を結ふ也。横木は五尺也。立木七尺は天神七代過去七佛を表する也。横木五尺は、地神五代、現在の五佛を表する也。

一、善の綱を、棟の中のぬさよりさげて、かせいに挂くる事一文字也。一徳の水なり。又天地和合の意也。かせいに三ツからみてさげるは天地人の三なり。うらを結ぶは住持檀那諸人の佛神縁を結ぶためなり。

一、棟上の時、善の繩の布二十二段、からすくひの餅千、原大藏殿大はら御こし也。

一、ふきてうくしのいはひの餅、一千上げ申さる。本庄伊豆母御さかな上げ申さる。

一、うくしいはひの酒、小河外記上げ申さる。

一、うくしのいはひ水色の縮三段、鯉三尾、かけ樽、銚子提の代物三貫文、太刀三、馬三匹、佐倉小弓當寺よりぞ出されける。

天文廿三年甲寅十一月念

本庄伊豆守胤村花押

むさは武
射さつさ
は匪獲

一、妙見宮材木の上屋十一本は、圓乗寺東の方竹山の中にて切る。一本はししわたしのみや山にて切る。以上十二本也。中山九郎兵衛殿寄進也。下屋の柱二十本、ぬきけたこやかもい木は高須山にて切る。東のくふりやう一丁は東寺山にて切る。牛尾右近大夫殿ひかせらる。西のくふりやうなやの山にて切る。胤清ひかせらる。くみもの、木、大戸の木は、いかう山にて切る。くみもの、木をばよなもとの宮山にて切る。白井十二郷の山にて皆切り、各侍衆より上げらる。すみ木は田べたのおちい山にて二丁切る。一丁は東寺山の宮山にて切る。一丁をばし、わたしの山にて切る。木おいかやおいをば、たかしのさくさべの山にて切る。同ほしぐきなが峯宮山にて切る。板たる木は、いんざい十六郷の山にて挽く。ゑんの板ぬきつか柱は、印東むささつさの侍衆受け取り、上げ申さる。あししろの木は、ながさく山と加曾利山にて伐る。はね木は山梨の山にて切る。同おなき山にて切る。なげしの木は上總かもの山にて切る。らんま格子の木は佐倉より上げらる。おもてのから戸は胤貞小弓にて取らせらる。

月 日

胤 村 判

正月十四日の夜の御祭

一、みるめの前の孫三郎が、くけつのかいをくいはさみて参りたりとよ。萬歳樂とよ。いつよりも今年は御喜びも重なりて、東方朔が九千歳を我が君は保ちて、常若^{とこわか}にてましますば、御一門も御繁昌に、國土豊かに、萬民

樂しみて御伊勢へ御参りあるか。結城の浦よりも、福増といふ舟に、銀の帆柱に金のせみをふくみ、錦を帆にかけて、辨才天と、うがの神は、鱧^{なまこ}へ出でましますば、あるじは中船に召されて、三十三度御参り有りて御下向ありしに、いなけの一本松で御せねかみを御見つけ有りて、御船へ積ませて、大はしへこぎいれて、みくらへになひ入れて、いぬるのすみに重ねあげて、めんどりはにもしつとりと、おんどりはにもしつとりと、おきければ、ふつきは萬年あるじは保ちておはしますば、萬歳樂とよ。

一、大永三年癸未十一月望、利胤佐倉妙見宮にて御元服なさせらる。是は南御所義明小弓に在して、佐倉へ御敵となれる故也。御規式は先代の通り也。御神へ御進物、千葉中諸社へ御賽錢昔の如く也。二騎の御供は、原孫七・粟飯原文三兩人也。常覺座主の時にてありき。御神前への御使は木村左京亮也。千葉諸社の御使は安藤左衛門、賽錢は大夫所へ渡さる。

一、弘治元年乙卯十二月二十三日、親胤御元服は千葉なり。此の時、房州正木大膳亮、十月十日に千葉へ亂入、宿中放火致されし、十一月望の事御日延となれり。御神へ御進物、御賽錢、御先代の如く也。二騎の御供は、粟飯原・幡谷論となりて、原左京亮一騎也。諸社への御使は安藤左衛門、賽錢は神主へ渡さる。御神前の御使は木村左京亮也。御規式昔の如く也。住持の御使として本庄内匠助胤村中途まで参りて上様を拜む也。原大藏承同心申して高篠へ参られ、御三字請取られ、神前にて御闡取らせられ、御字を定め申し、木村どのへ渡さる。

一、元龜二年辛未十一月望、佐倉妙見宮にて邦胤御元服なされけり。是は房州里見義弘小弓にありて佐倉と御戰

ありけるゆゑ、千葉へは参り給はざる也。昌胤御規式の如く也。是を初めにて御祝儀あるべしと、妙見大菩薩へ御進物、青鳥千疋、銀劍一、馬一疋、絹一卷、弓一張、藤卷俣入也、箭一手鉾矢狩股まるり皆袋入也。御樽御肴神へ上げらる。二騎の御供は、彌富の原、六崎の粟飯原兩人也。御神へ青鳥二百疋宛也。御参りの諸士等、御幣を取られ、鷲眼並に太刀刀、御馬上げ申さる。御前への御使は木村左京亮、千葉中諸社への御使は安藤左衛門、御養錢は龍藏權現へ鳥目百疋、御達報の稻荷鳥目百疋、惣代七社大明神へ鳥目五十疋、八幡へ鳥目百疋、香取大明神へ鳥目百疋、摩利支天へ鳥目百疋、天滿天神へ鳥目百疋、各神主所へ渡さる。摩利支天、天神、香取は別に別當あり。供分中へ代物二百疋、寺家老中へ代物二百疋、下部中へ代物二百疋、千葉百姓中へ代物百疋、絹一端、御神前御先拂太夫へ鳥目五十疋、又二騎の御供より鳥目百疋出され、銚子小別當二騎の供より鳥目百疋出さる。上様より銚子、小別當鳥目二百疋下さる、何事も昔に變りて御祝言なさせらる。住持覺胤の時にてありき。御肴御酒は御神前にて、七献昔の如く也。

一、屋形様、御堀内に妙見の在せし時は、社人物代の社三間前殿五間也。右二間は八乙女、左二間は神主にて御祈念申す也。正朔惣代の御供物は加曾利寺山より参る也。箸九膳、片方は寺山同九膳、片方は加曾利也。七膳は惣代、八膳は八人大夫、四膳は八乙女也。此の時、供分は住持の客殿に参り御祈念申すなり。胤直退散の後、妙見を客殿へ移されて、供僧社人同所にて御祈念申す也。

一、正月十日千葉介殿、小侍所并に評定奉行侍所へ入らせらる。時宜により八日也。管領出仕の後参らるゝ事あり。御對面の様は管領同様也。但し、御劍は下されず。

一、御所造の事、御評定十五間は管領役所也。御主殿は佐竹御遠侍の大間七間にて、立物疊所これなく、千葉介殿役所也。七間御厩は結城、二間御厩は小山也。其の外、臨時の御厩、往古は五間、近來は三間也。これ棟梁大工に仰せて造らるゝ也。長面の道は十七間、奉公人の役所也。兩御室の御屋那須、東の御室の御屋宇都宮、御室所は三浦の介役所なり。御中居は御主殿同様也。杉の間、同居留御所造の間は管領在す休み所也。二十間をば管領より造りて参らす。三十間は千葉介殿にて造り参らす。御屋移りは夜陰也。供奉の人々は直垂也、松明の役は御所奉行、御左は梶原能登守憲景、御右は佐々木豊前守氏清、御劍の役は一色右京亮、御肴の役は本間下總守なり。

一、外様奉公中への禮儀は、其の亭へ罷りし時、盃以下式第は時宜によるべし。かねて記するに及ばず。輿にて行き合ふ時は下馬致さるべし。乗馬ならば、外様の内、其の人によつて馬を前より控へて馬を返し、禮儀有るべし。千葉介方にては、馬を返し、其の上一廉禮を致すべし。御一家中にも、其の人によつて思慮有るべき也。一、管領御一家、其の外、外様の被官中の奉公の人に路次にて行き合ふ時は、馬を控へ禮を致す事一度也。書札は御宿所と書いて、肩に各の處官途を書くべし。奉公中の返書には各の字以下を下り書に書くべし。腰文捻文は規式あるべき也。

一、奉公中、但し公方の者は下馬を致さず、宿へ來る時は縁に置くべし。座に呼ぶべからず。被官の居所にて酒を出す事、苦しからざる也。

一、公方様管領と御對面の時、公方様は御くぎやう、管領は足つけ也。自餘宿老中はかなかけ也。

一、東海道十五國の中に、法師御所一人、法師大名三人在す也。法師御所は鎌倉雪下殿、御當家の若君、御直りなさる。三法師大名は熱田座主、是は武衛の御子代々直り給ふ也。箱根別當は北條殿御子代々直り給ふ。千葉金剛授寺、千葉殿御子代々直り給ふ也。右四箇寺は、外苗字の者御移りこれなく、國主の御子なき時は、衆分家風より寺を預り持つ也。

内膳亮胤里、新六郎胤保、孫子にみせ候はん爲に、こまかに書して假名を付け置きし。某文字に拙くて書きも違ひて候。當寺の事ども一々に書きぬ。他見あるまじく候。

七十七歳胤村 花押

一、常兼千葉大権介、次男常衡海上與市、嫡子常幹海上太郎、弟常高本庄左衛門、常秀中務丞、常光信濃守。

胤頼東六郎、次男胤方本庄七郎、胤長空印、盛胤七郎、胤景兵部丞、胤安理印、師胤理性、君胤筑後也。

憲胤同筑後守、胤榮性宗、胤定伊賀守、胤友刑部丞、胤光伊賀守、胤廣成範、胤守刑部少輔、新六郎胤知圖書

助、胤村伊豆守玉意、胤里伊豆守内膳亮、胤保新六郎内膳亮玉照。

胤頼東御子重胤、次男胤方本庄七郎、三男胤朝木内八郎、兄弟三人より分る。本庄の初め也。本庄は海上なり。

本所の郷に居住しぬる故、常高を本庄次郎といふ。常秀、常光三世の後、胤頼東二男胤方より此の苗字にて今に有りけり。

胤定伊賀守、子孫は常陸鹿島へ移り在します。

本庄苗子海上を退散の事

一、常見、海應は兄弟也。弟海應、兄常見の子松王殿を害しけり。松王殿方人本庄神四郎も討たれにけり。海應の子は千くみ殿と申す也。狭間の眞惠法印鹿島へ落ちて死せり。松王殿深く引かせ給ひし故也。本庄大和守二つ子の年の事也。其の時、鹿島へ落ちて源五郎源七郎とて二人の子を持ち給ふ也。四月六日千くみ殿討死は海上將監がわざ也。天正四年丙子まで凡そ三十五年なり。

一、人皇八十八世後深草院の御時、日蓮上人出世、頼朝御他界五十七年の後、最明寺殿の時なり。永祿三年庚申まで凡そ二百八十一年也。

一、安房國千光山清澄寺は桓武天皇勅願所にて慈覺大師建立、承和三年の開基也。本尊は能滿虚空藏大菩薩也。

一、人皇九十代後宇多院の時、建治二年丙子三月望、一遍上人三十八歳にして發願也。正應二年己丑八月二十三日兵庫の島にて遷化せらる。河野四郎常弘の子、頼朝御他界七十七年の後也。正應二年己丑より永祿三年庚申まで、凡そ二百六十二年也。

一、しりがいせんと申す事は、七月大須賀より御町へ家人御出でて、歸る大夫に御土産を御所望なされし時、しりがい一口を鳥目七百に替へて上げ申させけり。返りし年またしりがい御所望也。町に候はで、代物一貫上げ申さる。これが家例となり一貫づ、町に上り申す也。大夫左近八郎童の時、母に傍ひてはまりける時、範覺より三年の分をかせの由仰せらる。時に八郎母家をあげ申さる。やがて歸られけり。其の年、範覺御やう人

なされて佐倉にて遷化也。御遺跡常覺の世に左近八郎佐倉へ参り、深山新六所を宿に取りて、金親彦四郎、同兵部少輔、并に新六三人をもて申さるゝは、「御神事錢二貫上げ申すべし」とて、御むづかしき事なく、「馬人御よりなさるゝ事あるまじ」とて、御一札を取りて歸られ、二貫づゝ上げられけり。彌三郎八郎兩禰宜になりて、四貫となりし也。

一、昔より、大禰宜殿をば左衛門大夫と申しけり。世々の事也。息左近丞死去の後、弟の左近次郎禰宜役を取られけり。左衛門四郎河合の山にて従弟左近八郎を討ちぬ。さて、弟彌二郎禰宜役を持たれけるが、其の子また左近八郎と申す也。子なき故、伯父の子惣二郎を遺跡に立て申さる。みきの丞也。彌三郎殿は彌二郎殿別腹の弟也。彌三郎殿の子は出雲丞也。其の弟みきの丞は惣領大夫也。今のは皆、左近二郎殿の子の筋也。

一、南御所義明小弓に在せし時、とけあ夫佐倉御敵也。其の時、範覺小弓へ御神を移さる。十六年の間なり。範覺やがて我ばかり佐倉へ御出でて遷化也。御遺跡常覺の時、鴻の臺の一戦に御所御腹なされけり。十六年と申すは此の時にて、御神を千葉へ御歸しなされけり。供分六人御供也。さて佐倉より御本意遂げられて常覺は歸られけり。

一、良文の四男忠通村岡大夫、梶原殿初め其の子鎌倉權大夫景村、其の弟權五郎景政、皆良文の御孫也。出羽國山北金澤の城に、安部貞任、かうけの宗任、鳥海彌三郎、りやうくわん大しん、栗矢川五郎と五人籠られたり。八幡太郎義家數萬餘騎にて向ひ給ふ也。其の時權五郎景政は、鳥海彌三郎に弓手の眼を射させ、馳せ廻り、其の箭を返してぞ鎌倉に御りやうの宮と祝はれ給ふ。千葉の御筋也。佐倉にも立て給ふ。小弓にも立てられけり。

とけあ夫
不明に付
原文の儘

十三年原
文十二年

十四年原
文十三年原
九箇國原
文八箇國原
井樓原文
せいろ

一、天正十三年乙酉五月七日、三十世邦胤御捐館也。初め北條氏政の妹姫を娶られけり。其の腹に十二にならせ給へる姫君と、三にならせ給ふ御曹子の在しけり。國の面々揃はざる故、原豊後守・同大九郎父子の心にて、氏政の末子一人を請ひて十二歳なる姫に合せまつり、屋形に仰ぎ申さるべし。北條氏尤もの事なればと、天正十四年丙戌十一月御馬を出され、佐倉へ御越しにて、かしまの城を御取立てとなりけり。人數は伊豆、相模、武藏、上野、下野、常陸、下總、上總、安房、凡そ九箇國の侍、并に人足参りて、十一月二十二日の結構にて二十三日より普請を始め、同十二月三日には普請成就し、門、井樓、壁、家作まで十二日には全く事終り、十五日には姫様御ふくろ様邦胤母御上りなされけり。邦胤の御ふくろは神鳥小見今佐倉とあれどもつばならす。

一、良文と忠頼は鎌倉村岡にて御捐館也。忠頼の子忠常、下總權介上總上野郷より下總東の大友へ御移りなされけり。御子常將より常長、常兼、常重まで五世大友に在せり。常兼常重父子上總大権へ移らる。常兼をば大権權介と申す也。大権にて御捐館也。常重は千葉へ御移り有りて大介殿と申す也。成の字を昔は殿上にてはせい、武家にてはしげ、地下にてはなりと讀みて、人名をば呼ばれし由、成務天皇、俊成、正成、成氏、成胤、成潮、成田など也。

一、鎌倉殿と申すは四人のみ。太郎大夫時忠は良辨上人の御父にて、良辨は大山寺の開山なり。次に村岡陸奥守良文、次に鎌倉權大夫忠道、次に右兵衛佐頼朝也。後年北條氏政相模國を持たれしより鎌倉どのと申すとは聞きつれども、徳の衰へぬるにや、其の跡たしかならず。

解説中に述べた通り、千學集の原本は、もと金剛授寺今の千葉神社の寶庫に秘藏せられたものであつたが、火災に焼失して現今世に傳はるものは其の寫し而も抄本のみとなつた。私の手許にあるものは誤謬脱落多きが故に、成るべく正確なものを見出さんことを林天然氏に相談した處、故大森文學士の寫本が金澤文庫に保存せられ居る筈、就て見てはとの仰せであつた。そこで關金澤文庫長に御願ひして拜見し、御蔭で不明の點が大部明かになつた事は感謝に堪へぬ。右金澤文庫本に左の奥書がある。

原本金剛授寺所藏丙午秋念四紀琴夫書手寫也

明治二十五年二月三日以内閣文庫本寫之

明治三十三年六月村岡良弼氏所藏本を寫し且一校し畢ぬ

佐原清宮氏所藏
村岡良弼
南 聰 子

これに依つて見れば、初め弘化三年九月廿四日下總佐原の清宮秀堅先生に寫され、次に内閣文庫に寫され、香取郡中村の村岡氏に三寫され、大森文學士に四寫されたもので、三氏ともに我が房總人である。これを今度房總叢書刊行に當り、妙見大縁起其の他を参考して補正する所があつた事を申添へて置く。(奥山)

妙見實錄千集記

【解説】本書は「千學集」を参考して書いたものと見える。著者も著作年代も明かでないが、安永九年以後であることに間違ひはない。著述の目的は、千葉氏の盛衰を叙し、其の守護神である妙見宮の縁起と、其の祭事とを記すにあるが、著者の用意の周到ならざる點あるは惜しむべきである。例へば千葉氏の歴代を數へるに、初の十人を第何世と數へ、後の二十一人を第何代と稱してゐる。又、第十三代千葉介頼胤を東六郎胤頼と心得違へをしてゐる。又、第十四代胤宗の記事が全然無く、第十五代貞胤の記事が第十三代頼胤の記事と混入してゐる。しかし、これは著者の疎漏ではなく、原書から寫す際に誤り落して世に傳へられたものと見える。今、叢書へ収録に當り適宜補正して置いた。(奥山)

○高野山蓮華三昧院を宿坊に頼申時、系圖書登せ候ハ、享徳二年八月平胤將在判、永祿三年三月朔日平胤富在判、天正五年三月十六日平邦胤在判。

○當國諸庄園、千葉庄諸郷、白井庄、佐倉庄、埴生庄、印西庄内外十六郷、印東庄、介崎領内舟橋、吉橋郷、栗原六ヶ郷、行徳領ハ、天文年中以來、新起之地也、上總島戸領、篠本郷、丁子浦より、房州三浦九十九里等、以上者不守別鎮守之地、悉ク被附屬之旨、平邦胤被申出分注進。

下總千葉介後見

天正五年三月十六日

原豊前守 在判

屋形様え御取合之事。長門守任筋目御執繼之儀可致之候。仍一札如件。

永祿十一年三月廿四日

鐫木彦次郎

胤 家 在判

○以千葉代々之由緒之手次、信濃守領内介崎可相屬者也。從佐倉御判形進之上、當家門此旨可注進之由被申付也。仍而如件。

永祿十三年庚午十一月二日

奉行

對馬守秀定 在判

平利胤 親胤 胤清 祐胤

○千葉家元祖之由來。

人皇五十代桓武天皇延曆元壬戌御治世皇子五人

第一平城天皇大同元年丙戌

第二嵯峨 帝弘仁元年庚寅

第三淳和 帝天長元年甲辰

第四葛田親王

第五葛原親王一品式部卿

以上御連子五人也。此内三人天子ニ成ル。

右第五〔葛原〕親王ノ御嫡子高見王無位無官ニテ、早世シ給フ。

第二高望親王從五位下上總介ト號ス。寬平三年乙未五。此親王御子拾二人在ス。内二人女子也。

嫡子良望鎮守府將軍ニ任ス。注云、此良望國香ノ嫡子ナ、貞盛ト云フ、生長シテ鎮守府將軍トナル、將門ヲ打手ノ大將也、父ノ國香ヲ將門ノ手ニカケ亡ス、意恨ニ依テ誓テ親ノ敵ヲ射落スト也、首ハ倭藤太秀卿取ル。

第二良將鎮守府將軍、此嫡子平親王相馬將門也。

第三良兼上總介、此良兼ノ嫡子長田武藏守公雅也。

第四良孫鎮守府將軍ニ任ス。

第五良文相州鎌倉ノ村岡ニ住スル故、村岡五郎ト云フ、始ハ奥州ノ大將也、佐倉海隣寺ノ記ニ云フ、良文ハ醍醐天皇ノ御宇在東州、有勇力名。賜上下〔鶴州〕。自是以來號ニ家嫡千葉介。領ニ右兩國。所謂千葉介。上總介三浦介土肥・畠山・大庭・梶原・長尾等坂東八平氏、皆此裔也。云々。

抑千葉家の根元と者此良文公也。依當家ノ血脉ニ系圖の第一とす。御子息五人有り。後に可レ記レ之。先づ良文一代を記すべし。

北斗山實錄に云ふ。桓武天皇第五皇子葛原親王御孫高望親王第五御子千葉第一世平良文は、千葉家の先祖也。良文の母君、常に日月星の三辰に祈願して曰く、「我が胎内に與一子、永令子孫得相續給へ」と。丹誠銘レ肝。

傷仰信歸し祈り給ふ。或夜東方に日月星の三光巖然と顯れ給ひ、金色の光り夫人の膝の上に坐すと見奉れば、十二三ばかりの童子、「吾は是北辰尊星王妙見菩薩也。汝夫婦因信仰志不淺、今爰に出現す」と。即ち告神詠曰、

月星を手に取るからに此家の久しき事は恒河沙の數

「此の歌を子孫に傳へ、此の歌の意を家の笠璽の紋になすべし」との示現によつて、千葉代々月星を紋とせる也。扱懐胎月満ちて男子誕生す。良文是也。器量羣を越え、才德世に勝れ、智仁勇兼備の名將、武功古今獨歩、名譽を天下に顯せり。誠に妙見大菩薩擁護の故也。依之、人皇六十代醍醐天皇御宇、延喜年中蒙勅誥、奥州出羽兩國五十四郡の惣大將とし、陸奥守と號す。于時延長元年癸未二月關東下向、然る處に、六十一代朱雀帝御宇、承平元年辛卯、平の將門良文の兄良將の第一子叔父良文の跡を慕ひ來り、良文實子無之故、一旦養子と成る。良文の大兄良望を國香と云ふ。國香の子平の貞盛なり。兩人對談して、常陸の大掾國香を亡し、關東を順へ、心の儘に威勢を募り、謀叛を企てけるこそ拙才なれ。

○上野染谷川合戰。附、妙見尊御示現之事。

扱夫より兩將は大軍を催し、上野國羣馬郡花園村まで押寄せける折節、染谷川と云ふ所にて兩陣互に參會、川岸に望み、「我先に渡らん」とすれども、逆浪岸を浸し、輒く渡すべき様もなかりし所に、不思議やなびんづら繫結ひたる童子壹人忽然として顯れ、金色の鎧を着し、利劍を掲げ、兩將に向ひ、「我、此の川の瀬踏みして渡すべし」とて、川に打入り給へば、逆浪兩方へ颯と分れ、大河俄に陸地と成る。良文・將門大に悦び、向の岸に走り着く。國香が大勢是に辟易し、暫時進み得ざりしが、敵は大勢、寄手は少勢、七日七夜、三十四ヶ度の戦ひに、良文・將門打靡き、主從七騎に討ちなされ、今更叶ふべしとは見えざりければ、良文馬より下り、虚空に向ひ、「歸命頂

禮、佛神三寶、偏に加護を成し給ひ、今一軍に勝利を得、我本意を遂げしめ給へ」と、丹精無二に祈願しけるに、染谷川の上より白雲一群飛來り、雲中に十二三ばかりの童子出現して、七騎の眞先に進み、落ちたる矢を拾ひて味方に與へ、或は敵に射かけ給ひ、又は利劍を振り給へば、七騎の勢は數千騎に相見え、數萬の鯨波の聲に聞えけり。國香が大勢、「こは叶はじ」と。敗北して本國へ引退く。味方は七騎なれども。負けずして大軍に打勝ちければ。彼の童子は何處ともなく失せ給ふ。良文は虎口の難を免れ。不思議の思ひ肝に銘じ、仰いで合掌稽首し「我を斯く守護し給ふは、如何なる御神にてましますや」と祈りければ、空中に聲有りて、「吾は先達て染谷川にて瀬踏みせし童子妙見なり。汝が母懐胎の砌、一子を授與し子孫相續なさせ給はば、氏子になさんと誓願せしゆゑ、今爰に來て與力せし也。承平三年辛卯六月五日の事也。行末、いよ／＼信心堅固に我を念ぜよ」と、云ふ聲と共に天に上らせ給へば、良文いよ／＼心肝に徹し、「此の神の鎮座何國にや在すらむ」と、里人に問ひ給へば、「此の川邊に、往昔聖武天皇の御建立上野郡馬郡府中花蘭村七星山息災寺と申すに、靈驗新なる妙見大菩薩坐す也」と答ふ。良文主從、「汝こそ御參なれ」と、花蘭村息災寺へ詣で、七人各七番の小笠懸を射奉り、良文の郎黨粟飯原文次郎に申付け、「汝は此處に止り、何卒手段を廻し、本尊妙見尊を盗出して守護し參れ」と、主人の命違背もならず。文次郎山伏の形に成り、三ヶ年通夜修行し「主人良文を守護し給ふ本尊は、いづれにましますや。我に告げさせ給へ」と、無二の丹精誠を抽んでけり。自元此の寺の本尊は尋常の妙見に非ず。過去七佛藥師の尊躰を妙見と申習はし、諸人拜見するものなかりし也。時に或夜、妙見厨子の戸開く音聞えて、「我染谷川にて加勢し、川の瀬を踏渡したり。其の時の儘に今土足也。是見よ」と踏出し給ふ御足の裏に土つきるたり。文次郎「これこそ念願し奉る妙見

尊よ」と感涙を流し、承平三年癸巳十二月廿三日、七星山息災寺を立出で、太夫の末子乙壽と云ふ者を同伴にて、妙見尊を供奉し、其の夜は平井の里、襄崎と云ふ所に一宿し、夫より武州の本所藤田の郷なる良文の御所へ参り着き、文次郎自分の倉に入れ奉り、我が娘二人を八乙女として、自身は太鼓を打ち、神樂を奏し慰め奉りけり。其の後、秩父の大官へ移し、又鎌倉良文の御在所村岡へ移し奉り、暫時此處に鎮座也。依て良文も陸奥守をすべり、村岡五郎と名乗りけり。然れども、關東八ヶ國の押領使と成り、子孫四方に充滿して、坂東八平氏は皆良文の末葉也。委しくは後末に記之。七星山息災寺ハ、神龜五年己卯八月十五日、行基菩薩開基、七佛藥師の内、羊ノ妙見尊、今の千葉妙見尊也。

千葉第二世 忠頼

村岡次郎、後に上野に居住し、上野の次郎と云ふ。御子三人。一本に、正四位下少納言兼出雲守とあり。御下總權之介と號す。上總上野郷に住し、同じく仁見に三日逗留し、後下總へ移り、上總下總兩國を領しけると也。

嫡子 忠常

此の人を山中惡禪師と名づく、大力にて角を折るといへり、御子三人あり、嫡子中村太郎常宗と云ふ、此の常宗の一子中郷庄司宗平と云ふ、忠常の二男士肥四郎實平、此の嫡子眞田與市將平也。

二男 忠尊

武藏權守と云ふ、此のこの一子武基夫と云ふ、この一子武綱とも、この一子重綱者とも云ふ、八人秩父家の先祖也。

三男 正常

幡太郎義家、奥州合戦の時、この一子重弘、秩父太郎、この嫡子重義、庄司、同弟有重、別當、重義先陣の大將高兵七人の内也。

千葉第三世 忠常

重義ノ一子重忠秩父庄司山太郎。此の一子重康也。右大將頼朝の御代、先陣の大將也。此の人を上總介とも云ふ。下總權介と云ひて、上總下總兩國を領し、龜甲の紋也。大友に住す。是より七代此の間は處に住す。依て妙見尊を勸請せり。一本に、武藏國をも押領すと有り。金剛授寺開基の大且那也。

佐倉海隣寺ノ記ニ云フ。長元年中、上總介忠常、北條直方・中原成道ト、下總國ニテ戦ヒ、得テ勝利。其ノ後源ノ頼信ト戦ヒ、不決ニ勝負。和陸シテ赴キ京都。道中美濃國ニテ病死スト云々。此ノ人叔父ノ秩父冠者重綱ハ、義家奥州合戦ノ時、先陣ノ大將ナルニ、如何ナルコトニヤ頼信ト及ニ合戦ケルコト云々。院家勢ニ慕リシカバ京都ヨリ打手ノ大將ノ勸請ヲ蒙リテ、頼信向ヒシトナリ。

飯野花は井ノ花に同じ

嫡子 常將

二男 覺算阿闍梨

北斗山金剛授寺ノ開山也、長保二年九月十三日迄ニ造畢、此の覺算阿闍梨の智德達ニ天聽、人皇六十六代一條天皇より、御祈願成就の御褒美として大僧正に任ぜられ、勸願寺と成る。院家院號は尊光院と號す、薄墨の御繪旨は、飯野花落城之節焼失せりと、惜しいかな、覺算其の砌、井ノ花城留守居に引越し、大切之寶物共城内へ入置きし處、上總より三上但馬守二千餘騎にて押寄せ、終に炎焼すと云々。

千葉第四世 常將

從五位上千葉介、是ヨリ千葉氏の始也、又從四位と有り。

第一子 常長

天人の御子也。

花見系圖に云ふ。桓武天皇第五の皇子一品式部卿葛原親王四代孫、妙見大菩薩落胤、鎮守府將軍良文四代の苗裔、千葉介常將。此の代に至つて、天人降りて夫婦に成り給へり。子細は千葉の湯之花の城下に、池田の池とて清淨の池あり。此の池に蓮の花千葉に咲けり。貴賤上下群集して見物す。或夜人靜まりし夜半過に、天人天下り、傍の松の枝に羽衣を懸置き、池の邊へ立寄りて、千葉の蓮花を詠覽し給ふ。夫より湯の花の、城へ影向成りて、大將常將と嫁娶し給ひ、無程懷胎有りて、翌年の夏の頃、無恙男子産生し給ふ。是を常長と號す。此の事都鄙遠近依レ無其隱。達レ寂聞。依レ勅宣常將及參内。任レ御尋。右之趣委細奏聞仕る。「前代未聞の事也」と御感不斜。爲レ御褒美。被レ任レ從四位。則ち千葉の蓮花を御形取り、「自今以後千葉と名乗り可レ申」旨勅諭有りて、此の時始めて千葉介と號し、則ち御暇被レ下置。歸國仕候也。其の以後、天人は羽衣を着して天上し給ふ也。常將公七十五歳にて既に臨終せんとする刻、右の天人亦影向して、常將を伴ひ、諸共に天上し給ふ。扱、其の時、嫡子常長の方へ、母御前の形見として夕顔の種一粒虚空より降し給ふ。常長大切に致し、菌に植えければ、夕顔一つ生りた

りけり。不思議と思ひ生立て置く。有レ時、「最早實入らむ」と、是を打割り候へば、内に父母の御像歴然と顯れたり。是誠に常將公并に母夫人の兩容、共に觀世音薩埵と變現し給ふ。即ち夕顏觀世音とて于レ今現在し、諸人參詣し奉ると也。下總大友の近所、樹林寺と云ふ是也。右天人は、妙見大菩薩の御變化也。

北辰大菩薩苗裔千葉氏北斗姓

以上花見系圖之寫

宗胤書 花押

繪本には、井ノ花近所に住居せし老女ありて、常に甘酒を賣る。此の老女妙見尊の乳母と云ひ習はし、天人の羽衣を隠し取り、常將卿へ捧げけるが、天人この乳母に尋ねける故、井ノ花へ同道して常將公へ對面させしとの傳あり。乳母の社は假屋の前に在り。上野國息災寺の堀内にも、此の乳母の先祖の古跡あり。染谷川の西尿澤の因縁もあり。大旱の時は尿を垂れ大洪水となりて近邊の地を潤すと也。其の時に開毛八筋流れ、息災寺に五筋有り。北斗山に三筋あり。長さ七尋ありと靈寶記に見えたり。是も井ノ花落城に焼失せりとなり。

千葉第五世 常將嫡子天人子 常長 下總權介、大友に住す。千葉大介と號す。御子七人。一本に、義家公の加冠と云へり。

第一子常兼 大権に住す。權介。相馬五郎ト云フ也、上總介 三男常房 鴨根ノ次郎ト云フ、四男ノ先祖也、房州ヲ領ス。 千田ノ先祖也。

頼常 原ノ四郎ト云フ。 五男常益 岩部ノ五郎ト云フ、 六男常余 栗原六郎ト云フ。 七男覺永 斗北

山座主第二世也、覺算大僧正ノ次也。

千葉第六世 常兼 大権權介、從五位下、御子四人有り。千葉太夫ト云ヘリ。 大治元丙午二月十日、八十三、大権ニテ卒ス、觀音星成院殿ト戒名ス。

嫡子常重

二男常衡

海上與一ト云フ、海上ノ庄三郷主也、舟木千貫本庄同繪根同常衡ノ子常衡、海上太郎ト云フ、此ノ常衡ハ頼朝公千葉ノ館ニテ手自ラ扇ヲ下サル、鶴龜ノ繪アリ、是ヨリ家ノ紋トス、海上家本來丸ノ内ニ鶴ナリ。 同二男常高 本庄ノ次郎ト云フ。本庄ノ始也、本庄ノ郷ニ住ス。 三男常康 白井ノ六郎ト云フ。此ノ子白井太郎ト云フ。

四男常廣 匣塚ノ八郎ト云フ、此ノ子政胤、飯高四郎ト云フ也。

千葉第七世 常重

從五位下大千葉ノ介ト云フ。 壽永二年癸卯二月三日、九十八ニテ逝去シ、善應昭淨院殿ト戒名ス。常胤ノ父也。常重明有覺北斗山第三世也。

第一子常胤

二男胤隆 武射七郎ト云フ也。 三男胤光 稚名ノ八郎ト云フ。

千葉第八世 常胤

從五位上千葉介ト云フ。鎌倉辨ヶ谷殿ト云ヘリ、實錄ニハ貞見淨春院殿、正治元年二月廿四日ト有レ之、六頭ノ始也。佐倉海隣寺ノ記ニ云フ。從五位下行下總介。源頼朝卿、於三州州鎌倉、擧義兵時、依レ特常胤、如レ父母、依レ之順ニ頼朝卿命、陣ニ西海ニ奮威、或也ニ東陸ニ勵勇。其戰功顯ニ然今古。云々。常胤ノ時、海隣寺ヲ開基ス。此刻ハ時宗派ニ非レドモ、其ノ後遊行上人ヘ一門ノ吊ヒ頼ミシ故、永ク時宗ニ取立テ給フト也。自レ此後ニ法名記レ之。正治二年庚申二月廿四日、常胤卒去ス。年八十三。善住院殿平朝臣常胤、後哲道閑、重阿彌陀佛ト號ス。御子六人有り。依レ之六東ノ始ト云フ也。頼朝公左座ノ第一席也。頼朝公御供申し、一千餘騎にて京都へ上リ、名譽世に高しと也。

嫡子胤政

千葉小太郎。

二男師胤 相馬小次郎、鎌倉ニハ相馬天王ト云フ是也。東鑑ニ、相馬小次郎師常、元久二年霜月十五日卒ス、六十七歳、端坐合掌シ、結定往生スト也。繪本ニハ、自將門正統ノ系圖師國ノ養子トナリ、下總國相馬郡・奥州行方郡・標葉郡ヲ知行スト也。 三男胤重 武石三郎。 四男胤信 大須賀

四郎。 五男胤道 國分五郎。 六男胤頼 請く。子細有りて頼ノ字を下に付くると也。胤頼の嫡子六郎重胤(繪に東ノ小太郎)を後に平太兵衛尉と云ふ、二男胤行を本庄七郎と云ふ。繪に胤頼の二男中務丞胤行と云ふ者、定家卿の門弟と成り、古今傳授を受く。武家歌人の元祖也と、云々。

七男覺傳 金剛授寺第四世の住持也。

千葉第九世 胤政

在鎌倉ニ辨ヶ谷殿ト云フ。母ハ秩父重弘ノ女也。建久三年癸亥七月廿日、六十三ニテ逝去シ、觀應常仙院殿ト號ス。(一説、建久七年丙辰七月廿日卒、隆崇院殿政感秀應大居士阿彌陀佛)御子十二人有り。

妙見實錄千集記

嫡子成胤 加曾利冠者、

二男泰胤 土氣ノ太郎、上總ノ千田へ移ル。

三男胤時 埴生ノ三郎

四男胤忠 遠山方七

郎

五男師時 神崎五郎

六男常秀 堺平次郎、東鑑ニ、文治元年乙卯九月、千葉ノ平次常秀トアリ。

七男胤廣 三谷

八男胤忠 多部田太郎。

海隣寺記ニ云フ。「胤忠」與「常胤」同屬三賴朝公ニ有「莫大軍切」略之。

九男胤範 六崎六郎、これ八頭ノ始也。

十男覺秀 北斗山第五世座主、

二人ハ女子也。

千葉第十世 成胤

權守、在鎌倉トモ云フ。海隣寺記ニ云フ。承元三年十二月、不替常胤、被補以成胤上總下總兩國ノ守護。英光院殿芳社成哲殿大居士。阿彌陀佛ト號スト云々。當寺實錄ニハ、正珍仙光院殿。建保六年戊寅(繪六一年甲戌)四月十日、五十七歳。其の子三人有り。

嫡子胤綱

修理大夫ト號ス。

二男覺仙 北斗山座主第六世也。

女子一人也。

抑右兵衛佐頼朝卿。於伊豆嶋、治承四年七月十四日、後白河法皇の御綸旨頂戴。伊豆目代和泉判官、兼高の城を攻落し、八月上旬相模國石橋山にて、大庭三郎景親と合戦し、及三敗軍。僅に七八騎にて土肥、眞名鶴の崎より扁舟に棹し、安房國獵ヶ嶋の洲崎に着き給ふ。藤九郎盛長等御供す。跡より北條・三浦馳加はる。安房國司安西三郎景益を初め、上總介廣常・千葉介常胤等、三ヶ國の大名馳せ集まる。于時治承四年九月四日也。常胤・胤政父子安房國に發向と聞いて、留守の間へ、千田判官親政、一千餘騎にて千葉の城へ押寄す。常胤の孫加曾利冠者成胤は、祖母死去に付、同孫たりと雖も養子故跡に、留りて遲參の處なり。彼の祖母は秩父太夫重弘の中娘也。重ねて成胤上總へ赴かむと用意し、曾我野まで乗出し給ひ、跡ふり顧み給へば、千葉堀の内近邊に煙立ちけり。「何事ぞ」と尋ね給ふ。「千田判官親政、平家方の開えを憚り、千葉の城を焼亡さんと、堀込の人無き處へ忍び入り、堀の内へ火を掛けたり」と聞くより、成胤の仰せには、「我此の儘見捨て置き上總へ參りなば、頼朝卿を初め、父

兄弟、云ひ甲斐なく逃げ來りしと思召さむ。いざ立歸り、一合戦して敵の奴原追散さむ」と引歸しけり。其の頃成胤十七歳、其の日の裝束には、櫛巾の直垂、唐綾の鉢卷、梨打烏帽子、櫛繩目の鎧、熊皮の揉踏、銀縁り金筋渡しの太刀を佩き、鴉羽の征矢を負ひ、塗重藤の弓を持ち、月毛の馬に打乗り、鎧踏張り鞍坪に立上り、大音聲に名乗けり。「抑是は桓武天皇三代の後胤、陸奥守良文八代千葉の常胤の孫、胤政の嫡子、成胤。生年十七歳。爰へ寄せたる大將親政に見參せむ」と、紅の扇子を開いて招きながら、千餘騎の中へ颯と乗り入れ。六七度懸けつ歸しつ、大勢切り捨つ。元より案内者なれば、此の浦一筋は足利き、一筋は馬足立たざる也。浦に打出で、下り立ち、馬の足を休めむとて、各弓と矢取揃へ、矢種ありたけ親政の勢へ射かけたり。矢種も盡きて、召し連れられし山邊郡司寺太郎成高千葉寺住ス神田次郎成利、雜色安次郎、小別當善四郎主從七騎、すでに危く見えたる所に、不思議やな、傘程なる黒雲一層覆ひ降る中に、鬢結ひたる童子甲冑を帶し、落矢を捨ひ敵に射かけ、劍を抜いて眉間に當て、飛び來る矢をば切り拂ひ、千變萬化働き給へば、寄手の勢、「あれ射落せ」と、馬の口を揃へ、一面に乗り出し、「われ討ち取らむ。われ射落さむ」としけれども、馬足も不立、馬よろび、人落馬し、矢は途中にて折れ、羽切れ、鞍折れて、七騎の方へは一向不當。いづれも手を不負。勢數萬の音に聞えければ、親政の大勢とても叶はず。「引けや」とて、二十里程なる馬渡まで逃げ行けり。成胤追ひ掛け生捕りしもあり。又、一説には、逃げ延びたりともあり。それより上總へ參會し、父兄へ物語る。常胤・胤政大に悦喜し、頼朝卿の御前へ打連れ罷出で、「かやうく」と申上げるにぞ、君不斜御感あらせ給ひ、「佛神三寶の納受とは云ひながら、かかる現益不思議なる例は、實に前代未聞なり。いざや參詣せばや」とて、治承四年九月廿日、千葉妙見へ御參詣有

り。結城野に白旗を立て、御自筆にて御願文認め給ひ、丹誠無二の御祈誓あり。御供の人々には、先陣を上總權の介廣常・長南太郎重常・長北次郎家仲・次郎常家・伊保庄司常仲・同太郎常信・同二郎常明・同小大夫時常・佐是四郎祥師・天羽庄司秀當・同秀間・同四郎師常・安房國安西三郎景益一門。其の外一千餘騎千葉の御館へ御移りあり。其の時結城野に白旗二三十流立て給ふ。結城野は今の寒川也。扱千葉介常胤・胤政・成胤は三家・六頭・五頭・八頭を引率して、其の勢六千餘騎、君を守護し奉る。頼朝御感不斜。「我が運偏に妙見尊王の擁護に任す」と云云。平家退治の後、利運長久の御満悦として、御旗二十二流と、三尺五寸の廣光の太刀、其の外神馬等を御奉納あり。祭奠料として若干の地を永く御寄附也。なほ、當家繁榮の祭禮等、不可有怠慢之旨、千葉介被蒙命、承知之云々。至子今、祭禮にハ、寒川村より白旗。數多奉納し捧ぐるは、此の因縁なり。

千葉第十一代 胤綱 安貞二年戊子五月廿七(異本八)日、御子二人、一人ハ女子也。三十一歳ニテ卒ス、正山榮照院殿。御子二人、一人ハ女子也。

嫡子時胤 甥照覺 北斗山ノ第七世也。

千葉第十二代 時胤 仁治三年壬寅九月十七日、廿四歳ニテ卒ス。大應常光院殿ト號ス。此ノ代迄ハ、折箭妙見堂内陣ニテ琴・琵琶ノ十二樂ノ聲アリ。御一門ノ諸大名聽聞スト也。常ニ不レ絶聞ユト也。

千葉第十三代 頼胤 常胤ノ六男也。時胤ノ養子ト成ル。頼朝公ノ烏帽子子也。建治元年癸卯八月十六日、六十七歳ニテ卒ス。常善長壽院殿ト號ス。此ノ嫡子龜若丸、六歳の時、武藏の國分三郎入道、是も千葉家の外族なりけるが、内心惡逆にして父頼胤を鎌倉の折箭、此若君をだまし、「父に對面させむ」と誘引し、これを途中にて失はむとせし事聞えければ、千葉一門參會して、「國分三郎にたばかられ、若君を失はむ事の残念さ」とて、悲歎不斜。院家初め社僧社人等、妙見神前に集り、染々祈誓しけるに、不思議やな、寶殿の内弓弦の音聞え、筒矢壹本西の方へ飛行きけるに、品川宿にて、武藏國住人本間四郎・澁谷三郎、此の事を聞くなり、手勢引具し、國分三郎を捕り、品川面にて誅之。龜若殿無難にて千葉へ歸國し給へば、御一門初め、院家・寺家・社人等、國中安全なりとて、萬民喜悅也。然れども、定まる菩提寺無之故、時宗となり、遊行上人を頼み、法名を受く。善珍淨徳院殿法阿彌陀佛。觀應二年辛卯正月朔卒ス、六十一歳。海隣寺記ニ云フ。新田左中將義貞ニ一味シテ在京ス。此ノ

常胤六男也云々ノ注全ク誤である

時京都亂逆最中ナリ。諸寺院モ燒失シ、僧徒モ逃散ル。可引導無僧侶。一遍上人回國巡行シ給フヲ、從臣トモ頼ミ寄リ、引導法號申受ク。依此由緒。本國千葉ノ寺ヲ時宗派トシ、海隣寺ト號シ佐倉ニ修之。

(校訂者曰く、「然れども定まる菩提寺無之故」以下は第十五代貞胤に關する記事で、第十四代胤宗の記事と第十五代貞胤の初めの記事と脱漏したのである。今、適宜これを補ふと次のやうにならう)

千葉第十四代 胤宗 頼胤之次男也。正和元年壬子三月廿八日逝去。四十五歳。法名清照院殿常山梵阿彌陀佛。御子三人。

嫡子貞胤 二男覺源 北斗山第八世座主。 一人女子也。

胤宗大番役にて在京の時、寶藏鑿司の女房と契り、保昌の寶劍を竊ませて關東に持ち還りしが、女房の罪死せるを聞き、追福の爲に千葉の庄に七體の阿彌陀佛を建立せりといふ。

千葉第十五代 貞胤 嫡子氏胤

この貞胤の一代は領内平穩、一門繁昌して、千葉家の最隆盛を極めし時なり。後醍醐天皇笠置御落城の時、大納言師賢卿下總に流刑となられしを預り申す。後、官軍に屬し、新田義貞に従ひて北國に落ちけるが、雪に會ひて心ならずも、武家方に降り、在京して卒す。然れども、京都には定まる菩提寺これなき故、時宗となり、遊行上人を頼み法名を受く。善珍淨徳院殿法阿彌陀佛。觀應二年卯正月朔卒す。六十一歳。

千葉第十六代 氏胤 在京。法名常珍月溪院殿。徹貴運其阿彌陀佛。貞治四年乙巳九月十三日卒。御子四人。

嫡子滿胤 二男宗胤 千田太郎ト號ス。 三男重胤 馬場八郎。 四男胤高 原孫四郎。

千葉第十七代 滿胤 法名道山徳阿彌陀佛。應永三十三年丙午六月八日卒。六十四歳。御子四人。海隣寺記ニ云フ、隨光院殿平朝臣滿胤、圓達道意彌阿彌陀佛。

嫡子兼胤 二男康胤 馬加殿ト號ス。康胤ハ常陸大掾ヘ養子ニ入り、歸リテ馬加村ニ住シ、後千葉ノ家相續スト也。後ニ佐倉ヘモ通ヒ給フトナリ。 三男胤賢 胤賢ハ馬加郷ノ河邊、

笹江ノ大堤ニテ切腹スト云ヘリ。 四男圓覺 北斗山第九世座主。

千葉第十八代 兼胤 永享二年庚戌六月十七日、三十九歳ニテ卒ス。喜山眼阿彌陀佛ト號ス。海隣寺記ニハ、稱名院殿兼哲往蹟ト有り。

嫡子胤直 二男珍覺 北斗山第十世座主。一人女子。

千葉第十九代 胤直 法名相應寺殿眞西一閑臨愼阿彌陀佛。享德三年甲戌八月十五日、武射ノ土橋阿彌陀堂ニテ自害ス。千葉來迎寺ニ石牌アリ。御子三人。

嫡子胤將 二男胤宣 父ノ逝去ノ前日、十六歳ニテ同所ニテ自害ス。清流院殿宣悅幻道重阿彌陀佛。 三男實胤 胤乙丸。此實胤ノ御子自胤、自胤ノ御子盛胤、盛胤ノ御子治胤、治胤ノ

御子範胤、武藏ノ三ツ又ニ屋形ヲ作リテ住レ之。 覺實 胤直ノ甥ナリ。北斗山第十一世ナリ。

一、千葉の城は、大治元年午六月朔日建之。人皇七十五代崇徳天皇御宇、千葉七代檢非違使從五位上千葉大介常重常胤ノ父ナリ小路の代也。家數一萬六千軒、表八千軒、裏八千軒。繪本五百五十會場表裏共に五百八十餘小路也。余小路に作る

應大明神より御達報稻荷まで、七里の間宿々也。會場鷹の廣小路より谷部田迄、諸侍の御屋敷なり。鑄木殿と申すは、池田と云ふ也。堀之内に屋敷あり。本宿は御家門方なり。宿の東方は圓城寺の一門家中屋敷也。西之方は原式部の一門家中の屋敷也。大橋より向ふを市場と云ふなり。是より町人の屋敷也。御達報まで相續く。

是は昔物語なり。胤直代落城也。

一、千葉祭禮、大治二年未七月十六日常重御代、初めて妙見尊の御輿假屋へ御幸。神主八人、八乙女四人、御祭禮御舟は、宿中老人役也。供物は千葉中野錢十三貫之所也。同開錢諸家中侍衆より上ヶ被申候。一開は假屋供物社人へ出し、一開は老中共取る。御舟乗之勤役に取る也。

一、結城之舟は天福元年癸巳七月廿日始まる也。時胤の代なり。御濱下り之御送り船也。結城村之督六戸穴倉とあり出雲守と申す者、爲永鏡取立つる也。今の寒川の事也。昔は妙見の御屋形堀の内に御座せし時、惣體七社の宮

八人の太夫・四人の乙女集りて、折々御神樂上げ、大旦那國家安全の御祈願有りしと也。八人の太夫は、第一左衛門太夫左近四郎也。第二右近八郎。第三彌九郎は笛の役也。第四兵衛五郎大鼓也。第五兵衛次郎は、小鼓也。第六民部四郎羯鼓。第七民部五郎大鼓。第八左衛門四郎大拍子の役也。四人の乙女は、第一米市、第二専市。第三松市。第四乙市。如此繁榮して、享德四年(康正元年に當る)乙亥三月廿日、凡そ三百三十年目胤直の代に落城す。惜しい哉。何の所以にか亡ぶとなれば、大將不器量にして、是非善惡不辨故也。其の由は、兩老中原越後守胤房・圓城寺下野守尙重兩家臣、口論有りて確執遺恨に成り、大將胤直へ此の事を訴へける時、圓城寺方其の砌威勢強きを恐れ、無理を理に揃き、原越後守は正道にして微勢なるを押し倒し、非道に取りなしければ、双方いや増し逆討して、國中甚だ騒動す。其の前年正月朔日、胤直の家族片野美濃守胤定と申すもの、神前に通夜せしに、妙見尊十二三の童形に現じ給ひ、御告に曰く、

神風に吹きちらされて胤直のすけも柱も叶はざりけり
美濃守重ねて御神問申上げるは、「且那原方如何に候哉」と。神詠又告げて曰く、
神風の長閑なりける時にこそ高天の原の末ぞ久しき

と。二首の御詠歌告げ給ひ、消ゆるが如く失せ給ふ。後に左衛門太夫秀義、此の詠歌を千學集にも書入れける也。享德三年甲戌夏頃、胤直他行の留守に、逆心の者ども小川の在家に火をかけ、既に城中へ火移る。二男胤宣城

外へ乗出し、防ぎ戦ひけれども不叶。敗北して武射の土橋と云ふ所に、辻堂の有りけるへ駈け込み、腹切りて相果てたり。やがて父胤直も跡を慕ひ尋ね行きしに、處の者申すやう、「昨日此の近所の阿彌陀堂にて、若侍切腹せられたり」と云ふを聞いて、胤直も同所の辻堂にて自害せられしと也。誠に妙見大菩薩は慈悲深重にましませども、強業難化の時節到来、浮世の習ひなれば、佛神見離し給ふにや。本城に妙見堂・摩利支天堂、其の外神社悉く焼失せり。時の妙見別當覺實座主は、胤直の甥也。北斗山金剛授寺は、客殿十二間也。不焼失之故、妙見尊を寺へ移し、覺實は妙見堂の近所へ別寺を立て移り居たりしに、十三ヶ年問應仁元年正月八日の夜、覺實の居たりし所の庵より出火して、堂寺中不殘焼失せり。この砌、不思議有り。武射の福岡と云ふ在所に、千葉の一族左衛門大夫秀義に告げあり。「只今出火有り。早く参り防ぐべし」と也。秀義馳せ付け見れば、神前の扉開かれて有り。即座に本尊を庭上に抱へ出し奉りけり。時に輔胤卿を初め、國中の人々の馳せ集り、先づ早急に四間四方の假屋を立て奉り鎮座し、神々の神輿等少々調之。

千葉第廿代 胤將

享徳三年甲戌六月二十三日卒ス、二十三歳。高山殿阿彌陀佛。海隣寺ノ記ニ、専光院殿迎將眞門大居士。無二御子一。

千葉第廿一代 康胤

滿胤ノ二男也。康正二年丙子十月朔日卒、五十九歳。重阿彌陀佛。實錄繪本討死ト有り、何レノ處ゾ可レ尋レ之。大相法阿彌陀佛淨應トアリ。常陸ノ大椽殿ノ養子ト成リケレドモ、實子誕生故、立歸リテ下總馬加ニ住ス。依テ馬加殿ト云フ。屋形ヲ造リ、爰ニテ千葉家ヲ相續ス。常州ヨリ歸國ノ砌、大椽殿家重代ノ祕藏ノ太刀ヲ持歸リ、千葉家ノ重寶トス。千葉落城ノ後、佐倉ニ遣シ置ク也。其ノ後康胤モ移ニ佐倉ニ御子ニ人

嫡子胤持

次ハ女子。海隣寺ノ記ニハ、居城馬加、號馬加御所。其後有二所以、移ニ同國佐倉ニ也。深光院殿平朝臣康胤ノ性大居士法阿彌陀佛ト云々。

千葉第廿二代 胤持

御子ナシ。馬加御所二代ニテ終レリ。此ノ人文明ノ頃源ノ成氏ニ方人シテ、上總國八幡合戦ニ討死ス。首ハ京都へ上ルト云々。八幡無量寺ニ葬ル。法號大覺與阿彌陀佛。廿三歳。海隣寺記ニハ、

範覺

原越後守胤高三男、北斗山第十二世也。

無量院殿時道智想與阿彌陀佛ト云々。

千葉第廿三代 輔胤

是ハ氏胤ノ三男馬場八郎重胤ノ子ナリ、岩橋殿ト云ヒ、法名範常公阿彌陀佛。延徳四年壬子二月十五日卒、七十七歳。一本ニハ平山ニテ卒、海隣寺記ニ云フ。應仁年中、千葉妙見堂造營ス云々。又文明年中、源成氏總州古河ノ城ヲ出奔シテ佐倉へ逃來リ、八ヶ年扶助ニ預ルトイヘリ。法名千寶院殿輔臺淨光彌阿彌陀佛ト號スト云々。御子三人。一説重胤ノ子胤依、其ノ子三人アリト。一金山二公津三岩橋殿輔胤トモ云フ。

嫡子孝胤

二男源意。菊間坊成身院也、此ノ子源秀ハ光雲院也、源秀子源長ハ天生院也。又源成氏ノ若君蓮花光院御

三男胤次。濱市氏云、權崎十郎ノ事。

又輔胤平山を取立つ。孝胤迄二代御座也。夫より長崎へ移る。其の後佐倉へ移り給ふ。

千葉第廿四代 孝胤

千葉大介トモ云フ。永正十八年辛巳八月十九日、六十三。常輝院殿眼阿彌陀佛ト號ス。孝胤代文明十五年甲辰六月三日、佐倉城地取始也。御子三人。

嫡子勝胤

二男胤家。成戸ニ住ス。三男少納言。少納言ノ御子右馬介。物井殿ト申ス也。

此の代に東山義政の嫡將軍義尙公發向有りて、篠塚にて三ヶ年の間合戦あり。互に勝負不決。武藏國本間殿六崎にて孝胤に行き逢ひ、「斯くの如く三ヶ年の戦ひ、雙方御退屈。殊に大勢の士卒及難澁候間、御覺悟有りて、大將にも御歸座可レ有之候哉。御息子の内壹人。御字を御申請可レ被成旨、大將被レ仰候。如何被レ思召候哉」と申されければ、孝胤申さるゝは、「某等代々妙見大菩薩の於御寶前一致元服、字を撰び付け候へば、其の儀は不レ任我意」と答へられけり。本間殿重ねて申され候には、「二番目の御子と被レ仰出候」と申す。孝胤の云く、「某の家風は、二男にも、嫡子より一字を呉れ置き申す」と答へられければ、本間殿も無レ力、「無レ是非事に候」とて、馬を返さる。大將義尙も、國元へ被レ引候。誠に妙見信仰の加護嚴重にして、敵方敗軍に及べり。孝胤

正直甲に御座す故也。

千葉第廿五代 勝胤

享祿五(天文ト改元)壬辰五月廿一日卒、六十
三。法號常養其阿彌陀佛。御子十二人アリ。

嫡子昌胤

二男勝位

三男胤重

殿

四男勝門

殿

五男公辨

殿

六男常覺

北

山第十

七男一印坊

寺

八男重阿彌

寺住

九男覺顯

北斗山主

余ハ三人

女子也。

千葉第廿六代 昌胤

天文十五年丙午正月廿四日卒、五十一歳。常天法阿彌陀佛。海隣
寺記ニ、梅光院殿平朝臣昌胤。道繁法阿彌陀佛トアリ。御子四人

嫡子利胤

二男胤壽

三男胤富

海

四男親胤

千葉第廿七代 利胤

御子無シ、弟親胤ニ附屬ス。常賀院覺阿彌陀佛。海隣寺記ニ云フ。秀光院
殿利胤、銀哲覺阿彌陀佛。天文十六年丁未七月十二日卒、生年三十歳。

千葉第廿八代 親胤

幼名民部卿丸、此ノ人兄ノ胤富ヨリ先ニ京督ヲ受ケ、又後ニ兄ヘ附屬スル也。此ノ代天文年中、千
葉妙見堂再建也。原式部太夫逆心故ニ、親胤十七歳ニテ自害シ給フ。依之兄胤富家督相續ス、海隣
寺記ニ云フ。此ノ代有ニ所以、本城ノ南ノ方ニ小城ヲ築ケト云ヘリ。實相
院殿平朝臣親胤。弘治三年丁巳八月七日卒、年十七。常圓眼阿彌陀佛。

千葉第廿九代 胤富

一本ニ富胤。昌胤ノ三男ニテ、親胤ノ兄、天正七年
己卯五月四日卒ス、五十五歳。常源其阿彌陀佛。

嫡子邦胤

二男覺全

養子北斗山主

殿

千葉第三十代 邦胤

佐倉ノ城主、妻ハ北條氏康ノ娘也、天正十三年乙酉五
月七日廿九歳ニテ卒ス、御子二人。常琳法阿彌陀佛。

第一ハ女子

第二ハ龜若丸 新田殿ノ孫也。

千集記ニハ、小田原城主北條氏直ノ姉氏政ノ妹トアリ、此ノ兄ニ良胤ト云フ有リ、佐倉ノ城主トナリ、三年ニテ公津へ隱
居、此ノ時邦胤ト不和ニナリ、良胤ハ奥州へ越スト云ヘリ。

邦胤御子、姉十二歳、第三歳の時、邦胤死去せし故、執權原式部太夫胤清・同豊後守・同大内藏親子相計らひ、
氏政の末子を申受け、十二歳の娘に娶せ申し、「家督相續申すべし」として、天正十三年十一月、本佐倉は城地狭き

ため、神島山今の佐倉へ、城地取立て、北條の威勢にて、伊豆・相模・武藏・上野・下野・常陸・下總・上總・
安房の諸侍中面々に、人歩を出さしめ、十一月廿二日に企て、廿三日普請始め、十二月十二日に屋形塀等大半出
來。同十五日には十二歳の姫君并に母君御移し申し、其の後氏政の末子を小田原の本案へ引取られ、實子龜若丸
を重胤と號し、佐倉城へ引取可申之處、俄に小田原陣始まり、小田原北條氏政の味方して籠城し給ふ。其の時龜
若丸六歳なり。

千葉第三十一代 重胤 父は邦胤。

時に天正十八年七月七日小田原落城す。此の節、京勢佐倉へ押寄せ、神嶋山の城并に本城共に焼失す。重胤無
レ據、出羽山形の城主にて其の時三浦の末葉義明大將軍として居住しけるを頼みて成長す。千葉十九代胤直以
來、千葉郷には主人無し。輔胤は岩橋殿と申し、平山へ移り居住す。爰にて千葉殿と號せらる。良文以來繁昌せ
る千葉城十九代胤直の時より、千葉の正統退轉して、所々に落人となり、徘徊すといへり。重胤も落人となり、
終焉不レ知とも言、又或記には、寛永十年癸酉六月十六日、五十一歳にて命終るともあり。此の弟定胤七之助と云
ふ有り。慶安二年丑五月十一日卒ス。常光院殿雪林南岸大居士といへり。又一説に、千葉宗胤寺の後に、御廟の
松と云ひ、昔より有レ之。是は千葉十六代氏胤の二男、千田太郎宗胤の廟所といへり。今は畑となれり。千葉の元
祖良文并に嫡子忠頼二代、廟所鎌倉にありと也。第六世常兼より第二十世胤將まで十六代の廟塔大日寺に有レ之
と云ふ。

第十九代胤直二男胤宣の廟所、來迎寺の境内松山にありと也。

第廿一代康胤ハ廟馬加にあるか。

第廿二代胤持は上總八幡無量寺にあり。

第廿三代輔胤は平山にあるか。

第廿四代孝胤より第三十代邦胤まで七代。佐倉にて逝去。

一、或説に、上總國小堤と云ふ所の名主の所に、千葉家中の知行高付記録有りと。永福寺の物語りと也。

一、東海道十五ヶ國の内、高家寺院四ヶ寺、國主大名格十萬石以上也。

鎌倉雪下御所ハ、御當家御若君御住職也。

尾州熱田明神の座主は、武衛の御子息方御住職也。

箱根權現別當は北條家之若君達御住職也。

下總千葉金剛授寺妙見寺は、千葉家苗孫住職也。

○千葉家若君御元服儀式之事。

往昔桓武天皇の任例、元服御位に即かしめ給ふ也。誠に彼の天竺の太子檀持山にて御即位あり。大唐の皇子は天臺山にて御即位被成と也。日本にては皇子比叡山へ御登り御即位と云々。其の先例に任せ、葛原親王・高見皇子。高望親王、叡山に登り御元服御家督、官職被成と也。高望親王御子良文、比叡山にて御元服あり。其の後、

奥羽兩國を受領して陸奥守と成り給ひ、關東下向之刻、御若君忠頼、上野國七星山息災寺妙見大菩薩の御寶前にて御元服あられ、上野次郎忠頼と名乗り給ふ也。此の先格に任せ、代々妙見尊前にて元服有之也。下總權介忠常は、北斗山金剛授寺尊光院の住持より名乗の一字を申請け、堀内妙見尊の御神前にて御鬮を取り御字を定め、其の上元服し給ふ也。其の節、寺家の祕佛毘沙門天等三度拜見し給ふ。儀式等先例を守り、忠常・常將・常長・常兼・常重・常胤・胤政・成胤・胤綱・時胤・頼胤・胤宗・貞胤・氏胤・滿胤・兼胤・胤直、此の代まで千葉堀内妙見堂にて元服し給ふ也。それより以後、康胤の御子胤持以下輔胤・孝胤・勝胤迄は、平山に住し、平山より千葉へ參詣、如先規院家より御字を申請け、元服し給ふ也。御供の人々には、家子郎黨貳人、御警固の人數國中諸將御供奉也。勝胤の嫡子昌胤、永正二年乙丑霜月十五日、佐倉より千葉へ御參詣、妙見堂にて元服し給ふ也。其の時、高篠村より烏帽子裝束着用奉也。儀式御先手原孫七、後陣には幡谷加賀守御供。若侍二十騎づつ、警固の人數二百騎、千葉まで本庄圖書之助・木村出雲守高篠迄御迎に參り、高篠にて御字を三字受取り申し、妙見堂にて御鬮を取り、御字を定め、儀式先例の如く也。御神前進物の次第、御馬一疋太刀一腰鳥目千疋所帶一處御寄進也。御神樂錢貳百疋、太夫へ被下。御神前之御使には、木村左京亮、代物は平次郎持ち參る。八幡へ鳥目百疋、摩利支天天神へ各百疋づつ。千葉寺の龍藏權現へ鳥目百疋、御達封稻荷へ鳥目五十疋、御使は安藤豊前守、神主處への御使兩人也。御馬并に御太刀奉納也。人數は

井田美濃守 佐久間伯耆守 海保但馬守 金剛寺少弼 山梨主税介(源五郎ともいふ) 坂戸兵部
少輔 和田大内藏丞(彌三郎ともいふ) 三谷孫四郎 坂戸修理亮 椎名八郎 栗飯原文四郎

坂戸孫三郎 木村出雲守 安藤豊前守 三谷藏人佐 粟飯原孫太郎 山室孫四郎 鍋木助太郎
幡谷宮内少輔 幡谷又六郎 粟飯原大學 三谷大膳亮

此の外國中の面々百餘人也。

一本に原の一家來高城・酒井・齋藤・菊間・加藤・秋山・岸根・谷澤・大熊・府河・天生理院。

若侍二十騎の御供衆は、階下の左右に分れて庭上に踞る。此の中へ御樽一對御肴被_レ下七獻。御酌取中山八郎三郎。警固人數、老中の人々、東の庭上に踞る。此の中へ御樽壹對御肴被_レ下七獻。御酌本庄圖書助、下部二十二人も西の御庭へ踞る。中へ樽肴被_レ遣。御酌人七郎五郎。

御座七獻了りて、外際まで老中面々罷出で御對面。井田美濃守・海保但馬守・金剛寺少弼・佐久間伯耆守・坂戸山梨・山室和田。此の人々被_レ參後、警固人數御供不_レ殘御前へ被_レ召出、御酒被_レ下也。御下向之時、住持庭上三度の御禮、中途まで御門送り有_レ之。追而以_レ御使者、御禮等如_レ先例也。

御元服御儀式、院家より御馬一疋、御代官御使者蓮葉院・本庄圖書助御下部三人へも、御引出物進物有_レ之。佐倉よりも代官蓮葉院并に圖書助へも、御引出物卷物壹疋づつ、下侍へ鳥目百疋宛被_レ下。其の後供分へ金貳百疋づつ。老中六人へ家玉貳百疋づつ被_レ下候。下部力者御供物備役雜掌兩人へも、御祝物被_レ下。如_レ先例也。

一、御元服御祝儀御酒七獻并に御肴之事

初獻_ノ盃_三 重の物肴二膳 二獻_ノ麸吸物足付二膳 三獻_ノ雜煮同二膳 四獻_ノいかこんぶ同二膳
五獻_ノけいらん同二膳 六獻_ノ芋卷同二膳 七獻_ノ麴子_{みんす}同二膳

右新作り木具に繪を書き、何れも盛臺は塗物也。盃は土器冷酒也。御供貳人に平折敷也。繪を書く。暖酒の時に塗盃也。三組は御肴_{こんぶ}、_{かち}餅ひし形也。昆布は下に四ツ上に立_{五筋}。相也。表_{九字}くりは七ツ。雜煮にも御膳の向へ、こんぶもち置也。御箸は如何にも太く長く、直に置く也。七獻の御酒は、御神酒三度、昌胤公へ上げ、其の後又御酒院家より始め、都合七獻也。御供衆貳人へは、平膳にて酒吞まする也。

御元服儀式、本庄伊豆守胤村の覺書には、本庄圖書助高篠へ御迎へに參り、上様拜し申し、木村出雲守を同心して、妙見堂へ參り、御鬮を取り、御字を定め、木村殿被_レ請受。又高篠へ參り、高篠より千葉へ警固御供、皆步行立也。馬上は以上三騎也。下部廿人御供也。原孫次郎高篠にて上様へ御對面有りて、御酒被_レ下、御先に立つ。中治は左方に、別當は右を歩む。眞野竹の根を持つ也。次に御長刀、次ニ御太刀、次ニ傘袋入、無_三長具足。御堀の内、南の門にて下馬被_レ成。惣代七社明神の御前にて、七五三を引き、夫より妙見堂へ御參詣。南門より道すがら新こもを敷く。御庭までは藺草履御召被_レ成。御庭より御肴を召し給ふ。草履は馬加丞の役、御肴は鎌倉三郎次郎役也。住持庭まで御出迎へ、それより御神前にて御酒七獻、御神前の御酌は屋形様、御座の酌は住僧衆、同荷用供分被_レ成候。御縁前には、椎名伊勢・井田美濃兩人踞る。御禮酒の時、住持の盃二騎の御供へ被_レ下。御役人木村出雲守・左京亮へ住持の盃被_レ下。屋形様の御盃を供分中へ、被_レ下候也。御供警固人數、御馬御腰物刀納め被_レ成度人々は、住持の御盃被_レ下候。後に神主等を神前にて屋形へ被_レ召出。御盃被_レ下候。惣御座濟みて、御太刀持吉原へ住持の盃被_レ下候。神前進物次第、御馬壹疋御太刀并に鳥目千疋、所帶一所御寄進也。等と云々。御酒七獻の數は、御神樂共屋形様は四獻始め、住持三獻始め也。昔は御神樂八人、太夫、白張裝束、烏帽子上下を

着る也。八乙女は、禪振ちんまを着、鈴扇持、命舞ことまする也。禪振は、金欄鈍子か、又は色好き絹にて仕置也。袖大なる紅の糸にて露を置く也。妙見尊屋形堀の内に御座の時、惣代七社の宮へ、八人の太夫、四人の八乙女集まりて、御神樂を上げ、大旦那初め國中の祈願申せし也。

一、三上但馬守亂逆放火の時分は、妙見尊を客殿に奉移。供分社人堂所に、住持の客殿にて法樂いたし候。又客殿炎焼し、輔胤の時、五間四方の假屋を立つ。其の後親胤の時、原式部太夫胤清奉行して、如昔御堂再建す。此の時は住僧覺胤の時也。

妙見堂番定め給ふ事。

六供并に中山・本庄・金親・高千代、此の人々交る／＼相勤むる也。先年は六院六坊也。胤直の時より六坊に被成候也。

金剛授寺守護不入之事。

定

一、當寺境内諸處御神領、長保二年御建立以後、守護不入之旨、頼朝公鎌倉將軍の時也平常胤承之。同胤將代に任往古之

例に、永守護不入之證文被致神納、諸役諸沙汰住持可爲下知、仍而守護檢斷壹人も外より不可入候。若

有神敵之人而不入を破者、蒙妙見大菩薩之御罰、子孫永可斷絶者也。爲後世仍而如件。

享祿二年三月 日

勝胤判
昌胤判

妙見堂番定之事、範覺之代軍中へ被出。軍役被成候故、番破レ申し、今は供分六人にて、五日交りに致堂番候。

一、南の御所義明公、生實に御座の時、大永七年丁亥霜月廿五日、範覺佐倉へ御越之時、妙見堂の前立御供奉し、勝胤公へ被進候。勝胤享祿元年戊子二月朔日より七十五日被成御精進。卯月五日に御參詣被成候由。御供人山梨薩摩・鎗木神六兩人也。行水三度、兩人も烏帽子上下にて御供申す也。御精進物は、魚鳥、其の外、にら、ひともし、大根、にんにく、赤たて也。義明は國府の臺にて、切腹し給ふ也。

一、正月三ヶ夜、御鈴振の事。

千學集と申すハ、千葉家代々引付共、妙見御相傳の正月三ヶ夜の修正と申し、千ノ字、葉ノ字を爲題。萬の事に付、言の葉を續けて、年中の行事を顯す也。妙見尊前にて爲慚愧懺悔。年中の惡念拂ひの祭禮の鈴也。御一門方并に國中繁昌の御祈念也。

神代より取り傳へたる鈴の音を聞きて千年の春にあふかな
鈴の音にあしきをあつめ振り捨ててよきぞと思ふあら玉の春
如是有之候。又本庄伊豆守胤村筆記には、

一、正月三ヶ夜御鈴之事、御幸候而、屋形様御出候而、御鈴初る也。先づ笑ひ申す事恒例也。座主鈴ふり初めて、次に屋形様御取被_レ成候。次に御一門方皆々鈴ふり申し候。而後、座主妙見の神前にて御祈念申す時に、左衛門太夫萬歳樂と申す也。妙見へ御神酒上げ申す時は、屋形様御酌被_レ成候。屋形様・座主様兩御方座に直り給ふ時、御盃出づ。盃三獻、御肴三度、三々九度の御儀式也。初獻は屋形様始、二獻目座主始、三獻目又屋形様へ上げ申す也。御酒過ぎて後罷立つ時、縁にて神へ三度の御禮也。座主神主供分へは貳度の御禮也。供物へ御酒、御式座中の儀式は座主の如く也。三ヶ夜の鈴の御禮として、宿坊并に御使へ一束一本被_レ下也。正月座主参り候時は、先づ御茶御肴五獻三度の御式也。御酒三ヶ夜の内の如く、同宿貳人殿原貳人、中山本庄召出し被_レ下候。御返禮は宿へ御歸り被_レ成、御門送りは十二間の縁にて、三度の御禮也。代官には御禮二度也。椎崎公津神崎六東の御一家中へは、御門送り庭まで也。庭にて三度の御禮也。何方にても殿原召し給ふなり。

一、住持、生實へ正月御出候には、先づ御茶御肴七獻、酒過ぎて歸る時には門送り。縁にて二度、庭にて壹度、三度の禮也。同宿貳人、殿原何れも召出し給ひ候也。返禮は御使者にて、寺家へ御越被_レ成候。

先代掟の事。

一、供分の座、御神前左右に分れて座す也。御神樂奉幣の時は、神主禰宜も内陣に踞る也。六供分出仕の座付ハ、山年數次第なり。

當院奉射の事。

正月十五日、朝五ツ時、先年は屋形様にも御出仕被_レ成候。今時院家六供ばかり出仕。明六ツ朝飯後、大般若轉讀了りて奉射、七種備物等、前日龍滿支度する也。本堂にて奉射之儀式、院家不參。酒三獻。供分・社人・殿原、何れも御酒賜はり候。酒三獻目に的射、社人射始まる也。昔は太夫的射始故、三獻目太夫始め申し候。太夫無之故、今は社人の當番始也。妙見寺座主常覺之時分、奉射の酒呑度と被_レ仰候故、本堂奉射了りて、客殿へ酒肴持ち運び。中の間へ戸板三枚並べ、此の上に七色肴並べ置き、院家六句、光明寺・寶幢院は當番は不_レ勤候得共、列座して出錢半かけ也。社人兩人・供僧六人・代官・家老・頭番相勤也。常覺之時は、中山刑部少輔・深山内匠兩人にて始め申し、御酒すゝめ申し候。昔は鈴振之御祝儀の時も、太夫罷り出で、鈴を取り申し候。

一、下總相馬小治郎將門は、一旦良文の養子と成り、上方より奥州へと下向。國香退治の後、良文男子壹人誕生しける故、其の子を嫡子に立て、下總相馬郡へ引越し、内裏を立て、自ら平の親王と名乗り、家中召仕の者まで、官名を付けけるゆゑに、至_レ于_レ今、東に百官と云ふ號、關邊に有_レ之。始は日曜の生性也とて、日の丸を紋に付けけるが、後には相馬の内裏を不_レ離と祝して、繫馬の紋所也。相馬彈正家子_レ今此紋也。如是惡逆無道故、妙見尊見捨て給ふ也。京都より打手被_レ向候。大將平貞盛も、同苗の叔父甥なれど、貞盛の父國香を將門

手に掛け討取りける意恨に依て、此の合戦の大將を願望して、藤原の秀郷を語らひ、貞盛の矢將門に立つ。秀郷すかさず首を取る。首は京都へ渡し、獄門に掛けたり。三ヶ日の間目を不閉。生けるが如く、往來の者を睨みけると也。米屋の家來狂哥して、

將門は米かみよりぞ射られる倭藤太がはかりごとにて

とよみければ、獄門の首につこと笑ひ、目を閉ぢしと也。貞盛の一念の矢といひ、其上、所々の名僧高德へ勅諭有りて調伏せしと也。就中、天台宗横河の法性房尊意座主、大威徳の法を修し給ふに、壇上へ血流れけり。悉地成就の一驗見えければ、此の旨奏聞に及び、御門御感の餘り、即尊意を法務大僧正に任せられけり。台宗の大僧正此の時始まる也。下總成田山不動明王は、山城高雄山に御本尊とする由。將門居住の近所へ勸請し祈らんとて此所へ引降し、調伏成就の後、本の寺へ歸座成し給はんとせしに、磐石の如くにて動き給はざれば、「扱は此土地利益相應、御内感ならん」とて、至于今成田山新勝寺の本尊として、日々利生新た也。乍然將門凡人ならず。日曜性といひ、王胤といひ、荒人神の精靈也とて江戸神田明神と崇め、于今例年の祭禮嚴重也。落城の砌、幼稚の男子奥州へ供奉し、生長の後、志田小太郎と名付け、系圖の巻物を以て達奏聞。終に出世し給ふ。末葉今の相馬彈正家也。奥州へ相馬を移し、繫馬の紋所也。今の遠藤下野守は、千葉の六東ノ内、東ノ六郎の末葉也。此の兩家へ北斗山より毎年正月、木札并に巻數、年玉に扇子箱入れ進上申し候。金貳百疋宛使者を以て江戸旅宿まで參る也。年玉返禮ながら、札初穂也。跡より船便りに届くる時もあり。遠藤氏は近年返禮無之。内證困窮の故ならむ。

上總鹿野山弟子是忍俗姓相澤氏也。信隆ノ末葉、北條片見武田ノ類家也。

○平の良文以來千葉一統分家系圖の事。

北條系圖

良望親王 貞盛、二男繁盛北條家元 惟時 惟持 惟家 直方 政範 時方 時家 時包 時政遠江守北條四郎、鎌倉元朝公ノ舅ナリ、
長時武藏 義時武藏守、左京 時房相模 泰時武藏 時氏修理 賴時越前 經時武藏 時賴相模守、康元元年出家シ、
又執權兼此時代 時宗相模守 貞時相模守 高時相模守、宗鑑入道、 義房相模 時盛右京大夫、 政村相模守、
日蓮上人出世也 時宗法光寺 貞時寂勝寺 高時新田ト戦ヒ没落ス、 義房相模 時盛陸奥守 政村淨土寺
寛時修理大夫、 有時北條四郎 金澤殿ト云 有時相模守

以上此内九代ハ天下取也

一、上總介系圖

常長ノ二男常晴相馬五郎、上 常清相馬太郎、 常澄上總 常廣(廣常) 上總權介、八 重常長南 常門上總 常仲伊保
常時 常詮 常信 常顯 常實瀧三郎 常則 常家長北 師常 直常 家滿尺谷 常持 氏常 成常
第二常清ノ子胤親上總國號三角田。是 信胤横田 泰胤大竹次 信景野里 行信大金 滿胤麻里 佐胤高瀨 景胤金田
胤義藤江 時胤麻里谷 時隆天羽 胤光刑部
以上十人也

妙見實錄千集記

一、東系圖
 千葉介常胤六男胤頼 東六郎、東六頭ノ始也。其子三人有リ。重胤 東兵衛丞、靜胤 方七郎、胤朝 木内、胤行 中務大夫、素運、是ヨリ云ヒ、其弟ニ遠藤六郎左衛門尉盛泰 行運、胤仲 丹後守、胤顯 遠江守、胤氏 朝仁、松千代丸 兼常丞、數ト云フ者アリ、是ヨリ遠藤氏。 泰常 兵部丞、保元 泰常 兵部丞、

一、木内系圖
 東六郎胤朝ノ二男胤成ノ始也。胤成八胤 繼孫七胤 信 左近將監、胤持 兵部丞、胤安 左衛門、胤定 左衛門、胤仲 小見小五郎、後ニ石見守ト云、清光院。胤義 小五郎、胤邦 小五郎、石胤 拾安仲、胤治 小五郎、林中ト云ヒ、永正元年此ノ人兼胤ノ代ニ、上總ノ守護職ニ轉ズ。胤義 範應、胤邦 見守、寶山、胤拾安仲、胤治 甲子四月十三日篠塚陣ニ討死ス、原讃岐守胤隆打之。木ノ内名跡退轉ス、胤仲ヘ守護職被ニ仰付、日五墓日也。依テ木内五代ニテ退轉ス。

一、原系圖

千葉大介常長四男頼常始也。常保 常繼 常朝 清常 胤季 胤和 胤位 胤家 胤定 胤惟 女一人有。千葉氏胤ノ四男胤高胤 親 孫次郎、胤房 越後守、胤隆 讚岐守、朝胤 淡路守、基胤 孫次郎、胤清 式部太岳 胤貞 上總介、胤榮 部大輔、
 一、千葉十六代氏胤三男馬場八郎重胤 公津ヘ移リ、圓城寺彈正尙家・同刑部少輔政後・片野美濃守胤定御供ト云々。
 一、牛尾原孫次郎胤親末子胤善 尉其ノ子ニ 胤贊 入道始也、胤廣 尾張守、胤家 隼人佐、胤重 左衛門、竹次郎 左衛門 右衛門 彦七郎 小金城合戦 胤清 彌五 胤道 右近 胤仲 右近 牛尾入道美濃守胤贊ノ子五人胤廣 尾張五郎右衛門 三郎右衛門 居住ス、女子二人一人ハ府中石塚ノ内室、

五郎右衛門ノ子同苗五郎右衛門 弟ハ左京 同牛尾 其子 左京介 出 同左京亮 其子 源七郎 田ニテ討死ス。
 三郎左衛門ノ子牛尾大和守 弟也、牛尾主計子 牛尾右近 佐倉近所也、

一、本庄系圖

東六郎大夫胤頼ノ次男胤方テ名號トス、胤長 定 盛胤 七 胤景 兵部 胤泰 理 師胤 理 君胤 守 憲胤 筑後 胤定 守 胤友 丞 胤光 守 胤廣 範 胤守 少輔 胤知 玉照 胤村 守 胤里 内膳亮 胤保 新六郎、又本庄伊賀守胤定子孫、常陸の鹿嶋に居す。本庄大和守と云ふ者、一歳の時落行き、成人後、源五郎・源七郎と去ふ二人の子を持つと云々。

一、中山系圖

原越後守胤房末子胤宣 後ニ出雲守ト云フ。胤自 下野守、其胤 義 治部 又胤宣ノ子胤次 石見守ト云フ、友胤 左衛門是ハ猿ケ又ニテ川ヲ渡リ損ネ死ス。
 胤義ノ嫡子平右衛門其ノ子 四郎右衛門 大瀧ニテ死 同苗四郎右衛門 胤義ノ 原九郎右衛門胤廣子ニ 胤相 刑部左衛門ニ石見守ト名ツク。
 此ノ内中山氏末葉宰相、東寺山村ニ住居シ、民家ニ降ル。時ノ地頭中山勘解由殿ノ名字ニ差障リ、一人ハ中島ト改メ、今一人ハ中澤ト改ムト、云々。コレ中古ノ傳也。

○御代々御紋之事。

良文公松ニ五葉ノ根笹也。御誕生の節、胞の文に九曜の形有之、殊に又妙見尊の御告に依て、九曜を紋とし給ふ也。其の以後も千葉家正統の人には、九曜或は十曜の形備はり給ふと也。十曜ハ、内滿ノ月、外九曜也。將門平親王は、日の丸を紋に用ひたる也。常胤の時より月に星を用ふる也。花輪違ハ、遠藤氏用之、只今ハ龜甲ノ劍菱ハ也。姉小路大納言自綱ノ龜甲ハ給ひし也。龜龜ハ海上太郎常幹、頼朝公より千葉の館にて、中ニ花菱九曜を用ふる也。九曜ニ、頼常ノ産湯ノ上ニ擲葉落入るを吉相也として加之。鱗形ハ北條時政の代か、天ヨリ、矢車ハ梶原家丸ノ内横三引ハ三浦家也。山名も用ふ也。胤富ノ命を受けて用之也。

○妙見尊守護勸請末社之事。

八幡大菩薩 往昔常胤建立、大内藏門前に在り。 摩利支天尊 宮は斷絶、本尊ノ右の脇厨子ニ入ル。 會場鷹明神 具塚村の氏神。
井の花の内 結城ノ神明 在り。 寒川橋元 御達報稻荷 氏神。 千葉寺瀧藏社 千葉寺觀音堂の脇に在り。 自坊稻荷 仁王門、北門方に在り。 香取大明神 大庭の脇 神明宮 所 石大明神 本堂の脇 山王權現 向ニ在り。 天満宮 大日寺ノ脇 七社明神ノ祠 前ニ在り。 廿八宿堂三十六禽堂 何れの處に有之哉、昔の在處しれず。

今之六供之事。

成就院 昔ハ好寂坊と云ひ、本屋敷敷ニ成れり。 今ハ本坊裏門ノ脇ニ有之。 深山圖書介建之。 増福院 昔ハ西藏坊と云ひ、中頃成福院と云ふ。今ハ増福院と云ふ。

那須源三左衛門建之。 福壽院 昔ハ福壽坊、中頃利生院。 今ハ福壽院。 金親兵部少輔建之。 正覺院 昔ハ宗持坊、中頃院、役者 原式部太夫建之。 威徳院 昔ハ寶光坊、中頃延命院。 今ハ威徳院。 高知尾モアリ 建之。 淨仙院 昔ハ蓮葉坊、今ハ淨仙院。 金親三郎左衛門建之。

北斗山代々。

初ノ開基忠常ナル故、覺算ヲ中興開山トスル也

第一大僧正覺算 忠常二男、廿一歳ニテ任ニ大僧正。當山勸願寺ニ成。 第二大僧都覺永 常長ノ七男、康治二癸亥年。 第三大僧都覺重 常重ノ甥、文治二丙午年。 第四權少僧都覺傳 常胤ノ七男、仁治三壬寅年。 第五法印覺秀 胤政ノ十男、五月朔日寂。 第六大僧正覺仙 成胤ノ二男、文安六己巳年。 第七律師照覺 胤綱ノ甥、延元二丁丑年。 第八權少僧都覺源 胤宗ノ二男、至徳三丙寅年六。 第九法印圓覺 滿胤ノ四男、寛正二辛巳年六。 第十法印珍覺 兼胤ノ三男、文明十八歳。 第十一法印覺實 胤直ノ甥、永正十癸酉年十二月十日入寂。 第十二權少僧都範覺 原胤隆三男、天文十二癸卯年正月廿三日入寂。 第十三法印常覺 勝胤六男、元龜元庚子年七月十日入寂。 第十四法印覺胤 常覺ノ肉弟、天正九辛巳年八月七日遷化、五十歳。 第十五權大僧都覺全 胤富ノ養子、元和三丁巳年十月十日逝去、寶幢院ニ石塔あり。

以上千葉家ノ苗孫也。以下ハ地下住職。 第十六權僧正光譽 寛永元年甲子十二月十九日入寂、以後贈僧正權官也、和州豐山派也、此の人ハ大將軍秀忠公御乳母ノ子也。但州篠川氏也。慶長十四己酉年まで住職ス。同年生年三十九歳。依ニ百命住ニ筑波山知足院ニ大坂合戦

之時、兩度まで陣中へ奉_レ供、御祈禱抽_レ丹誠。鎧甲等子_ノ今有_レ筑波山。東照宮 第十七法印覺任_ノ寬永六己巳年八月十一日寂。第二十權僧正榮
 樣台徳院棟東金へ御成被_レ爲_レ遊、依_レ御乳母兄弟之御由緒、妙見寺_ニ御止宿。
 八法印秀雄_ノ字文性房、武州中野移_ニ寶仙寺。寬 第十九法印光雅_ノ字珠圓房、寬永十九年十月下旬入。第二十一法印榮曉_ノ字
 慶_ノ字各深房、北斗山再建之人也、本堂并に不慮二堂 第廿一法印榮俊_ノ字仙覺房、元祿十年丑入院、第廿二法印榮曉_ノ字
 慶_ノ諸尊共再興、後移_ニ京蓮臺寺、爰ニテ任_ニ僧正。 第廿一法印榮俊_ノ字仙覺房、元祿十年丑入院、第廿二法印榮曉_ノ字
 貫房、和州式上郡長谷ノ産、池 第廿三法印尙彦_ノ字嚴覺房、本山三十二年ニシテ、正徳三癸巳九月十三日、豊山梅心
 田氏、正徳二壬辰十月廿九日寂。 第廿三法印尙彦_ノ字嚴覺房、本山三十二年ニシテ、正徳三癸巳九月十三日、豊山梅心
 第廿四法印惠海_ノ字寬春房、遠州掛川ノ産、移_ニ彌勒寺、護國寺ヨリ護持 第廿五法印瑞慶_ノ字義天房、下野都賀郡大森村ノ
 年十二月 第廿六法印辨秀_ノ字寬專房、下野都賀郡木村花嚴寺弟 第廿七法印信慶_ノ字圓成房、生國和州。當麻寺祝髮、同
 廿日寂。 第廿八法印亮賢_ノ字章海房、元文六丙午正月十八日寂。 第廿九法印圓秀_ノ字智眞房、延享五戊辰四月十八日入
 五年十一月 第廿九法印圓秀_ノ字智眞房、延享五戊辰四月十八日寂。 第卅一法印常妙_ノ字還我房、武州藤多郡
 坊僧正、寂 第三十法印懷玄_ノ字高算房、寶曆十辰年十二月入院、後移_ニ彌勒寺、 第卅一法印常妙_ノ字還我房、武州藤多郡
 和四年八月廿八日入院、安永 第卅二法印有恰_ノ字堯春、妙見氏子、東寺山中島氏、豊山住四十一ヶ年、金蓮院ニ七ヶ年住、
 九年庚子七月十七日入寂。 第卅二法印有恰_ノ字堯春、妙見氏子、東寺山中島氏、豊山住四十一ヶ年、金蓮院ニ七ヶ年住、
 明

妙見實錄千集記(終)

總葉概録

【解説】 本書は正徳五年(二三七五)佐倉藩の儒臣にして佐倉風土記の著者たる磯邊昌言が、房總の名族千
 葉家の興亡轉變の跡を主君(稻葉侯後山城)に知らせんが爲に、封内の舊籍、古老の口碑、其の他の諸書を參
 考して、千葉家傳、白井家傳、千葉系圖、宗祀、城址、墳墓等の諸篇に別ち編みたるものなり。其の述ぶる
 所、全く誤謬なしと斷するを得ざれど、簡にして要を得たる書なり。但、書中、建久三年八月五日、源頼朝
 より千葉介常胤に與へたる下文なるものが、實際とは甚だ異なる形式にて記されあるが故に、之を正し置きた
 り。(奥山)

序

總の州の名は神武天皇の御宇に起れり。總とは麻の古語なりけん。天富命に勅して麻と穀とを東土に種えしめ
 給ひしに、好麻の生ふる所を總州と名づけ、穀の生ふる所を結城の州と名づくとぞ。古語拾遺に見ゆ。是を分ち
 て上下二總に定めたるは何の世にか有りけん。下總の郡は凡十一とす。曰く葛飾、曰く千葉、曰く印旛、曰く匝
 瑛、曰く海上、曰く香取、曰く埴生、曰く相馬、曰く結城、曰く猿島、曰く豊田是なり。豊田は元岡田なりしを、
 延喜四年十二月豊田に改められし由、式に出でたり。昔時高望王上總守に任ぜられてより、子孫兩總に蕃衍して
 各區域を占むる中に、小次郎勇氣衆を超え、英威州を蓋ひしかば、上下總を押領し、常陸を併せ呑んで自ら平親
 王と稱し、相馬郡に都を建て 王命に叛きしを、平貞盛之を討じ、藤秀郷之を戮して、後良文の子孫或は下總を

分ち領せり。千葉氏は其の嫡流にして下總に住し、一州を十にして七分を領せしとかや。されば、忠常より邦胤に逮るまで三十一代五百六拾餘載、盛衰は世々に變ずと雖も、未だ領地を喪ふに至らず。始は千葉に城し、中頃は佐倉に徙り、終に鹿島山に改め樂かんとせしが、功いまだ成らざるに重胤幼弱就く所を知らず、北條と共に滅びて家索き祀絶えぬ。天下一に定まりて後、台徳大君鹿島山の遺址を興し、金城湯池を築き成して以て武城の控帶とし、宗室世臣を選んで代々之に封せられ以て我が拾遺侯に及び、朝散侯之を襲ぎ給へり。侯以爲らく、「千葉氏は古の豪雄、吾が先封の主なり。其の興亡の實、轉遷の跡を知らずんばあるべからず」と。爰に州中の舊籍を索め搜ること數年なれども、東鄙の土、文物に乏しければ徴とすべきものなし。偶々臼井の圓應禪利に藏せる近世編録の物を取りて之を看給ふに、事粗く文迂にして前後混紊し、異同雜錯す。因て臣昌言に命じ改め寫さしめ、顛末を覽るに便せんと欲す、臣固より鹵才にして記事の手に非ずと雖も、伏して嚴命を欽み、圓應の記を主とし、襍るに千葉村老の傳ふるところ、其の古寺に在るところ、爛殘の俗記を以てし、又東鑑等の諸志を合せ考へ、其の概略を補綴して一卷とす。異日地志の篇を請うて之を以て其の部に充てんと欲す。「諸侯因三國之祭、祭其國之無主後者」とは、聖禮の常典、仁君の美政にして、大公齊に封せられて昔の爽鳩氏、李斯、逢伯陵、蒲姑氏の屬を祀れりとかや。是其の實なり。我が侯の古を稽ふるも亦豈惟事を好むの類ならんや。蓋亦仁厚の微意あることを知るべき而已矣。

正徳五年乙未歲冬十二月日

佐倉府 磯邊昌言

目次

- 千葉家傳 附臼井家傳
- 千葉系圖 二通
- 宗祀 附佛寺
- 城址
- 墳墓

千葉家傳

抑千葉氏の遠祖を尋ぬるに、一品式部卿葛原親王高明と申すは、人皇五十代桓武天皇第五の皇子にて、延暦五年に誕生し、文徳天皇仁壽三年六月四日に薨じ給ふ。其の子無品高見王と申す。其の子高望王、寛平元年五月十二日宇多天皇勅して平姓を賜ひ、上總守に任ぜらる。王の長子良望は鎮守府將軍に任じ、後常陸大掾國香と號せり。貞盛の父なり。次は良將從四位下上總介に任ず。將門の父なり。第三を良文と云ふ。臼井系圖相馬系圖及び大日寺記并案するに、初は良文にして後改めて良兼と稱せらるゝか、未詳。高望の夫人或夜の夢に、天童膝の上に降り告げて曰く、「吾は北辰妙見尊星菩薩なるが、二人の丹祈に感じて此所に來れり」とて、「月星を手取るからに此の家久しき事は劫河沙の數」と詠歌し、「此の意を取りて家の紋とせば子孫繁昌すべし」と教へ給ふと夢見て懷妊し、良

文を生み給ふ。さるによりて父母の寵愛最も深く、殊に其の性質人に勝れ、智勇も雙びなかりければ、醍醐天皇の御宇に鎮守府將軍に任せられ、月に星を旗幕の紋とぞ定めける。後裔に至りては、九曜十曜七曜を以て紋とし嫡庶を分ちぬ。承平年中相馬小次郎將門皇命に背き、伯父の國香を襲はんとて、上野州群馬郡染屋川を隔て對陣す。良文は國香に屬して、一説に良文に従ふと云へども千葉氏の所傳如此戰はんと欲するに霖雨日を累ね、川水漲り流れて謀を失ひし時、良文の夢に、童子告げて「我未妙見菩薩なり。花園村七星山息災寺に住す。今汝に力を加へん爲めに來りたり。夜未明中に急に兵を進めよ」と云へり。良文感歎限りなく、國香と示し合せ、軍を進めて川岸に至れば、夢中の神童水上に現れ、士卒を導くとぞ見えし。軍勢難なく川を打渡り、敵の不意に懸りければ、將門一戰に利を失つて下總に引入る。國香は常陸へ歸り、良文は武藏の平井に休息して諸卒の功をぞ賞しける。

按ずるに、天慶二年十二月將門遂に常陸へ攻入り、國香を殺して州を押領し、下野上總下總相模まで打從へ、自ら平親王或は親皇と云ふと號し、其の子を王子といひ、下總國相馬郡に都を立て、或は發島郡石井郷と云ふ左右大臣以下の百官を設け、世に關東百官と稱する是乎全く帝闕に擬し、四國の藤原純友と示し合せ、東西同時に亂を起して京師に攻入らんと謀る。源經基武藏國より上洛して、將門が變を奏問せられるに依つて、三年二月藤原忠文源經基を關東へ遣さる。兩將駿河國まで向ひしに、二月朔日下野押領使藤原秀郷、常陸大掾平貞盛陸奥下野の軍兵を催し、三萬ばかりを率る、下野國にて將門と戰ひしに、將門が兵多く討たれて引退きしを、兩將追撃ちて、十三日、將門が籠りし島廣山の家居を焚く。將門幸島に出で戰ひしが、貞盛が矢に中り、秀郷が爲めに首を取られ、其の徒藤原玄茂與世王など百九十七人誅戮せらる。相馬の系圖二あり。一には將門の實子十二人の中將國を相馬小次郎と號し、其の子小太郎文國常陸の信太に住すと云ふ。今相

馬小次郎之を祖とす。一には良文の子忠頼將門の跡を繼ぎ、其の五代常胤の次男師常より相馬と號すと云ふ。今陸奥國中村の城主相馬氏はに出づとなり。

良文居所を秩父に徙し、又相模國鎌倉の村岡に住して、村岡與五郎と號す。其の子忠頼村岡二郎と號し、上總介となる。白井相馬二家系及び大日寺縁起に載るところ如此。大系圖には忠頼を良文の五代忠常の弟とし、或記には四代忠常の弟として、共に陸奥權介千葉合戰に討死すと云ふ未詳孰是。其の子忠常兼の子公雅其の子致頼、其の子致經、其の子忠常とす。或記には良兼、致頼、致經、忠常とす。上總介に任じ、後下總權介と爲りて、下總州海上郡東大友に居住す。或記云太夫致頼長保元年の春、上野守平維衡と親しき一族なりしに私の合戦せし罪を以て隱岐國へ流され、寬弘中に配所にて死す。致經は治安三年の秋京都にて病死す。忠常上總介に補任せられ、任終つて後領地なれば下總國千葉に住し、常陸介正度の女を娶る。致經後一條帝長元元年常陸介平正度の息梅壽が傳秋津六郎隆準が下人と、忠常が執事千田入道安慶が子充尙が下人と、鹿を争ふ口論より事起りて、忠常すでに正度の居城へ押寄すべき由、下總國司藤原包昌聞き付けて、調和の使者を遣せしに、忠常その使を斬り、五月二十一日急に五百餘人を引率して國府葛飾城へ押寄す。俄の事にて城中周章すれば、小田莊司義英など士卒を下知して防ぎしかども、遂に城兵戰ひ敗れける故、包昌、義英共に相馬の津へ立退き、それより上洛せり。忠常は居所に歸り、海邊近き要害に城を築く。或記及び大系圖に、千葉の城千葉千葉郡千葉の城なるべし。然るに大日寺縁起には忠常より四代常兼まで海上郡大友に居城し、常兼の時初て千葉城に移ると云ふ。亦未詳是否。○大友は千葉の東五里にあり、その地海に近きこと十八町ばかりあり。千葉の城山も海を去る事二十町ばかりなり。専ら防戰の用意をなす。平正度早馬を以て京都に注進し、其の子右兵衛尉維盛を將として、三千餘騎にて六月四日常陸を立ち、忠常が城を三日三夜攻めけるが、利無くして引退く。或記に此時忠常の弟忠頼陸奥權介たりしが、此變を聞き任國より發し來れるに、太井川に着し、正度が寄せたる由を聞き、十日の早且後詰として常陸勢を打敗り維盛は引退くと云へり。○按ずるに太井川は葛飾郡國府の西にあり。川の西を葛西といひ、東を葛東と云ひ、今は市川と云ふ。もとふと井川なり。おほ井川と云ふは誤也。萬葉集抄に出づ。こゝに於て右大臣實資に勅ありて、檢非違使平直方、中原成道に官兵を率ゐしめ、八月十二日隅田川に着く。忠常兵を出して戰ひしに、官兵利を得て忠常が兵引退く。時に忠常みづから兵を率ゐて城を出で、横撃し、敗り

て官兵隅田川に退く。直方、成道又進んで忠常が城を攻めけれども、官軍常に利を失ひしかば、兵糧づめにせんとして、隅田川に城を構へ、成道は安房守藤原光業と共に、上總國伊北莊に要害し、直方、平正度と共に常陸國荒木に出張して、東西の諸道を塞ぎけれども、城中少しも退屈することなく、官軍はいつも謀相違するのみなりしに、成道召還され、光業は任國を棄てて歸洛し、直方も病と稱して歸京せるゆゑ、正度疲れ歸國しなければ、忠常が兵威隣國に振ひて禦ぐもの無し。こゝに於て、「甲斐守源頼信に追討を勅して、下向あり」と聞えければ、忠常嫡子忠將を大將として、武藏國に出張し、川越、岩付、中野所々にて戦ひしかども、官軍打勝ちて、忠將引退く。或記に忠常弟忠頼此の時討死すとあり。忠常自ら四萬餘騎を率して武藏岩淵に出で戦ひしかども、大に利を失ひて、忠將は源頼義のために討たれて死し、忠常は居城に退き入る。かくて官軍至るところ勝に乗じて、忠常は己が居城に蟄せり。四年四月頼信坂東の大軍を従へ、遂に進みて破竹の勢如何ともすべきやうなく、忠常が居城近く攻寄せしかば、忠常地の險を恃み、海手一方のみ心許なく思ひ、これを守らんがため謀を廻らし、竊に人を遣して海邊の船を悉く取隠しければ、濟るべき様無かりしかども、頼信その淺瀬なるべき所を量り知りて、自ら馬を海へ乗入れしかば、諸軍つづきて乗濟る。忠常驚き降を請ふに依つて、頼信即ち忠常を召具して歸洛せしに、忠常美濃國にて病死す。其の子常將は、千葉合戦の時僅に二歳、母と共に後千葉に還る。八幡太郎義家の烏帽子子にて、父祖の家督を襲ふ。其の子常長大千葉介と稱す。寛治三年源義家の武衛征伐の時、常將、常長共に従ふ。常長の子常兼子六人ありて、上總、下總の領地を分ち與へ各其の居所を稱號とす。長は千葉介常重、次は上總介常家、次は臼井の常康、次は匝瑳常廣、次は椎名胤光、次は海上常衡是を千葉六黨と云ふ。常重千葉の要害を固めて知謀ありけるゆゑ、親族睦しく、士

民和順して繁榮を極めたり。其の子常胤亦文武に達して豪傑なり。六人の男子各領地を配分して、常胤の六黨とぞ稱しける。總領は千葉胤政、第二は相馬小次郎師常、第三は武石三郎胤盛、第四は大須賀四郎胤信、第五は國分五郎胤通、第六は東六郎胤頼是なり。安徳天皇治承四年源武衛頼朝卿義兵を伊豆國に起し給ひしが、大庭景親が爲めに敗軍して、眞鶴崎より船にて安房國に渡り、先づ、藤九郎盛長を常胤が方へ遣して、参上すべき由を仰せらる。九月初旬、盛長千葉に行き、常胤が門に至りて案内せしかば、早速客亭に招き入れ、常胤、胤政、胤頼父子共に對坐して、盛長が演説を具に聞き、須之默然として居けるが、兩息同音に「武衛の仰せ、何ぞ猶豫に及ぶべきや。速に領掌の書を獻せられよ」と云ひければ、常胤涙を流し、源家再興の志を感じつゝ、先づ盃酒を催して後、「當時の御居所要害に非ず。疾く義祖の跡を追ひ、相摸國鎌倉に出で給ふべし。常胤一族門客を相具して御迎ひに参向すべし」とぞ答へける。「さて當國の目代は平家の方人なれば、先づ是を討つて然るべし」と、胤頼勧めしかば、胤頼に小太郎成胤を差加へて攻めけるに、目代も有勢の者にて、數千の人数にて防ぐ。成胤僕從等を引分け、其の館の後へ廻して火を放ちければ、目代防ぐに力なく、敗れて胤頼其の首を取る。又千田の莊の領家、東鑑に下總國とす。今尋ねるに當國に千田の莊なし。上總國に千田と云ふ處あり。胤政の次男泰胤千田に住せる由大日寺の記にあり。判官代親政は刑部卿忠盛の掣にて、平家方なれば、「目代誅せらる」と聞いて、兵を率る常胤を襲はんとせしを、成胤迎へ戦ひて、遂に親政を生捕れり。九月十七日、頼朝卿下總に向ひ給ひしに、常胤子息六人嫡孫成胤等を相具し、三百餘騎にて下總の國府に参り、囚人親政を召出し、次に馱餉を獻ず。按するに、和名抄に下總葛飾郡を國府にすと云へり。今國府と稱するは、其迹なり。鴻の臺に作り、又高臺と作るは誤るのみ。市川の東に在り。永祿六年正月安房の里見と、相摸の北條氏康と此地に戦ひ、里見敗北せり。後北條氏直此地に總寧寺を建つと云ふ。○千葉の西南十餘町寒川の西に橋あり。郷俗傳へて云ふ、常胤此橋にて頼朝を待ち迎へし故に、君を待橋と名づく。又西五町計林の中に白旗八幡の社あり。云ふ、是

頼朝卿の白旗を初めて立てられし處也。其旗は千葉寺に藏せしが火災のために失へりと。頼朝卿、常胤を座右に招き、「今より汝を父とすべし」と仰せらる。十月三日、子息郎等を遣して上總國伊北莊司常仲坂太郎常家より四代常景伊北新介が姪なり。を撃ちて之を獲たり。頼朝卿平氏を討たん爲めに、自ら上洛すべしとありしを、常胤諫めて止む。二十三日、相摸の國府にて勸賞を行はれ、本領を安堵す。十一月、佐竹秀義を追討のため、頼朝卿常陸の國府に着き給ひ、常胤と軍の評定あり。凡そ諸社の參詣佛寺の供養亭館の徙移には、父子必ず供奉せすと云ふことなし。元日わらうん宛飯を沙汰すること數箇度、或は三尺鯉、或は御劍、駿馬、鷲羽、行纏等を獻じて、時々感稱せられ、恩遇人に超えたり。壽永元年三月九日、頼朝卿の御臺産帯を着せらる。常胤の妻秩父大夫重弘の女孫小太郎成胤を使として御帶を獻ず。七月十七日、若君七夜の儀を沙汰し、子六人を具して侍の上に着座し、妻御前の陪膳をなす。進物の鎧、馬、弓箭、御劍を六人の子各庭上に持出づ。「其の容儀神妙の壯士なり」と、武衛感稱し給ひければ、殿中の諸士羨み思はぬ者なし。壽永三年八月參河守範頼に従ひて、西海に赴く時、武衛範頼に餞別せられ、次に常胤に馬を賜ふ。元曆二年正月、豊後國に渡り、衰老を事とせず、風波を凌ぎ、旅泊を堪忍するを以て、武衛より範頼へ、常胤が大功は生涯更に報謝し盡すべからず。宜しく憐愍賞翫せらるべき由を仰せ遣さる。文治元年九月、片岡八郎常春が領所、下總國三崎莊を召放ちて常胤に賜ふ。是勤節を感ぜらるゝと聞えし。十一月一日、下總國より參上して盃酒を獻ず。三年八月、洛中に狼籍の者ありと聞えしかば、常胤、下河邊行平二人を遣して之を鎮めしむ。洛中靜謐せし後歸參す。四年七月十日、若君萬壽公七歳初めて鎧を着し給ひ、常胤御鎧を持參し、胤政、師常、胤頼扶持して後に従ふ。五年七月新に御旗を調進す。治承の初、常胤參向せし後、諸國歸服しつる佳例を以て命ぜらる。是奥州征伐の用意なり。泰衡追討

として奥州發向の諸軍を三手に分ち、常胤は東海道の大將として宇太、行方を経、岩城、岩崎に廻り、遇隈川を渡りて、八月十二日、多賀國府にて武衛の本陣に參會す。泰衡誅に伏して九月廿日軍功の賞を行はるゝに、常胤を最初とす。凡そ恩を施すこと有る度毎に、常胤を以て初めと爲すべきの由、兼約せらるゝ故なりとぞ。六年正月泰衡が餘黨反逆せしかば、常胤又海道の大將を蒙りて追討す。建久元年正月十一日、若君初めて小笠懸を射らる。常胤馬を進す。二月頼朝卿上洛、父子皆前後陣に供奉す。三年八月五日、頼朝卿將軍補任の後、政所始ありて、諸領の下文を改め賜ふ。補任以前の下文は自判を据ゑらる。政所始以後に前の下文を召返して、政所の下文を賜ふ處に、常胤政所の下文は、家司の署名なれば、「後鑑の眉目に備へがたし」と固く請ふにより、常胤には格別に御判の下文を賜ふ。其の文に曰く、

被載御判

下 下總國住人常胤

可早領掌相傳所領、新給所々地頭職事

右去治承比、平家擅世者、忽緒王化剩圖逆節、爰欲追討、件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參

向最前之後、云合戰之功績、云奉公之忠節、勝傍輩致勤厚、仍相傳所領、又依軍賞充給所々地頭

職、所成給政所下文也。任其狀、至子孫不可有相違之狀、如件。

建久三年八月五日

太郎胤政父と同じく武衛家に勤仕し、伊北の常仲を討ちし時、初めて勳功を顯してより數度の軍忠多し。弓箭

の達者にて、御隔心なき輩を選び、武衛の寢所に詰むる勇士十一人の随一とし、其の外所々の社參、上洛の供奉、奥州征伐等に至るまで、忠勤父に齊しく、常胤八十四にて卒して後、千葉介と稱す。其の子小太郎成胤も父祖に従ひて軍忠を勵ます。中にも文治六年の春、泰衡が殘黨を追討の時、奥州にて戦功最も著しかりければ、頼朝卿御感の餘り御書を遣され、合戦に先登に進まず、身を慎みて全うすべき由を載せられたり。建久四年三月、下野那須野、信濃三原等の狩倉に、弓馬に達して隔心なき壯士二十二人を撰みて、弓箭を帶せしめ給ふに、成胤も其の列に入れり。父の跡を繼いで千葉介に成り、愈忠志怠らず。頼朝、頼家、實朝三代に歴仕し、建保元年二月十五日、叛逆の中使阿靜房安念と云ふ者を捕へて鎌倉へ送り進じ、其餘黨露顯せり。五月、和田義盛が亂に、早速黨族を引率して馳せ參じ、忠節他に勝れしかば、將軍家の感賞最も厚く、建保六年四月七日、病惱甚しき由を聞し召し、東平太郎重胤を使として其の病を訪はしめ、且、子孫の事憐愍を加へらるべき旨を仰せ下さる。十日午刻に卒す。其の子胤綱千葉介と稱して、武業家風を續ぎし程に、承久の亂にも大將の列に入りて、東海道より攻め上る。其の外御所の詰番、將軍家の賀儀には必ず著坐し、社參、佛詣には一度も供奉に漏れず。其の子時胤、其の子頼胤、千葉介と稱し、建長五年八月十五日、將軍頼朝鶴岡社參に初めて供奉せしより後、忠勤先祖に違はず。其の子胤宗、孫貞胤まで、鎌倉に勤事せり。元弘の亂に鎌倉の命に應じ、貞胤笠置城の寄手に加はり、城陥りて、後醍醐天皇を隱岐國に遷し奉る警衛の隨一とし、又千葉大介此時貞胤を千葉介と云ひ、其父胤宗を大介と稱する乎、參考太平記に貞胤と爲すも未審。千劍破の寄手に加はる。鎌倉滅びて後は官軍に屬し、建武二年八月、相摸次郎時行を伐つ時、足利尊氏に従へり。足利と新田との鶴蚌の時は、義貞の催促に従ひて、京都三井寺所々の合戦に功を現せり。此時千葉新介討死の事太平記に見えたり。千葉系圖を

觀應二年
正月朔貞胤卒

寶徳云々
は誤

考ふるに、此時は誰たることを詳にせず。貞胤の子氏胤を新介と稱すること、此後康永四年八月廿九日天龍寺供養の時、尊氏の供奉に見えて、こゝに於て討死せしにはあらず。然らば則貞胤の弟又氏胤の兄に新介ありしや未之詳。其討死を記するも一様ならず。今川本、毛利本、北條本、西源院本、南都本、天正本の太平記には京都合戦の時とし、本文及諸異本には三井合戦の時とす。參考太平記に之を擧げて其人は誰たるかを決せず。蓋疑を傳ふるのみ。義貞北國へ下向の時、従ひて深雪に途を失ひ、足利高經の陣に行掛りて抑留せられ、すでに自殺せんとせしに、高經強ひて宥めて和親せるに依り、終に足利に屬しぬ。又延元三年、奥州國司顯家を防ぎて武藏相摸の間に戦ふ。貞和四年、四條繩手合戦の三陣にて戦ひ、五年直義と高師直相攻むるには、師直が方に加はり、觀應二年、尊氏の直義を薩埵山に逆へ討つ時は尊氏に従ひ、出國文和元年三月に尊氏に屬し、新田義興と笛吹峠に戦ひ、延文四年十二月、畠山道誓に従ひて上洛し、即ち義詮の南方進發に従へり。かくて將軍方に忒心なかりしかば、其の子氏胤、康永四年八月廿九日千葉新介と稱し、天龍寺供養に尊氏の供奉せしを初めとし、將軍家に屬して寶徳の初め義政の天龍寺參堂にも供奉せり。其の子滿胤、滿胤の子兼胤相續ぎて家聲を墜さず。應永二十三年十一月「上杉氏憲、鎌倉持氏に背きしを追討せよ」と將軍の命を奉じて、氏胤、滿胤、兼胤共に千餘騎を率ゐ、これを攻むべきために鎌倉に入る。二十四年八月持氏に従ひて上杉憲實が上野國白井の城を攻めしかども、京都より持氏を追討すと聞きて、却て持氏の海老名の城を攻む。永享二年六月十七日、兼胤卒して子なく、弟胤直を嗣とす。十一年鎌倉持氏叛逆に依りて、二月上杉持朝と同じく永安寺へ攻め寄せて、持氏を自害せしめ、又將軍の命を承けて結城氏朝を攻む。然るに胤直家督後内外の事甚だ無道にして、親族老臣の諫を納れず、親疎皆離れ叛きしかば、原、圓城寺など云ふ長臣原、圓城寺、鐮木、木内を四天王と云ふ。權を争ふに、衆士二に分れ、家法亂れて鬪戦に及び、康正元年八月十五日、土橋の阿彌陀堂にて自殺す。土橋は上總國武射郡にあり。權助胤直を寶徳三年八月十日として註に曰く、或六月廿三日、又享徳四年二月廿日。長子胤將を陸奥守と稱して、

家を繼がしめしかども、只次第に家衰へ、國亂れて、康正二年十一月朔日、下總上總との界境川村今は村田にて戦死す。弟宣胤を嗣とせしが、十二歳にて卒せり。千葉權介尙胤家系胤將享徳四年六月廿三日卒すとし、宣胤同年八月十二日とし、康胤康正二年丙子十一月一日討死す八十三。是に至りて千葉の宗統まさに絶えんとするに依り、舊臣ども評議して、胤將の弟馬加の城主康胤を嗣とし、長祿元年、居城を將門山に移す。城を移すと大日寺の記に輔胤の時とす。其の子胤持文明三年古河の足利成氏に頼まれ、顯定と戦ひ、古河城落ちて成氏千葉に奔る。市原備前守眞常と上總の八幡にて戦死す。其の子輔胤より孝胤、勝胤、昌胤、利胤、親胤、胤富、邦胤まで九代連続すと雖も、年々に衰へ、世々に弱くして、家臣の原氏は小弓、白井の二城を領して威勢を振へり。又小田原の北條關東八州に武威を施しければ、千葉も此に服し、所々の小城は、北條より主將を入れ置き、いつとなく麾下に屬しけり。邦胤は北條氏直の婿と成りて親しみければ、氏直鹿島山城今の府の地要害を見て「無雙の名城なるべし。居城を移して然るべし」と勧めに依りて、地形等を經營しけれども、未だ成就せずして、邦胤天正十三年五月七日卒す。子二人あり。皆岩松氏の女東と云へる者の腹に生る。長を御曹司と云ひ、後重胤と稱す。次を若守と云ひ、後利胤と稱し、栗飯原氏を繼ぐ。十八年、豊臣秀吉公北條を攻められし時、重胤十五歳にて、原式部少輔を後見とし、一族家士一萬計を率ゐ、相摸國小田原城に加勢し湯本口を守りしが、北條滅亡せしかば、直に流落の身と成り、將門山の城破れ、所々の小城も一時に陥り、重胤は武州江戸に落魄して寛永十年六月十六日病んで死し、子なくして千葉の嫡嗣是より断絶す。重胤の母東後に台徳大君の御臺に奉侍せしを以て重胤幕譜を舊臣備後が孫才三郎に譲り與ふ。翌年才三郎人と謂ひて死し、後嗣なきを以て件の記録等誰が手に落ちたるや否やを詳にせずと云ふ。近時自ら千葉の正統と云ひて仕を幕府に請ふ者三人あり。許されずして江戸都下に倦遊せり。一は千葉新介は重胤の生母東の妹安藤右京進の家士、菴原氏に嫁して生める子平四郎を東養育して、江戸市中の家を興へしを、重胤の後嗣なりと稱せり。二は千葉源之介、是は邦胤學胞の弟良胤公津の城主なりけるが、兄弟不和にて邦胤の爲に逐はれて陸奥國伊達

三河に扶持せられし、其子采女當胤の子源之介知胤と稱して、下總に歸りて公津に居り、又江戸に出で、今香取郡武田に住居す。三は千葉權介正胤、初は平助と稱す。是土井大炊頭の家人門井善兵衛政道が子なり。自ら言ふ、父政道は邦胤の三男にて常陸國門井氏が養子となる。正胤酒井雅樂頭に仕へて江戸に在りし時、栗飯原利胤系圖を譲りて千葉氏に復し權介と稱すと、其子權介尙胤江戸に住す。重胤死期に系圖を弟利胤に譲り、利胤子なきゆゑに之れを正胤に譲れりと云ふ。○筑紫に千葉あり、其出自を詳にせず。氏胤曾て九州探題となる。その子孫なりと稱すと雖も探題任補の事更に考證なし。按ずるに常重の三男長田長致が養子次男とし、長田次郎政將と稱す。長致が壹岐守となりし時、同じく壹岐に下り妻を娶り、薩摩州根地目に住して、中華邊地及び琉球國を侵せることあり。是九州千葉の出づるところ乎。延文三年菊池合戦の時少貳方に千葉右京大夫胤清あり。宮方にも千葉刑部大輔胤貞あり。保元平治物語参考太平記併せ考へて可也。

附白井家傳

千葉の庶支世々蔓延して、或は一郡、或は半郡の所領を分配し、各一城に居するもの、多くは宗家に先だつて亡びしゆゑ、民間に散落して上總、下總に氏稱を留むと雖も、其の家世存亡を詳にすること能はず。常胤の六黨の中、今に徴すべきものは、相馬、遠藤のみ。相馬は小次郎師常より出で、當世に連續して、陸奥國中村の城に主として家系炳焉たり。遠藤は東六郎大夫胤頼より出で、胤頼は平家權を執る時、京都に候すと雖も、平家に諷はず。遠藤持遠が擧に依りて、上西門院に仕へ、從五位下に叙せらる。文覺上人と師弟たるを以て、頼朝卿義兵を擧げ給ふに、父常胤を勸めて最前に参向せしめ、兄弟の中殊に大功を抽んでければ、其の子重胤、孫胤行も同じく本所の伺候を許されて、各前途を遂げ、且又、將軍家の昵近も他に異りけり。建保六年十一月、海上の庄へ下向して、久しく歸參せざりければ、實朝公より御書を賜ひ、早く歸り参るべきよし仰せ下され、「戀しとも思はでいはゞ久方の天照る神も空に知るらん」と詠歌し給ふとかや。胤行の後、美濃國に居り、東、野田、遠藤の三家に分れ、八幡、栗栖、松山の三城を領し、野田は早く絶え、東も亦亡び、遠藤は世々八幡に居住して一城を守

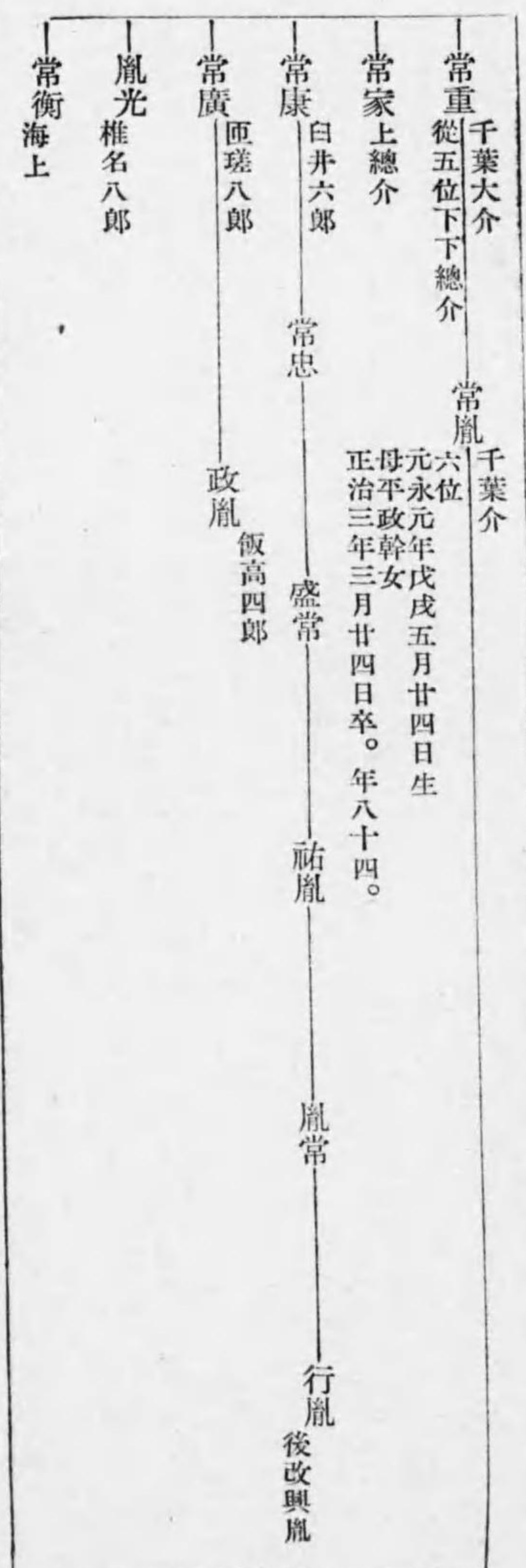
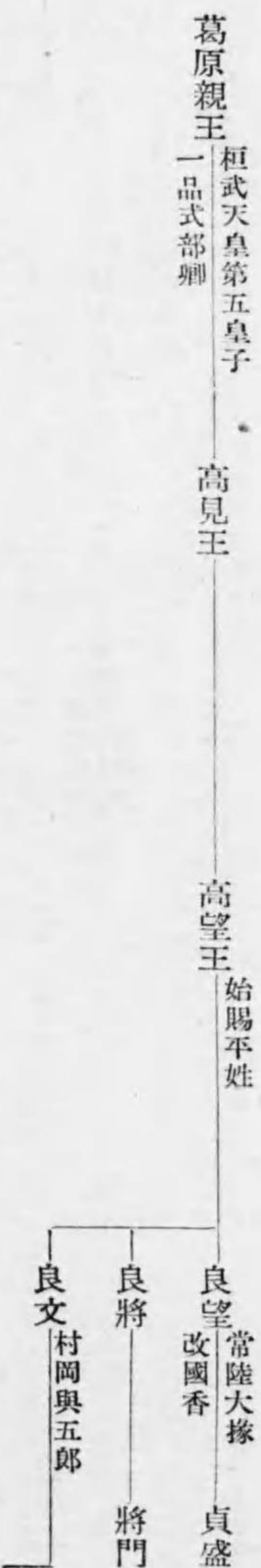
り當世に連綿して家に譜牒を傳へたり。大須賀四郎胤信は、世々下總埴生郡大須賀に居て、城址今に存す。但其の亡ぶる年代を知らず。其の餘の黨族は得て考ふべからず。ひとり臼井常康の子孫久しく臼井の城に主として、其の裔の民間に隠る者、其の家乘を失はず、大略を記して圓應寺に藏む。今其の本に因り、潤色して左に附すと云ふ。

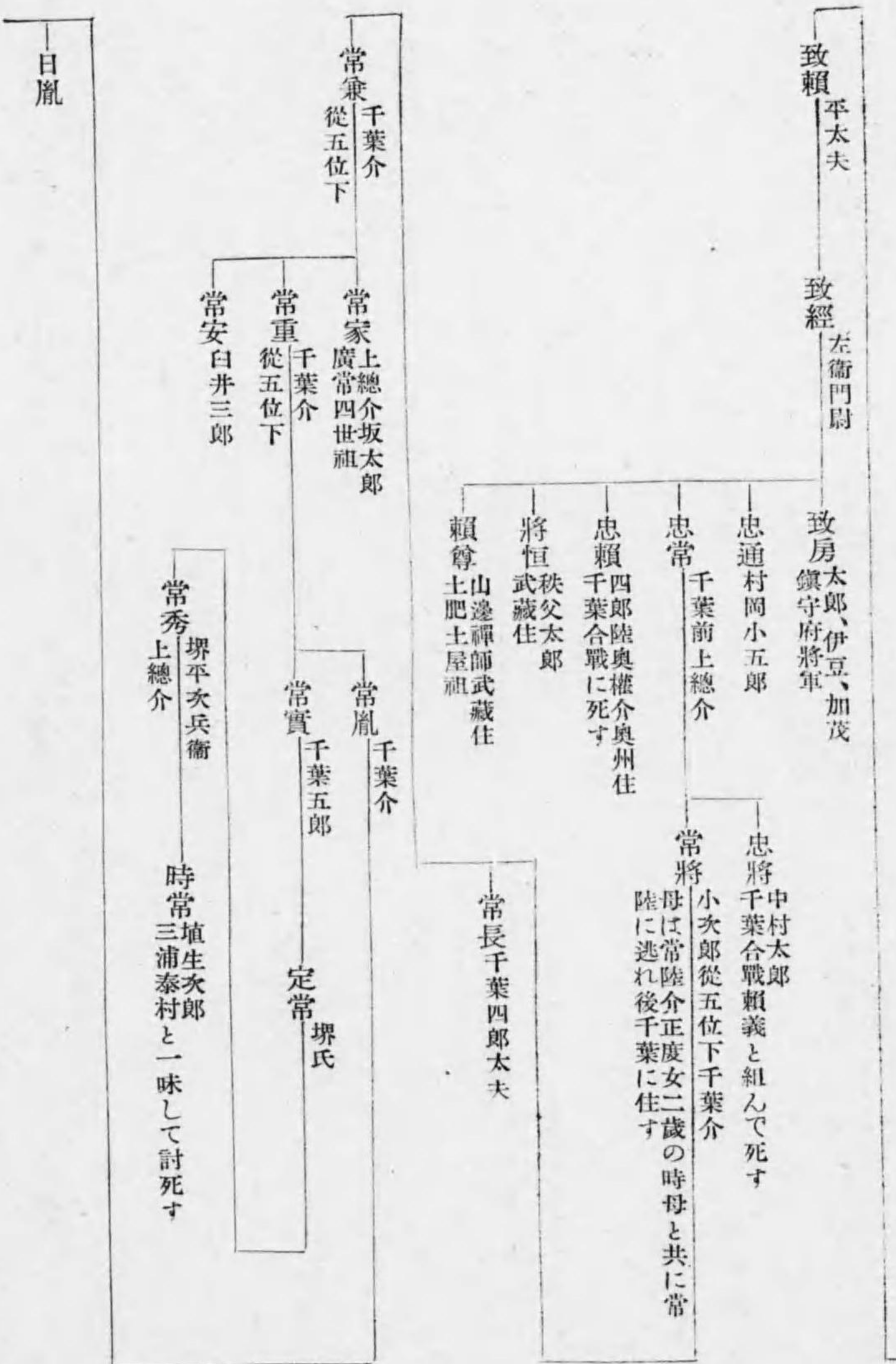
常兼の三男臼井六郎常康は、印旛、葛飾兩郡にて百十餘個の村を分ち領し、印旛郡臼井の城に主として、頼朝卿に屬し勲功あり。其の子常忠より四世祐胤に至るまで、千葉と同じく鎌倉に奉仕す。正和三年八月七日、二十五歳にて病死せり。其の子竹若生れて三歳なれば、祐胤遺命して弟志津城主次郎胤氏を後見とす。胤氏義を變じ、若竹を殺して臼井城を領せんとせしに、岩戸五郎胤安、山伏に似せ、竹若を笈の内に隠して岩戸に歸り、夫より鎌倉に奔り、建長寺に入り、佛國禪師を頼みければ、禪師之を撫育して元服させ、左近行胤と稱し、時々基時、貞時等に告訴して、本領安堵の事を願はれしが、未だ成就せざるに禪師の寂に會す。弟子の佛眞禪師、師の遺囑を受けて愛憐し、鎌倉亡びて後、足利尊氏が相摸次郎時行を討ちし時、禪師行胤を催し、精兵九騎を従へて尊氏に屬せしむ。爾後所々に軍功あり。時に延元元年二月、尊氏筑紫に下向して、菊池武俊と多々良濱に合戦の時、行胤大に軍功ありて菊池敗走す。太平記本文に無此事、参考に引梅松論。多々良濱合戦先陣に千葉大隅守とあり、蓋これ行胤の事ならんか。尊氏悦びて、本領安堵を約諾し、曆應元年秋、尊氏の擧に依りて、從五位下左近將監に任せられ、臼井の城を賜ひ、名を興胤と改め、千葉介貞胤に命じて胤氏を志津に退け、主從の禮に復せしめ、再び臼井の家を興しけり。胤氏猶も無禮の事多かりければ、三年八月十四日、臼井の城の隍後ほろごの普譜こよみに託せ志津の士卒を呼び集め其の隙を伺ひて胤氏が居城を圍

み、攻むること急なりしかば、胤氏自殺す。其の妻これを櫃に入れて家に火を掛け、其の身も共に焚死せり。貞治三年四月十八日興胤卒し、其の子尙胤これに嗣ぎ、永和二年七月十三日卒す。其の子包胤之に繼ぎ、永徳三年十一月三日卒し、太郎冬胤之に續いで、應永九年八月二十三日卒し、長子之胤右衛門佐と稱し、永享二年五月十二日卒し、長子教胤之に嗣ぎ、初め子無かりし故、千葉介孝胤の次男四郎持胤を養子とす。後に實子を生み備前守俊胤と稱す。寛正六年五月二十二日教胤卒して、持胤これに嗣ぐこと十三年、太郎爲胤、次男左衛門佐幸胤とて二子有りけれども、家督を俊胤に譲りて文明九年五月隱居せり。十一年正月十八日、太田道灌、二階堂七黨等一萬餘騎にて市川を渡り、臼井城を圍み攻めけれども、俊胤謀を設けて防ぎ、孝胤よりも援兵を出し、攻守の間六箇月にして、七月十五日大に戦ひ、太田が兵敗北し、道灌の弟太田圖書を城中へ討取る。圖書が墓臼井郭外に在ありと云ふ。十八年二月、俊胤家督を幸胤に譲りて退き、入道玄光と號す。是歲持胤卒せり。延徳二年六月十九日、幸胤十九歳にて死し、子なきゆゑ孝胤の計らひにて俊胤入道再び城主となる。永正十一年正月、長子太郎景胤に譲りて隱居し、十四年五月十七日卒す。弘治三年十月十五日景胤卒して、其の子久胤之に嗣ぎて左近と稱す。年僅に十四歳なりければ、景胤病中に縁者なりける原上總介胤貞小弓城主を招きて後見せん事を頼みしに、一月の中三分一は臼井に居て、郡政、家事大小となく取り行ひ、祿を與へて諸士を懐け、貢賦を軽くして百姓を撫で、私恩を施しける故、おのづから領内の士民胤貞に懐き、從ひて久胤は有るか無きかの如くに成りて、城門の傍に宅を營み、これに居らしめ、今其地を御屋鋪と云ふ。又部屋城と云ふ、松靈寺其舊蹟なり。本城には胤貞住居するに依り、久胤は結城に奔りて、晴朝を憑みければ、百貫の地を與へ、十二人圓連判の衆に列す。水谷、多賀谷、菓、平澤、臼井、黒田、小場、繁谷、鹿窪、神方、磯、片見是なり。後水谷出羽入道に屬

して、常陸國下館に居す。胤貞は愈威勢を振ひ、織田信長卿へ駿馬を獻じて、白井、小弓兩城主と稱す。永祿四年正月、里見義堯その臣正木大膳をして、白井、小弓の兩城を攻めて之を取る。五年、胤貞小弓の城を取返し、七年正月十一日、白井の城を取返す。九年甲陽軍鑑作上杉謙信白井の城を攻む。晴朝先陣を請ひ、胤貞を撃ちて久胤を復し入れんとせしが、城中能く防戦し、其の軍配の功者ありて、機變に應じける故、謙信これを惡みけれども、無理攻めに攻めかけて、諸卒から堀に飛入り、土居崩れて悉く撃れ死し大に敗れて引取る。生谷に謙信附城の跡あり。胤貞の子式部少輔胤榮繼いて城主となり、其の子胤義天正十八年千葉重胤の後見して、小田原の城に籠りしが。北條亡びしかば、天正十九年五月十八日、東照宮酒井忠次を遣して白井城を取らしめ給ふ。久胤は天正二年七月五日下館にて卒し、時宗の道場藏福壽寺に葬らる。三子あり、長を將監忠胤と云ひ、次を平十郎と稱し、季は右近村胤皆水谷の家に生長す。忠胤病みて仕を罷め、死して後なし。平十郎は下館を去りて攝津國大阪に流落し、終る處を知らず。村胤は始終水谷家に仕へて、明暦元年十月二十八日、備中國松山に卒し、壽覺院に葬らると云ふ。

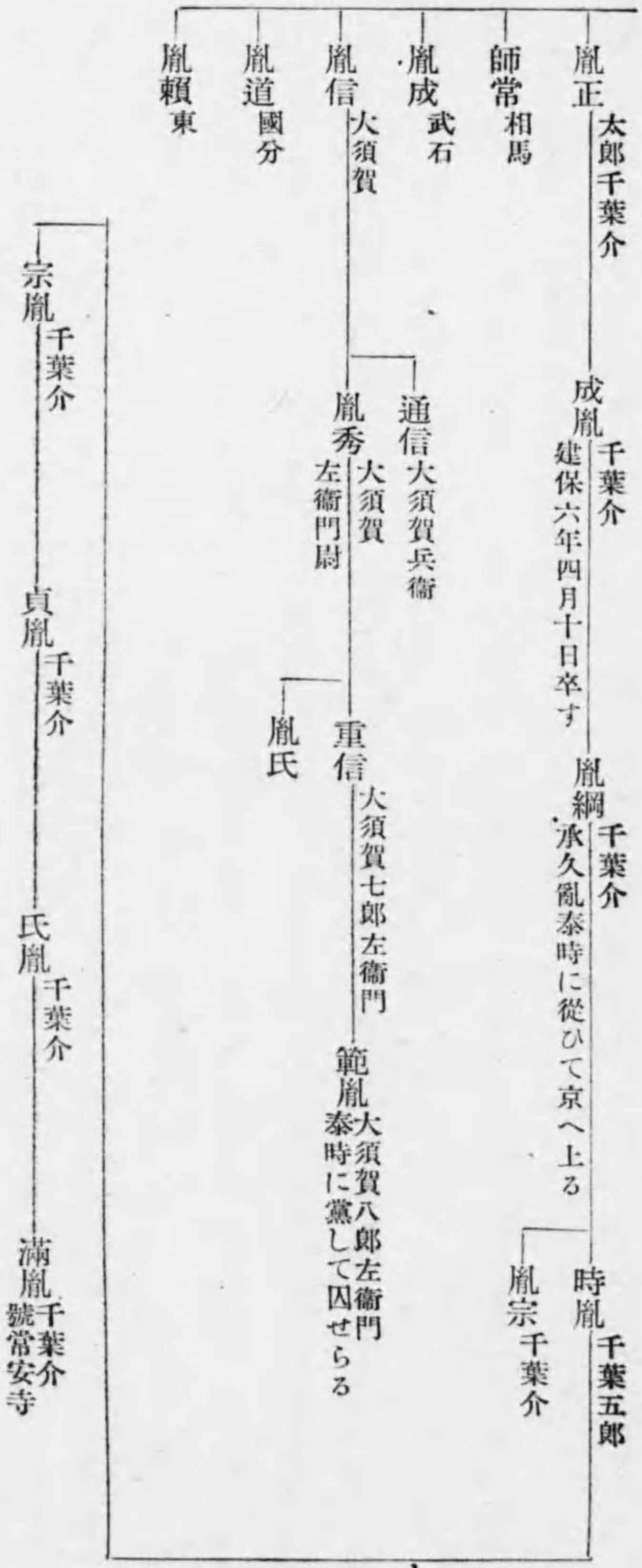
千葉系圖





日胤

宗祀附佛寺



妙見大菩薩祠祭北斗七星事は良

良文染屋川の靈驗より、愈々信すること深くして、其の家士粟飯原文次郎常時を竊に上野國群馬郡花園の七星山へ遣し、靈像を偷み取らしめ、武藏の平井に迎へ移し、又秩父に徙し、殿堂を草創して安置す。今秩父郡大宮に在る妙見堂是なり。神人石神氏と巫女二人上野より慕ひ來りて隨仕す。良文又鎌倉の村岡に居住せし時、

これを移し祀る。忠頼上總介と爲りて、上野に移し、下總權介と爲りて海上に移す。常重居城を千葉に定めて後千葉に移し、良文、忠頼、忠常の祠、清瀧權現、稻荷明神、山王天神、石神大明神、二十八宿の祠、三十六禽の祠を造建して、攝社として、十人の社家を置き、栗飯原常時が裔を長とす。所謂十人の家姓詳ならず。今存すみ、餘は皆斷絶す。每歲元日より三日に至りて祭事様々あり。千葉氏族嫡庶となく皆齋戒して之に奉ず。日までに二千人に之に従ふ。千葉一郷の人七月十六日、神輿御旅所に幸し、廿日寒川に神幸す。これを御濱出と云ふ。廿二日本祠に還座す。皆齋戒す。此の日を正祭とし、千葉舟出^{千葉より}結城舟出^{寒川より}とて二舟を造り出して祭禮とす。千葉氏滅びて祭禮は猶殘れり。東照神君、台徳大君御鷹狩の次に駕を移し、妙見祠に詣で給ひ、大久保石見守に命じて、二百石の地を寄附せしめ給ふ。此の時千葉古城山下の清水を掘らしめ其の清冷を賞し給ふ。今に御茶水とて人の酌むことを許さず。妙見は千葉始祖の崇むる所なれば、嫡家は此の祠を祀り、庶子の末々までも其の居所ごとくに必ずこれを勧請す。靈驗は妙見寺の縁起に詳に載せて枚擧するに遑あらず。中にも成胤の弟胤忠兄を殺し、嫡を奪はんと謀り、先づ妙見の像を竊み夜中に走ること數百歩にて、其の像俄に重かりければ、路傍の田の中に捨て去りしに、田水光を發しけるゆゑ、人これを出して本祠に還納す。其の田を三角田と云ふ。今城山の頼胤の長子龜若丸六歳の時、外家武藏國國分三郎入道これを殺さんとせしに下池田と云ふ地に在りと云ふ。擁護の驗ありしとぞ。

歡喜院 常重妙見の祠と共に創立の宮寺として六箇の僧坊を附け、北斗山金剛授院と號せり。今は通じて妙見寺と云ふ。

總體七社大明神 良文、將門、忠頼、忠常、栗飯原常時、巫女二人を祭りて七社とし、大日寺の鎮守とす。

日處山滿願寺 常重これを創す。今毘廬山大日寺と云ふ。
月處山光明寺 是亦常重の建つる所也。

將門明神祠 本佐倉城址の西に在り、何れの時より祭ることを知らず。蓋、常胤の次男師常相馬の家を嗣ぎ、將門の後たるを以てこれを祀るか。祠ある故に將門山と呼ぶ。故の佐倉城主上野介堀田正信石の鳥居を立つ。其の銘刻日總州印旛郡佐倉城主從五位下堀田上野介紀朝臣正信(左柱)とあり

八幡宮 將門祠の東南に在り、亦何の時に建つることを詳にせず。寶珠院を宮寺とす。每歲八月十二日酒々井の旅所に神幸し、走馬祭禮あり。東照神君二十石を寄せて社領とし給ふ。二社共に新舊の兩祠あり。亦遷宮の時を詳にせず。故を以て里民多く誤つて四箇の神跡とし、甚しきは近世の事を引きて附會する者あり。八幡は朱の鳥居あるを本社とし、將門祠は石の鳥居あるを本祠として可也。將門の舊祠に平親王將門明神の額あり。新祠に將門山の額あり。蓋、造遷の時舊祠を存して後疑惑を殘せるのみ。近世の事を引く者の言に云ふ。堀田氏の城られしが、自ら冤と稱し、城主を罵りて死し、時々祟を現し遂に堀田氏を滅す。因て其の靈を祭り一祠を建て總五宮と稱す。是里民の妄言なり。昌言嘗て是を疑ひ、自ら往いて山中に覓むるに、八幡、將門新舊四社と、一妙見堂あるのみ。他の叢祠あることなく、祠額及鳥居の銘刻明白にして疑ふべき者なし。然れども猶又郷導を求めて之を尋ねること數四、其の言ふところ人々説を異にして明跡を得ず。偶々一老農を得て問ひしに、總五が墓は公津村の路畔に在り、時々影響を爲す。嘗て愚惑の者ありて爲に小石堂を作りて之を置けり、今は即ち寂々たりと云ふ。是に於て釋然として總五の宮説偽妄なることを知る。此千葉の事に關するに非ずと雖も、或は愚民の妄に因りて遂に淫祠の媒を成さんことを恐れ、姑く附記するのみ。○或者年八十ばかりなるが曰く、總五が爲に小祠を將門山の中に造れるを見及べり。今は壞れてなし。亦其の跡を記することあたはず。云々。

白井八幡宮 白井興胤筑前國多々良濱合戰の時、祈願の驗に感じて、宇佐八幡宮を城の南の山に勸請して建て、滿藏寺を宮寺とす。社地を下する初め、筑紫より携へ來れる楠の枝を挿し祝して曰く、「若し此の枝根付いて

枝葉を生ぜば、神の來格を證せん」と。後繁茂して大木と成る。今社の前に在る五圍ばかりの楠是也。又宰府の天神をも城中に勧請して社を建て、妙見堂をも再修せり。

圓應寺 興胤再び臼井城に主となり、建長寺佛國禪師の嗣佛眞禪師を伊豆國清寺より招き、山を開きて瑞湖山圓應寺と號し、領地の十分一を寄附す。其の長子生れて襁褓より佛眞の弟子にせんことを約し、乳養の中に肉酒を斷ち、羽鳥村に菴を作りてこれに置き、七歳にして寺に入らしむ。第二世道安和尚是也。菴の跡今羽鳥村に在り持齋菴と云ふ。淨光寺と云ふ。東照神君御鷹狩の次に、近臣をして寺の來由を問はしめ、二十石の地を付けしめ給ふ。

城址

千葉 今の府城より南五里許り、千葉郡千葉町の南百歩許りに在り。海を距ること十町許り、郭の跡隍の狀猶存し山上に神明の宮あり。寶永中造營の爲に地を鉏きかへしける時、三四尺ばかり土中より焦米いくらかともなく出でたり。是古昔兵糧倉の跡なりと云ふ。或は曰ふ伯耆國汗入郡名和莊名和長年が宅の跡土中に、米の焦げて石の如くなるあり。瘡を病む者一粒を發日の早且に水を以て飲めば即ち癒ゆと云ふ。今此の地の右焦米も然る。常重此の城べきか。按ずるに酉陽雜俎卷十に、乾陀國戸毗王倉庫爲火所燒其糧米不燬者于今存服一粒永不患瘡と云へり。常重此の城を築きて居し、十五世の後康胤に至り、北五里を距りて、將門山に移し築之。或は曰ふ、千葉城は忠常初めて築時なりと。是否を詳にせず。

舊佐倉 印旛郡今の府城の東十三町將門山の東にあり。康胤の時千葉城を移して斯に築き、佐倉の城と稱せり。今府城に對して舊佐倉と云ふ。居ること十世邦胤の時、天正中北條氏直鹿島山城今の府城を見て要害の勝れたるを稱し、改め築かしめしが、鋤初ばかりにて未成に、邦胤卒し、重胤幼にして、小田原城より流落せしか

ば、城も俱に破れぬ。

臼井 印旛郡今の城の西北一里餘に在り。臼井六郎常康初め此の城を築き居ること六世、行胤幼にして志津胤氏に奪はれ、曆應中行胤再び還り領して、行胤改めて興胤と云ふ。九世を歴、久胤幼弱にて原上總介胤貞これを押領し、其の子式部少輔に及び、天正十八年北條と共に亡ぶ。是亦穀倉の故地なるを以て。焦米あつて出づると云ふ。東照神君酒井左衛門尉忠次を遣して此の城を取らしむ。文祿二年酒井宮内少輔忠勝在城の時、城中失火して焼けたり。

大須賀 今府城の東六七里埴生郡に在り。常胤の四男大須賀胤信これを築きて子孫これを領す。歴世の跡滅亡の時を詳にせず。大室圓通寺は、胤信の母の命を以て再興せりと云ふ。寺の傳説に、胤信の弟助崎信濃守と稱す。今助崎は其の城跡なりと云ふ。馬加 今の府城の南西七八里に在り。千葉滿胤の次男康胤これに居して馬加殿と稱す。後に宗家を續きて胤將の嗣となり、佐倉に居城す。後誰が領せしやを詳にせず。

公津 印旛郡今の府城の東二里許りに在り。千葉の族これに居す。邦胤の弟義胤これを領せしが、邦胤の爲に逐はれて陸奥國に奔れり。或は曰く、千葉の家臣圓城寺氏これに居城すと。未詳。志津 葛飾郡今府城の西南二里餘に在り。臼井を距ること半里、臼井祐胤の弟二郎胤氏これに居し、曆應三年八月十四日臼井興胤に滅さる。

小弓今生實 今の府城の南五里餘、寒川の東南一里餘に在り。千葉の長臣原氏世々これに居し、天正中式部少輔に至りて亡ぶ。

巖戸 印旛郡府城の西北一里に在り。巖戸五郎胤安これに居す。竹若丸行胤を笈に入れて逃げて鎌倉建長寺に送

千葉の古城に登りてよめる歌

わが家の 遠つ御祖と わがしぬぶ みおやの命 かぎろひの
 岩垣たたみ もとほりの 堀を深めて 眞葛葉の 千葉の古城に
 年久に 住みけむものを 垣はくえ 堀はうまりぬ 鴨頭草の う
 つりかはらふ 世の中は 常なきものか ほき路より 上りて見れ
 ば 眞廣なる 館の跡は をちこちの 里の童が まくさかる 荒
 野となれり 猪の鼻の 矢倉のあとは さし出でし そことはきけ
 ど 礎も 残らざりけり 益荒男が 仇をきためし 矛杉の 木む
 らが中に もみぢ葉は ちしほそみたり ふもと邊に 争ひたてる
 旗薄 風にみだれて 松の音は 男たけびなせり そこらくに 昔
 おぼえて この夕 うらぶれをれば 足曳の 山のとかげに 眞神
 友よぶ(海上胤平)

房總里見誌

【解説】本書は里見氏に關する軍記神史類中珍しくも歴史的見地から叙述されたもので、著者も確知され、著者自筆の原本も遺つて居り、編述の要旨を宣明せる序文は素より、所々に著者の意見や考證も書かれ、記事に一々出典を明記するなど、一通り史傳の體を得てゐるのである。併し資料となつた物が多く軍記神史類であるため記事は同様の誤謬を承け、不合理の點も少くない。著者岡島成邦は安房神社の祠官成績の弟成洗の長子で、成績の養子となり祠官となつた。岡島家は安房神社の祭神太玉命の孫天富命の子孫で、今日まで二千六百年間連綿として安房神社の側に住し神社に奉仕してゐる。岡島家譜に據ると、成邦は享保十七年十月十五日京都で神祇管領家から官職を受け、大膳名號を賜はり、明和元年三月二十一日に歿した。出生年月も學歴も享年も不明であり、同家譜記載外には何一つ知れないが、相當學問が出来、近代の岡島家で傑出した人物なることは確である。著述も種々あつたらしいが今遺るは本書だけである。本書は序文にもある通り寶曆十二年九月に書かれ、その一年後に著者は歿したから、推敲期間も少く、修正すべき個所を塗抹したまものもある。岡島家保存の著者自筆本は巻八九が缺けてゐる。國書刊行會の「史籍雜纂」第一巻のは原本の不足を千葉縣廳の藏本で補つたのであるが、なほ第九卷の末尾三章を缺いてゐる。今回この不足分を筆者の藏本に據つて補入した。筆者藏本は安房郡館野村廣瀬の龍崎掃部介磨寫のを轉寫したので、識語に據ると十卷の外に附録一冊あつたやうだ。しかし其の附録は今傳はつてゐない。(大野)

房總里見誌序

或人語予曰、天下擾亂而不治久矣。幸蒙我 東照宮仁政、民免左衽矣。漸至慶長而爲四海一也、記此者、所諸家述、其書自歸然。獨房總里見氏、大祖義實、永享中渡當國、發一家既十代、曆數百七十有五年、

庶乎原文
遮乎

至慶長末其家亡也。雖然、無記之者。偶雖有里見記、九代記、小倉日記、房總軍談記等雜書、忘前失後、謬妄居半。不辨救麥者所爲而以不足徵也。他邦人入此國而問古國守存亡、里見家盛衰之說、則能言者徒籍口矣。惜哉、失其實錄者何故。予曰、戰國以來、置將軍於西京。因之東夷民不蒙教化。是以事皆失野。殊及至喪亂世、君子則投筆事戎軒、小人則捨農走役、民終從冥入於冥。可謂文獻不足也。所以失其實錄者、不亦宜乎。或曰、夫只如斯、則累代內雖在仁厚篤實君、英雄剛傑士、空沒於灰塵、莫之知者也。豈爲亡君可不悲哉。苟所子識者記之、所子不識者闕之、以待後君子可也。固辭不許。於茲、采古來典籍諸家記錄、頗爲刪補、以爲十卷、號謂房總里見誌。是又鹵莽不辭。幸待後君子。庶乎吾黨小子以之見之、則免籍口之譏矣。爾云。于時、寶曆壬午末穰、且揮毫安房社會。

撰原文選

岡島成邦撰

房總里見誌總目錄

一之卷

- 一、安房國主四家之事。
- 一、尊氏將軍歷代之事。

- 一、京鎌倉確執之事。
- 一、爲追討持氏京勢下向之事。
- 一、相模國早川尻合戰之事。
- 一、千葉介胤直持氏和睦諫言之事。
- 一、神奈川合戰。附、義久被生捕事。
- 一、持氏父子滅亡之事。

二之卷

- 一、里見刑部少輔家基之事。
- 一、義實安房國へ渡着之事。
- 一、義實爲安房國主濫觴之事。
- 一、東條沒落。附、正木氏屬當家事。
- 一、噓海城退治。附、百首村之事。

三之卷

- 一、里見討入上總。附、久留里城濫觴之事。
- 一、小櫃の作所謂之事。
- 一、義實公逝去之事。

- 一、稻村城成就。附、宮本城成。附、成義公逝去之事。
- 一、里見上總介義通公與小弓御所一味之事。
- 一、義通公有御遺言逝去之事。
- 一、真堯公三浦船軍之事。
- 一、大永七年三浦合戰之事。

四之卷

- 一、稻村殿家格式目之事。
- 一、真堯公國讓評議之事。
- 一、稻村城夜攻真堯公討死之事。
- 一、里見太郎義豐公成稻村城主給事。
- 一、義堯公房州發向之事。
- 一、義豐公義堯公犬懸合戰之事。
- 一、稻村城沒落。附、義豐公最期之事。

五之卷

- 一、義堯公法體之事。
- 一、相州小田原北條家之事。

- 一、於鴻臺小弓御所沒落之事。
- 一、上總國椎津城合戰之事。
- 一、古河晴氏與北條氏康為不和事。
- 一、憲政逃去越後憑景虎讓姓名事。
- 一、古河御所晴氏被生捕事。

六之卷

- 一、久留里合戰之事。
- 一、同所搦手戰之事。
- 一、向鄉葛原臺戰之事。
- 一、須田將監心變之事。
- 一、正木久太郎手軍之事。
- 一、細戸曲輪夜討之事。
- 一、義弘相州三浦合戰之事。
- 一、越後景虎於上州沼田與北條戰之事。
- 一、里見入道殿拒萬喜少弼事。
- 一、足利義氏移關宿又歸移古河事。

一、永祿關東亂之次第。

七之卷

一、下總國鴻臺大合戰之事。

一、里見長九郎殿最期之事。

一、上杉輝虎下總臼井城合戰之事。

一、池和田城へ北條勢攻寄事。

一、忍城主成田父子謀叛之事。

八之卷

一、上總國佐貫城三船山合戰之事。

一、三浦領地再屬里見家之事。

一、安房國建物見給。附、岡本城造營之事。

一、東國山嶺立狼烟事。附、大伴黑主事。

一、北越與相州北條和睦。附、里見義弘與小田原和睦之事。

一、上杉三郎景虎滅亡之事。

一、義弘公逝去。附、梅王丸爲出家事。

一、里見義賴公爲亡梅王君事。

九之卷

一、義賴討手生捕梅王君。附、加藤忠義之事。

一、里見義賴之御子彌九郎殿之事。

一、大多喜正木大膳謀叛之事。

一、正木大膳最期之事。

一、義賴公逝去之事。

一、房州館山城普請之事。

一、秀吉公爲北條退治關東發向之事。

一、笠原新六郎氏直へ逆心之事。

一、氏直没落之事。

一、里見義康公御歸陣之事。

十之卷

一、從里見家兩使到大阪事。

一、石田治部少輔三成叛逆之事。

一、里見義康公結城後詰之事。

一、關ヶ原大合戰石田敗北之事。

氏直一本
氏政父子

- 一、里見左馬頭義康公御逝去之事。
 - 一、里見太郎殿賜御名乘御諱字之事。
 - 一、里見家御縁組之事。
 - 一、上總介忠輝卿之御事。
 - 一、大久保石見守長安之事。
 - 一、大名衆改易流罪之事。
 - 一、里見家印藤采女之事。
 - 一、房州神社奇異有之事。
 - 一、從江戶御召御參府之事。
 - 一、館山城破却沒收之事。
 - 一、忠義公配流御逝去之事。
- 以上

房總里見誌卷第一

安房國主四家之事。

凡そ四海の逆浪、亂れて治り、治つて又亂る。其の變動久し。中にも、人皇七十六代後白河御宇、新院逆憤を

困苦せしめ原文押苦せしめ

起させ給ひ、當今白河帝と御親子にて、又諍に及び給ふ。堂下の從士皆親睦を破つて合戦す。終に新院打負け給ひ、世に是を保元の亂と云ふ。夫より四年目、藤原信賴源義朝謀叛す。世に平治の亂と云ふ。明くる永曆元年正月三日、義朝尾州野間の内海にて誅せられ、同三月廿日、賴朝を豆州蛭ガ小島に流す。是より平家執世廿餘年。朝廷の執事、武家の政事、皆清盛一統の我意に落ちて、上聖心を以て曉し給へども不用、下有忠臣諫むれども不肯。奢侈超過して上一人を蔑如し、下萬民を困苦せしめ、積惡國土に滿ちたれば、宸襟更に不安。諸人惡之。賴朝於豆州起義兵、同義仲於信州發雷軍、終以義經範賴之軍配、平家悉く於長州赤間ヶ關滅亡す。從是又源氏得繁榮。剩へ賴朝乞請朝奏、日本惣追捕使となる。依之、山海の政水賴朝の一家に流れて、指揮殆ど己が意に任せたり。此の時諸國に設庄園、村里に居地頭而列國不洩。皆武衛の領に等し。其の權又掩四海、萬卒恐れて彼が家風に歩み、是より天位漸く衰へ、武威逞しく、迅雷の響に人恐るゝが如し。是後來の定矩と成りて、自然と武家の代とぞ成りにける。于爰、安房國は僅に四郡。四家の武士一郡づつを分ちて守護之。所謂る安西式部大輔勝峯平群郡神餘左衛門督景春安房郡丸右近介元俊朝夷郡石堂谷東條左衛門督重永長狹郡東泉出城。四人各賴朝卿より米地宛行はれ、守護する事久し。殊に安西は賴朝に仕へて忠勤ありし事、諸錄に見えたり。如し此に相續して無事歴代守護しけり。然るに、永享十年の頃、神餘が家臣に山下左衛門佐景遠と云ひし者、主君景春は嗣子無之、殊に老衰なれば、おのれ主家を押領せん事を思ひ、或は家士に謀計を語り、主人に異心を勧めて、動もすれば争亂を起さしむ。今案するに、瀧口村二千騎畑と云ふ所、軍勢を催せし所なりと云ふ。又瀧口村平松と云ふ處は、山下が同土軍せし所なりと古本に見ゆ。然りと雖も景春老功の智士にて、奸詞に落されず。山下が非計を憎み、折あらば渠を亡さんとし給ふ。景遠其の頃東條左衛

守護原文守固

門が睨なれば、東條へ密事を語り、潜に景春を討たんと企つ。應永の頃謀欲募り、從士を以て終に景春を殺さしむ。景春の近士親族大いに怒り、白刃を振つて山下と挑戦し、山下を畑山と云ふ處へ押詰め、既に追討せんとせし時、東條が加勢に出せし多兵、忽ち攻め來りて山下に加はり、大勢に成り、神餘の士前後を塞がれ、不殘彼所にて討死す。于此所を切腹嶺と云ひ、石牌多く有り。是より山下は主君の遺領を押し、神餘郡を改めて山下郡と郡名を改め、其の居所を山下と呼ぶ。神餘村の内に、斯くて一郡に跨踞せし事、惡まぬ者はなかりけり。

神餘郡を原文自己に神餘郡を

尊氏將軍歴代之事。

尊氏 等持院治世 廿五年執權	義詮 寶篋院治世 十年執權	義滿 應苑院公方始也治世 十年執權細川右馬頭頼之	義持 勝定院治世二十年 執權斯波細川畠山	義量 長徳院居職 三年執權
義教 普光院治 世十四年	義勝 慶雲院治 世三年	義政 慈昭院治世 四十九年	義尙 常徳院治 世二十年	義視 三大宮 任職四年再十
院治世 十四年	義晴 萬松院治 世三十年	義輝 光源院治 世十六年	義昭 靈陽院治 世廿五年	義澄 國 任職四年再十

京鎌倉確執之事。

抑々關東に管領職を据え置かるる事、過ぎし文和元年壬辰義祖贈左大臣尊氏鎌倉に下向し、新田義興脇谷義治一族退治ありて同三年御歸洛に仍り、三男四位中將基氏卒去の後、左馬頭氏滿、子息滿兼今の左兵衛督持氏まで四代相繼いで、關東の管領に備はり給ひ、京鎌倉同胞合體の親附を被し結、政道一務の誓約堅かりし處、不圖吳

御歸洛に仍り恐らくは誤脱あら

十五日一本十九日

越秦楚の怨起りぬ。委しく其の濫觴を尋ぬるに、前の將軍宰相中將義量尊氏より五代將軍朝臣早世し、御代既に暗夜に灯消えて、闇路に走る如し。幸に、京鎌倉は合體し、家系流れて遠からざれば、關東の管領持氏朝臣に天下の社稷を譲り可し進由、内書を下され、尙又違變有るまじきため、後證の驗符なりと、關東の什書及び重代の寶器等品、鎌倉に被し下けり。然る處、正長元年正月、大樹御不例急にして唯時を待つばかりなり。同月十七日、京都の管領畠山尾張守滿家、悲歎の餘り石清水八幡宮に社參有りて、將軍の延命を祈り、又御家督の事も「宗廟の神慮に任すべし」とて、神宮の内陣に入り、御籤を以て伺はれけるに、大樹の御舍弟天臺座主義圓大僧正に御籤三度迄下りけり。「神明の靈驗あらたかなれば」とて、馳せ歸りて評定に及びしかども、翌十八日大樹卒に薨御坐しけり。依て同三月十二日、義圓大僧正に還俗を勧め奉れば、同十五日征夷大將軍の宣下を被し成下、足利六代の武將に備はり給ふ。爰に於て持氏變約の恨み日に増し、憤り安からず。終に大確執に及びけり。其の上、鎌倉殿代々元服の事、永安寺氏滿、勝光院滿兼、今の左兵衛督持氏まで三代京都にて元服坐しければ、「嫡子賢王丸殿元服の事、早く上洛を遂げ給ひ、如し先例、可し理髮」の由、鎌倉へ被し仰下しかば、持氏返答に、「賢王丸元服の事、嘉例に任せ可し致し上洛」由仰せにて候へども、當時は元服の父と可し頼人可し在とも覺えず。況や義祖陸奥守義家、八幡宮の嘉例こそ候へ。幸に鶴ヶ岡候間、是にて可し仕」と、使者を空しく歸され、正長元年五月、鶴ヶ岡にて賢王丸元服有りて、八幡太郎義家の義の字を授かり、義久と自官坐しければ、互ひの遺恨益々起りて、咫尺千里の阻とぞ成りにける。其の頃、上杉民部大輔房定次男安房守憲實は、關東の執事職に被し補、權勢八州に轟き、諫臣の義直にして忠良の志切なり。京鎌倉の確執逐日胡越の怨み増りしかば、憲實つらく世の傾廢を

易く原文
安く

歎き、「幼息賢王丸元服の事、彙祖尊氏卿鎌倉一統の政務を以て、固く末代の龜鑑を定め置かれし事、聖略神武の謀に越えたり。其の故は、京都の武威衰へぬる時は、關東よりは是を輔け、東國亂れん時は、天下の御勢を可_レ被_レ向との謀なれば、東西一如の親和破れ候ては、大の禍目前に如_レ見。凡そ事は敗るに易くして調和は難し。況や憂患は生_レ於所忽、禍害は興_レ於細微」と云へり。唯々京都に使者を以て、和陸候へかし」と、理を盡し諫言急なりと雖も、持氏朝臣家運盡きたる前表にや、曾て諫を用ひ給はず。却て忿怒以ての外にて、「執事憲實は京都一味の者也」と、既に出仕を停めけり。憲實悲歎の涙を垂れ、「されば務_レ善策_レ者無_レ惡事_レ、無_レ遠慮_レ者有_レ近憂」と云へり。抑々先年犬懸入道禪秀が諫を憎み給ひて、關東大に亂れ、憂目を見給ひしも不_レ遠、前悲を忘れて今又憲實を敵とし給ふ事、天運捨てて家運可_レ盡表なり。今は吾鎌倉に在りて益更にあるまじ」とて、同八月五日に山の内の吾が居宅を去りて、密に上野國白井に立籠る。一族郎從戮に逢はんことを恐れて、悉く鎌倉を欠落せり。憲實は身の難を逃れ、且、持氏朝臣の曲計を直さん爲にと、密に京都に上りて、「持氏恣に計策し、忠士を避けて奸臣を愛す。今頻りに然り。希くは諫言を下さるべし」と、訴狀を以て達_レ上聞。然るに、其の頃の沙汰として、「關東公方、頃日帝位を不_レ恐、上を掠め謀逆放逸なり。此の弊に乗じて關東を亡し、一天下を將軍の領となさん」といふ。將軍これを幸ひ能き事に思はれければ、「憲實が訴狀は六日の菖蒲なり」と嘲哂有りて、更に御用ひなく、「持氏逆意あらば可_レ追討」の旨、繪旨を賜はり、諸方へ廻文をぞ巡らされける。後太平記、三河後風土記。

繪旨を賜
はり原文
軍え戴き

爲_レ追討持氏_二京勢下向_一之事。

仍_レ之、將軍の御名代として上杉中務大輔持房、舍弟治部大輔教朝を被_レ差添。相從ふ大名には、今川上總介範

難澁し難
く原文の
ま

忠、朝倉小太郎教景、小笠原信濃守政康、武田大膳大夫信重、佐々木治部少輔高明、山名中務大輔照貴、大河原長門守、川崎肥前守、萩野美作守、曾我平治左衛門、彼是都合貳萬餘騎、永享十年戊午二月三日京都を立ち、「追手は箱根に陣すべし」と約を定む。此の時、執事憲實に持氏追討の先手を申付けらるるの由、上意あり。憲實堅く辭すと雖も、衆議一決の上なれば難澁し難く、「達て申上げなば、同じく咎を受けて、却て持氏の御爲惡かるべし」と、無_レ是非御請申さる。搦手は上杉教朝北陸道より攻め下り、上野の白井に着す。是は「上杉憲實が勢と合せて搦手より向ふべし」とて、五千餘騎を添へられしかば、美濃國より押合ひて北陸道をぞ下りける。爰に公方持氏は、「執事上杉憲實心を變じ、關東の旨趣を京都へ訴へ、其の身も討手の列に入り、主に弓曳く不道人、見懲しにせよ」と、多勢を率し、上州白井の城を圍んで攻めしが、城兵堅く防いで不_レ陷。關東の八平氏、武藏の七黨を初めとして、旗を卷いて落ち失せけり。此の時まで持氏は武州高安寺に陣し、一色直兼を大將として攻めさせけるに、城兵打出でて追ひ出ししかば、寄手一戦に不_レ及、高安寺まで逃げ歸る。持氏大いに驚き、高安寺を引き拂ひ、相州海老名に陣取つて、猶軍兵を招きしかども、八州の諸將一時に翻り、上杉憲實・上杉教朝に隨ひければ、持氏の催促に應ずる者なし。爰に上野國の住人徳川左京亮は、元來新田の旗流なれば、義貞滅亡せし後は、義貞一家は不_レ及云、同流他家の門葉まで、京都將軍家より「根を斷ち葉を枯すべし」との不知なれば、徳川有親・息三郎親氏、共に天に踞り地に拔足して、所々に流浪しけるが、持氏の父左兵衛佐滿兼の時、縁を求め降参して、本領なれば上野國世良田徳川を安堵し、今持氏の代まで鎌倉公方の家人なり。然るに、持氏高安寺に在陣の内、有親父子にも可_レ参由、催促されけり。東國の大名小名大方持氏を背き、京都へ隨ひし

京都を踏
み落さん
原文關東
を踏まん

かば、有親父子も、「如何すべき、持氏の行跡にては、畢竟京都を踏み落さんこと覺束なし」と被_レ思けれども、流石「諸人の背けばとて、節に臨んで敵せんこと、勇士の徒に非ず」とて、父子ともに人數を引き連れ、上下十二騎、都合八十餘人、持氏の陣に加はりけり。さる程に、京勢は足柄箱根の二手に分れ、押寄すると聞ゆ。又北陸道の大将上杉治部大輔教朝は、管領上杉憲實と合せて武藏國より寄すると沙汰す。持氏は海老名に陣し、上杉陸奥守憲直を大将として、相州早川尻に差し向けらる。此の手へ向ふ京勢は、上杉中務大夫持房を大将として、相従ふ人々には、遠江國の住人横地兵衛尉、勝間田彈正、井伊彌太郎、伊豆の守護代寺尾四郎左衛門尉秋宣を案内者として、箱根を越えんとしける處に、大森伊豆守頼盛并に箱根の別當は無二の持氏方なり、會合して申しけるは、「吾々斯くて在りながら、京勢いかでか容易く通すべき」とて、水呑の邊なる屈竟の要所を取立て、走櫓を構へ、搔櫓に石弓仕掛け、弓押張り、矢束解いて待ち掛けたり。敵數萬騎寄すれども、箱根山と申すは、街道一の難所、四方峻岨にして谷深く切岸高く、峠は鳥も容易く翔り難し。敵より見れば、綠樹森々として敵を見ること能はず。城兵は寄手を直下に見下し、鏃を揃へて射ける程に、矢庭に大勢射倒され、石弩に中り討たれけり。寄手進みかねしかば、横地・勝間田・井伊等の輩は牙を嚙みて兵を勇め、「譬へば樊噲・周勃が鐵城に籠りたればとて、是程の大軍を以て不_レ攻破と云ふことあるまじ」とて、乗り放し、眞先に進みければ、彼の輩に勇を勵まされ、軍兵ども流石の峻岨を登るともなく、這ふとも無く、蟻の如くに附いたり。城兵等は靜まり返つて、敵を思ふ圖へ偽り引き寄せ、矢頃近く成りて、射手の輩鏃を揃へ、散々に射る。先陣五百餘人、矢に當り、弩に中りて、谷底へ人なだれを打つて落ち重る。敵に對して討たる者は少しと雖も、己が大刀長刀に貫かれ、

或は岩に中りて頭を打碎かれ、腰打折りて死する者數多し。寄手堪へかねて引き退かんとする時に、大森城より打出で、引く敵を揉み立てたり。此所は岩石苔滑かにして、荊棘道を塞ぎたれば、引く敵も退き得ず、追ふもはかどらず、取つて返す者は必ず討たる。横地兵衛は、味方を助けんと、唯一人踏み留つて相戦ふ。寺尾秋宣兄弟三人は、當所の案内者として向ひけるが、味方の勢に共崩れして、半町ばかり引きけるを、横地が留り戦ふを見て、兄弟三人取つて返し、「いかに横地殿、寺尾三人續きたるぞ。其所引き給ふな」と詞を掛けて、一所に相戦ふ。其の外は返す者なし。横地忽ち討死す。寺尾三人手負ひしかど、敵兵さのみ追はざれば、三人ともに助かりて本陣へぞ歸りける。先陣の遠州勢は手痛く戦はしつれども、相殘る京勢は、敵兵をば目にも見ず、聞き逃げにぞしたりける。

相模國早川尻合戦之事。

大手上杉持房の先陣遠州勢は箱根にて敗北し、味方勝に乗ると雖も、搦手の大将今川上總介範忠一萬餘騎にて伊豆國野七里山七里越えて、相州西郡に攻め入ると聞えしかば、持氏方の大将上杉陸奥守憲直、相従ふ人々は穴戸備前守隆詮、二階堂山城守行直、舍弟中務大輔行光、同攝津守行景、徳川左京亮有親、嫡子太郎親氏、海老名上野介等に房州勢六百餘騎を差し添へ、都合一千百五十餘騎を向けらる。九月廿七日には、相州早川尻に馳せ着いて、敵陣を見遣りたるに、家々の紋付いたる旗廿餘流を差し上げ、其の勢雲霞の如し。大将憲直は穴戸・二階堂・徳川・海老名の面々に向つて申しけるは、「敵の旗を見るに、今川・武田・小笠原・佐々木・朝倉・山名の人人と覺えたり。殊に敵は大勢、味方を敵に比すれば、九牛が一毛なり。軍定めて手痛からん。是をすする事如何」

敵は大勢
原文關東
を踏まん

と問ふ。時に徳川有親自餘の意見を不_レ待、進み出でて申されけるは、「小勢を以て彼の大敵に當り難しと申せども、不_レ戦して可_レ勝道なく候へば、一向討死と定めらるべし。但し小勢を多分に分けば、所々に押隔てられ、大死せんと存ずれば、唯一手に組合せ、敵陣を駈け破るに、敵若し敗れなば追討ちすべし。敵強くして破れずんば、速に討死せん」と、聞くも涼しく申しければ、憲直も、さ思ひ、「此の義尤も可_レ然」と、皆一同にぞ申しける。斯りし後は、互に相手の歩卒を進め、立渡つて射るとぞ見えし。上杉・宍戸・二階堂・徳川・海老名の猛將も、千百五十騎抜き連れて馳せ入り、十文字に駈け破り、巴の如く追ふ處に、鎌倉の馬と云へば、牧の中より撰び取つて飼ひに飼ひたる駿足なれば、山をも坂をも平地の如く馳せ廻る。軍士と云へば、幼稚の時より馬に馴れて、乗ると云ふことは知つて、落ちると云ふことを知らず、屈竟の乗尻也。然るに、京勢の馬と云へば、馬口勞の繕ひ立てて、京出ばかりは尾頭駈て馬の様に見えんが、近江路より回下には血落驚たる驚付いて、歩み煩ひたりけるに、百餘里の長途を歷ければ、草臥れ泥んで、打てども不_レ進、障泥ども不_レ走、いかでか東國の駿足に對揚すべき。或は馳せ倒され、或は蹴落され、死傷する者多かりしかば、京方の先陣武田信重、佐々木高明の兩勢散々に捲り立てられ、右往左往に引き退く。二陣に控へたる小笠原政康は、其の頃天下に名を得たる弓の上手にて、義教將軍の弓師範に選み出されし程の射手也。郎従も似たるを友として、矢食造つて射掛けたるに、鎌倉方若干討たる。今朝辰の刻より未の刻まで三ヶ度の掛合に、矢種は皆射盡したり。入れ替るべき新手はなく、筋力大いに疲れけり。上杉憲直が頼み切つたる肥田勘解由左衛門盛廣・蒲田彌次郎・足達九郎・荻窪五郎を初めとして、一族郎等數多討死す。敵は氣に乗り、大勢を中に取り籠めて、一騎も不_レ殘討たんとす。宍戸・徳川・二階

然るに以下
一文不明
下意不
文原
のま
して
ある

堂・海老名の者共、馬は強し、駈け破り、斬り落し、深手數ヶ處負ひながら、圍を破つて馳せ出でけるが、其中に徳川有親・同太郎親氏は、鎌倉へ落ち行きて、持氏の公達義久以下を守護しけり。公方持氏は「味方敗北したり」と聞き、興醒めて思はれけり。又「北陸道より寄せ來りし上杉治部大輔教朝、并に上杉安房守憲實を防げ」とて、一色宮内少輔直兼、同刑部少輔時家に軍兵を差し添へて、上野へ向けられしが、未だ軍の勝負の事告げ來らざりしかば、無_レ心許_レ思はれけり。

千葉介胤直持氏へ和陸諫言之事。

同廿九日晚方、千葉介胤直、相州海老名の道場へ馳せ參じ、持氏公へ諫言しけるは、「抑_レ管領憲實は、有_レ忠不義なく、聊も誤りなきに、奸人の讒に依て無實の御勘氣蒙る故に、此の亂起れり。今度味方に勢なきこと、何故と思し召され候や。忠臣たる管領だに奸人の讒にて御不與を蒙る。況や外様の奉公の士、並々の輩は、頼むに不_レ足事とて、皆京方へ與力したり。希くは憲實と一旦御和陸有りて、世の動亂を鎮められ、時の到るを待ち給へ」と、涙を流して諫めしかども持氏更に承引なし。さる程に、持氏は海老名を立つて武藏の府中に陣を張る。是は「北陸道より攻め來る上杉教朝憲實と、是非の一戦有るべし」との御思慮也とぞ聞えける。此の時も亦千葉介、府中の陣所に參向して、再び諫め申しけるは、「以前海老名の御陣所にも、御和陸の事申しつれども御承引なし。然るに、重ねて申上ぐる條、憚り多く候へども、主の不義を不_レ諫は忠臣に非ず。畏_レ死_レ言は非_レ勇士」と申し傳へ候。たとひ誅戮せらるるとも、差し當りたる義をば申さで候べき。つら／＼憲實が一體を見るに、全く異心を存せざるか。然る上は別義を以て御宥免坐し、昔の如く政務を賜はり、君臣水魚の思ひをなされ、關東靜

謚の御計らひの義候べし。抑々彼の憲實は、内には君の過を匡し、外には君の美を揚ぐる無双の忠臣にて候へば、此の上ながら御心解き給ひ、召し寄せられ候はんには、參上し仕と云ふ事有るべからず。然れども、讒者を恐れ謀慮を考へ、遲參の儀も有るべければ、若君義久卿を御使として遣されなば、胤直御供仕り、憲實を具して急度歸參候べし。凡そ敵味方和睦するに品々子細候也。譬へば軍兵落ち失せ、或は討たれ、可戰力なくて和睦するをば降人と名付け候ひて、和睦とは不申也。又、双方互に陣を張りて備を設け、勇を勵み、敵味方の兩將未だ勝負を不決に、兩方先手の軍將互に合戦し、雌雄時々替る折節、和睦の扱ひする者有りて、互に兵を收むるを誠の和睦と申す也。今度の軍を案するに、大手箱根の軍には、鎌倉方打勝ち、京勢既に敗北す。又搦手に向ひたる早川尻の合戦は、鎌倉方打負けて、京勢聊か勝に乗り、互の勝負牛角にして、少しも勝劣なし。京方の軍將たる持房も、御所様とは兩虎に龍の交る如くなれば、御一戦始められば、雌雄の程は計り難し。併し、軍の勝負は勢の多少に依るべからず。楚の項羽が百萬騎も、漢の高祖廿萬騎に打滅されたる例あり。吾が朝にも、御先祖八幡太郎殿は、貞任宗任を退治の時、僅七騎に討ちなされ、大軍の圍を破り、終に貞任を誅せられき。況んや八州の軍兵共、公方の味方に馳せ參る。武恩の下に命を輕んじ、名を耻ぢて、一戦せんと思ひ悔る者あらんや。枉げて御和睦候べし。此の時、御和睦あらば、公方の御威光も衰へず、世の尊敬も彌々増すべし。譬へ天下に御心を掛け給ふとも、軍兵乏しく、而も其の心不和ならば、勝利無之とは兵書の第一なり。能く御思慮有るべし」と、理を盡し諫言す。天晴れ無双の忠言なり。持氏「實にも」と思し召す色見えければ、其の座に有り合ふ評定衆も、皆一同に「尤も」と述べけるにぞ、同九月廿四日、持氏公より「若君義久を管領憲實が迎へと

一戰せん
と云々原
文のまゝ

素より云
々原文の
まゝ

して、發向有るべし」とぞ定まりける。斯る所に、鶴岡八幡宮の別當の社務尊仲法師、日頃の佞言の破れん事を思ひし故にや、偽り飭れる謀書を認め、築田河内守が許まで送る。誠に佞言は甘しとかや、素より暗昧の持氏、頻りに謀書を好んじ、忽ち狐疑を發して、若君發向を止められたれば、胤直が兩度の諷諫も土炭に墜ちけるこそはかなけれ。剩へ胤直にも御隔心の體なりければ、千葉介は大きに公方を恨み、憤りを含んで、夫より軍兵を纏め、吾が本城千葉へ引込みけり。持氏は武藏の府中を御立ちあり。分陪河原に御陣を据ゑられ、此の時千葉介方へ御使を被遣、「急ぎ御陣へ參るべし」と被仰下けるに、胤直答へて云ふ、「吾が家數代忠節を盡したる其の功も空しく、豈憤らざるべけんや。抑々此の一亂の濫觴と云ふは、君今憲實と御不和について、將軍より討手を下さる。其の心を案するに、昔より申す處は、日本國の兵を以て、關東八州に對揚し、又八州の兵を以て奥羽兩國に敵すべしと申習はし候也。然るに、八州奥羽は、鎌倉殿の御分國也。將軍も多年目覺しく思し召し、折を伺ひ、何卒して鎌倉殿を打滅し、日本を少しも不殘押領せんと思し召しけれども、早速其の功成り難ければ、あはれ、持氏が分國に不思議の事も出來して武命を背く者あれかし。其の弊を窺ひて鎌倉を亡さんと心底に巧まる處に、管領と御不和の事有り。將軍は是を幸ひと討手を下さる。是こそ、兩虎争ふ時、一虎乘し弊と云ふ本文に等しからめ。味方の軍士不和に成りて、催促に應ぜざりし故、坂東一の切所たる箱根山を容易く越さる。味方に軍利なきを察して、苟も千葉介再三諫め申すにより、君御得心候處に、又佞好有りて拒之、胤直が忠實も徒に、和睦の術も盡す事切れ、剩へ胤直罪なくして敵の名を受くること、實に口惜しき次第也。唯今御陣に參り、何の顔か候べき。屈原が汨羅の江に釣を垂れて候事、胤直羨む處なり。濁りたる世の中に、獨清めりとや。所詮

是こそ原
文是等

敵の名を
受くるこ
と原文敵
の名を請

存念も候へば、御召しには應ずまじ」と、御使に返答しけり。さる程に、持氏は軍士を引具して關戸山を越え給ふ。此の時、千葉介は八百七十餘人を率し、總州市川の渡を越え、神大寺原に陣取りたり。公方の御勢これ聞いて、「すはや、大事の出来せしぞ。三浦井に二階堂が御敵と成りしだに、世に薄情思ひしに、胤直まで味方に背けば、其の外の軍士は頼むに不足」と嘯いて、人皆色を失ひけり。

神奈川合戦。附、義久被生捕事。

萩野一本
萩原

斯る處に、東海道下向の寄手上杉中務大輔持房、搦手は今川上總介範忠、小笠原信濃守政康、朝倉小太郎教景、武田大膳大夫信重、佐々木治部少輔高明、山名中務大輔照貴、大河原、川崎、萩野、曾我其の外遠州の井伊、勝間田、豆州の寺尾、并に八州の軍士馳せ加はり、其の勢貳萬六千餘騎、箱根・水呑・早川尻三ヶ處の敵を攻め破り、諸將一處に會合し、軍の手配、前後の教令、悉く牒じ合せ、相州高麗寺に陣を取る。持氏は「件の京勢を防げ」とて、木戸駿河守を大將として、二ツ引兩の旗を賜はり、其の勢僅か一千餘兵、相州八幡林に差し向けらる。日も既に暮れければ、秋の枯草多く刈り集め、篝火數多焚き續けたれば、映えたる夜の螢の如し。東雲漸く明け放れければ、「掛けて一戦すべし」とて、鎧を一着し、馬の腹帯を堅めさせ、冑を脱いで枕とし、「明るるを遅し」と待ち居たり。又、「北陸道の寄手上杉治部大輔教朝、并に管領上杉憲實等を防げ」と差し向けられし一色宮内直兼・同刑部時家等は、上野國に馳せ向ひ、陣取つて居たりしが、教朝・憲實が一處に成りて若干の大勢なるに、剩へ甲斐・武藏・上野の軍士共、大略彼の手に屬しければ、其の勢雲霞の如くにして、可戰とは見えざりけり。然りとて、「一戦にも及ばず鎌倉まで引き返さんこと、餘りに云ひ甲斐なし」とて、神奈川を前にし

東雲原文
篠目

較べなば
原文合せ
なば

て、鉦矢に陣取る。教朝見之、憲實に申しけるは、「敵陣の張り様、味方の軍士此の川を渡らんと、半ば川に打浸らば射手を揃へて射落し、向の岸に駆け上らば一文字に打破り、大將と手詰の勝負決せんと相計ると見えたり。大勢の軍士を一處に渡すものならば、敵兵防ぐに便あらん。七千餘騎を三手に分けて、上中下の瀬を渡すべし。敵若し兵を三つに分け防がんとするならば、小勢に成りて果々しく合戦をば致し得じ。いかゞ思ひ給ふ」と云ふ。憲實「尤も可然」とて、三ヶ處より渡さる。鎌倉勢は防に術なく、遠矢少々射掛けつゝ、分陪を指して引き退く。憲實は九月四日、上州白井を打立つて、所々に逗留し、神奈川の軍を破り、逃ぐる敵に追ひすがつて、同廿九日には、分陪河原に陣を張る。此の節は、公方の御勢抜け々に御陣を退き、管領憲實にぞ屬しける。持氏方の軍兵、敵陣を遙に見やり、「あな夥しき人數哉。敵を味方に較べなば九牛が一毛なり。いかでか敵對叶ふべき」と、口々に嘯きけり。其の夜の内に、御内外様の奉行頭人評定衆に至るまで、持氏公をば打捨てて憲實に加はり、今は宗徒の御一族、譜代舊好の者ならでは、残る兵は稀なりけり。公方の御陣大きに透いて見えければ、「押寄せて討ち奉らん」と、教朝頻りに勇みしかど、憲實仁愛有る將にて、流石君臣の好み捨て難く、又不義の穢名呼ばれんも口惜しければ、「いかにもして和睦を調べ、命を助け奉らん」と、様々に術を廻し、未だ軍はせざりけり。斯くて、十一月朔日には、上杉修理大夫持朝が被官三浦介時高、二階堂行秀等と合せ、其の勢五百餘騎、鎌倉大藏谷の御所へ押寄せて、関の聲を揚げたり。此の御所には持氏の御嫡子太郎義久坐しけるが、折節警固の武士もなく、可防様もなかりけり。寄手は豫て案内を知りたりければ大邊まで攻め入る。爰に上野國の住人新田大炊介義重に九代、徳川修理亮親秀が嫡子左京亮有親、子息親氏は、早川尻の軍破れて、此の

并に數多
の公達方
は原文並
公達方數
多坐せ共

御所に歸り來り、義久を守護しけるが、家の子若黨十八人にて、一方を打破り、義久を伴ひて扇谷へ落ちたりけり。斯くとは知らず、三浦、二階堂が軍士、門内へ込み入りけるを、御所中の侍、鏃を揃へて射ける矢に、手負死人も多かりけり。されども、寄手は若干の大勢なれば、討たるゝをも不顧、入れ替へく攻め入りける程に、御所方の名ある武士大勢討死しける後は、寄手の者共、御所に火を掛け、一字も不殘焼き拂ふ。夫より軍士諸方に馳せ散り、神社佛閣へ押し入り、神寶佛器を取り奪ひ、前代未聞の狼藉也。されば、三浦介が家士佐保田豊後と云ふ者、馳せ巡つて狼藉を制し漸く亂暴靜まりけり。斯くて御所を攻め破り、燒死の者を改め見るに、義久の御死骸、并に數多の公達方は此所に一人も見え給はず。「定めて是は落ちたるならん」と、生捕の輕卒に推して問ひけるは、「義久并に幼若の公達方何者が伴ひ落ちたるぞ。在所眞直に申すべし」と拷問しけるに、彼の者云ふ。「義久公は徳川父子御供申し、其の外大勢御附き添ひ、扇谷の方へ落ち給ふと聞きつれども、實は不_レ知。御公達は皆足利刑部少輔家基の御介抱なり。是は何方へ落ち給ふとも不_レ承」と申しければ、「さらば義久を追ひ掛け奉れ」と、屈竟の軍士七十餘騎追ひ掛けたり。義久歩行にて拾はせ給へば、道のはかも行かざりけり。軍士やがて扉戸の邊にて、追ひ付いたり。徳川父子并に佐介兵庫、金澤右馬允、安西彦五郎、家の子郎從十七八人踏み止まりて敵を防ぎ、義久を落さんとす。十一月朔日の夜の事也。山陰の谷合にて、殊に闇く、敵とも味方とも知れざれば、先に進むを敵と心得、討ちたれば、同士討するも多かりけり。軍の半に、二階堂が軍士又四十騎ばかり追ひ來る。徳川父子、佐介、金澤、安西の者ども「爰を先途」と防ぎ戦ふ。敵多兵とは云ひながら、三度まで引き退きけり。此の紛れに義久落ち延びんとし給ひけるを、三浦が軍士、先を要り、義久を生捕りて、龜谷の

宿光寺にぞ押籠めける。踏み止りて戦ひける金澤安西は、多勢に取り籠められて討死す。徳川左京亮有親、息親氏、佐介兵庫等は、主従九騎に討ちなされて戦ひけるが、暗さは暗し、物の分色も知れざれば、漸く圍を打破り、落ち延びたり。此の路次にて手負ひし郎從三人死にけり。徳川父子も薄手負ひながら、危き命を助かり、皆散々に成りて、行方も知らず落ちられけり。義久の御供しける御所方の侍ども、義久生捕られ給ひければ、或は討死し、又は落ち失せて、一人も扈從せざりけり。

持氏父子滅亡之事。

永享十年の冬、長尾芳傳が口入を以て、再び持氏公へ管領憲實と和睦の儀を申したれば、持氏御許容有りて和睦調ひ、憲實も、「昔の如く關東の主に奉らん」の旨、下向の大將今川・武田・山名・朝倉・佐々木等の人々に歎きしかば、飛脚を京都へ遣し、「持氏を昔の如く關東公方たらんこと、上杉憲實頗りに歎き申す」由、再三詫訴に及びしかども、御厚免の色なく、剩へ持氏を取籠め、永安寺に令禁居、嚴しく警固すべき旨上意下る。今川武田以下の諸將、力なく、替るゝに禁番したりければ、これ囚人に異らず。其の後、武州金澤の稱名寺と云ふ律寺に移し、千葉・大石等堅く警固すべき旨嚴命下る。此の時は、持氏最早政道に望みもなく、唯世を捨てて助命のみを本意とし、敵に御心底を知らしめたく思しけん、自ら髪を下させ給ひ、長春院殿揚山道繼と、稱名寺の僧侶より戒號を受けさせ、齡四十一歳にして、剃髮染衣の身とは成り給ふ。此の人こそ、頃日まで關八州に奥羽の鎮武と威を東海に振はれしに、盛者必衰の理こそはかなけれ。其の頃「持氏の行跡を憎し」と思ふ者やしたりけん、稱名寺の大門へ、一首の狂歌を大札に書いて「足利兵衛督持氏入道詠し之」と記し、

世は捨つる世に又我は捨てられていやながら着る墨染の衣

其の年も暮れて、明くる永享十一年二月十日の未明に、京都より御下知有り、元の永安寺に於て切腹被_レ仰付。若君義久は報國寺にて御自害坐す。未だ今年十歳と聞えしかども、賢愚得失能く分り、尋常の人に勝れ、「實に武門の棟梁とも成り給ふべき者を」と、惜しまぬ者ぞ無りける。先祖足利左馬頭基氏、觀應の頃、東八州の管領と成りしより以來、至持氏四代、其の歴數九十年にして亡びけり。持氏御父子御運の程ぞ哀れなる。以上三河後風土記

房總里見誌卷第二

里見刑部少輔家基之事。

里見家系圖を以て見れば、此の君は上州寺尾城主にして、里見太郎義俊より九代里見備後守家兼の長子なり。家兼滿俊共に常陸國小原に住す。義俊より十代家基も、鎌倉持氏の幕下にして、此の時持氏を討手の諸將と戦ひ、鎌倉敗北に付、落人となり、漸く持氏の二男春王丸三男安王丸を誘ひ、流浪し給ふ。于_レ安下總國結城七郎氏朝、潜に家基に志を運び、嘯き謂ひて云ふ。「我昔右大將家の時より、源家に在りて、于_レ今鎌倉の君恩を忝す。此の度敢なく敗北し給ひし事、御無念の程察し入る處なり。愚臣見るに不_レ忍。されば時節を待たせ給はゞ、御運聞かるまじきにも非じ。吾小家たれども、幸に一城を守護す。暫く忍び居坐すに、いかでか他聞を恥ぢん。若し顯れ討手下らば、命を君へ奉らん。義の爲に捨てんこと塵芥より輕かるべし」とて、春王・安王俱に家基父

子を誘引し、往還筋は人馬錐を立つる疊地もなければ、脇道をして漸く三日三夜を經、日光山へ忍び行き、暫く彼處に人々を隠し、夫より通路の術を廻らし、數日を経て、總州結城に歸城す。最も頼もしくぞ思はれける。此の時、春王丸・安王丸・四男永壽王殿ともに連れ立ち退きしが、「永壽王殿は信州の山奥に隠しなさん」と、路次より引き分れて、春王丸安王丸兄弟を誘行したりけり。さる程に、鎌倉敗軍の士、此所彼所に漂泊してければ、「彼の輩を尋ね搜し、根を斷ち、葉を枯すべし」と所々回文し、又は目付を出し、或は往還の辻小路に人相を記し、屬託を掛けて、持氏同類の詮議止む時なく、野の末、山の谷合まで、觸らずと云ふことなし。斯りければ、其の年も暮れて、明くる永享十二年庚申二月半、いかなる者や告げたりけん、家基持氏の公達方を誘ひ、結城に忍び居たることあらはに聞えければ、管領憲實を初め小笠原信濃守政康等の軍勢聞_レ之、「結城氏朝持氏の黨を匿まひ、君達を撫育すること、京都へ對して不_レ安大敵なり。押寄せて君達共を請取らん。若し氏朝異儀に及はゞ、一城を打亡すべし」と、大軍を以て圍みけり。是よりさき、家基の嫡子義實、此の時十九歳なりけるが、勇猛の器量有りて、木曾右馬允、堀内藏人と云ふ家の子二三輩を忍び_レに引き連れ、相州三浦の方へ行き、「氏朝大軍に圍まれ、難儀に及ぶ由を告げ、加勢を頼まん」と、彼方此方に經歷すれども、時節惡しければ、「結城に後詰せん」と志す人こそ無かりけれ。斯る所に、寄手の大勢、雲霞の如く結城を押し取り巻き、稻麻竹葦と圍みたれば、蟻穴たりとも出で逃れん方ぞなかりける。かくて寄手の大軍秘術を盡し攻めたりけるが、氏朝は數代武功の譽れ有り、武器に於て不足なく、矢玉兵糧潤澤なれば、數ヶ月攻めたれど落つべき様なく、殊に又寄手大軍と申しながら、關東加勢の士は、鎌倉恩顧の武士にして、しかも氏朝は義を立て籠城しけるなれば、上邊は京勢に

彌貞原文のまゝ

然るに原文安に

加勢すと雖も、春王・安王の御身の上を愛惜し、寄手矢の根を抜いて攻めし程に、更に結城可落やうなく、其の年も過ぎて、嘉吉元年と成りにけり。扱、嘉吉元年三月十五日、大樹義教石清水に社参有りて、四海の太平を祈らせ給ふ處に、關東の大敵打捨て難きの旨、神の御告げ在しければ、「さらば延びくには成るべからず。速に追勢被差向べし」と、京都より打立つ人々には、細川下野守持春、山名金伍入道彌貞、同中務照貴、一色左京大夫持房、佐々木六角判官高頼、赤松左京大夫満祐一族、都合其の勢八萬餘騎、三月廿五日京都を立ち、四月十二日に着いて、東海北陸の勢と牒し合せ、結城の城を取り圍みけること四五日に及ぶ。寄手四邊に勇を争ふと雖も、關東恩下の大小名、上には天下の御下知に従ひ、内には春王丸・安王丸を憐み、諸軍に抽んで戦ふ志もなく、抄々しく矢をも不射、遠矢を放ちて控へしのみ、いつ可落城とも見えざりけり。然るに、武田太郎信重が城中に矢文を入れ、間牒をなしけるところ、武欲に誇り、仁義を知らぬ者共、忽ち心を翻して、城中に火を放ち、天燥疾風の時に乗じて、一片の烟と焼き立てたり。城中俄に氣を失ひ、寄手は烟中に攻め入りて、十萬餘騎の兵、互に功名を争ひ亂入しける有様は、恰も行雁の列を亂して飛ぶが如し。城主氏朝「今を最期」と三千餘騎の突兵を驅つて出で、十萬騎の中へ駆け入り、鋒を揃へ、大音聲にて呼ばはりけるは、「結城氏朝・同持朝父子、只今鎌倉の春王・安王の爲に命を忠戦の刃に掛く。我と思はん人々は、寄れや勝負を汝せん」と、縦横に駆け破れば、流石の寄手大軍とは云ひながら、命を軍門に投げ出せし突兵三千に破り立てられ、討たる者數を知らず。されども新手を入れ替へく揉み立てしかば、氏朝が勢大半討たれて、殘兵僅か其の中にも、義と恥と不_レ思兵ども悉く逃げ去りければ、三十餘騎に成りにけり。「今は是迄」と、又敵の多勢の中へ駆け入り、義の爲に

その年原
文嘉吉元
安王丸に
て二人を
原安王を
丸をば

討死す。氏朝が武名は萬夫に輝きけり。予_レ爰足利刑部少輔家基今案するに、前に里見刑部少輔と出でたり。とても遁れ難きことを見て、海上信濃守、佐竹刑部、千葉新介に春王丸・安王丸を渡し、氏朝と共に突いて出で、死を前途に立てて討つて廻り、敵兵數多突き伏せ、同時に討死したりけり。斯くて件の人々、「春王・安王を潜に隠し伴ひ、今一度陸奥の方へも落さばや」と、殘兵に御供させ、大勢の中に割つて入る。此の時、憲實が兵ども三百餘騎にて追ひ掛け、春王・安王兄弟を生捕り、寄手大軍に紛れ入りけり。佐竹・海上・千葉大きに怒り、敵陣に駆け入り、大勢を討ち取り、一騎も残らず恩下に死をぞ報じける。哀れなる哉。此の日、城内の男女童子一萬餘人が一時に炎中に焦れ死す。無慙なりし事共なり。斯くて結城落城しければ、その年四月十六日、京都の軍勢馳せ上る。予_レ爰わけても哀れなりしは、春王丸・安王丸にて、二人を籠輿に乗せ參らせて京都へ送りけり。長尾因幡守路次の警固となり、東海道より美濃路へ掛けて上りけるが、京都より荻野美作入道、小早川右近將監春平馳せ下りて、「春王・安王兄弟の御事、路次にて誅戮すべき旨、誼意有り。我々檢使に罷り下りて候。急がせ給へ」とありければ、屬したる人々驚き、「是はいかなる御事ぞや。未だ幼稚にて坐しませば、罪科重きにも非ず。京都に着かせ給はゞ、出家遁世の身とも成らせ給ひて、高野粉川の御住ひにてこそ候はめと語らひ候けるに、案に相違せし事どもなり」と、みな涙に咽んで臥し居たり。されども「叶はぬ道なり」とて、垂井の宿の金蓮寺に入れ參らせて自害を急ぎ勧めしかば、春王・安王諸共に、「父の最期の御供も申さず、此所にて斯くなり果てぬ」と、後悔の御色在しましけり。さりながら武士の骨肉とて、潔き最期をぞなされける。哀れと云ふも愚なり。

義實安房國へ渡着之事。

此の時、足利太郎義實は、足利刑部少輔家基の嫡子にて、結城へ俱に落ち給ひしが、結城大軍に圍まれたれば、義實は獨相州に立ち越え、昔のよしみ舊好の士を催促ありしかども、後詰すべき武士も無かりければ、力なく、又結城も心許なく被し思ければ、立歸らんとし給ふ頃、兵火天に翻り、煙霧雲を染めたれば、「あな不思議や、結城の城はや落ちけるか」と、心も空に道行く人に問ひ給へば、彼の者云ふやう。「結城は大軍に圍まれても、能く防いで不陥。いかなる事にや、城内より火出で、寄手氣を得て攻め崩す。城主討死、持氏の公達二人ながら、京都へ連れ上られし」と、委しく語りければ、義實大に氣力を失ひ、「最早此の世に頼むべき方もなければ、せめて結城へ立越え、氏朝の亡骨、我が父の先途を尋ね、其の場にて腹切らん」とて、密に總州へ走らんとし給ふ。二人の郎等頻りに諫めけるは、「君今兩君なき跡へ立越え給ひ、俱に死地に到り給ふとも、先君の御爵憤の晴には曾て以て成るべからず。氏朝公へ追腹なりと雖も、是亦生前の眉目のみにして、其の詮なからんか。後に譽を顯してこそ、御亡君の御名も輝くべし。此の上は、何國へなりとも御身を寄せられ、時節を待ちて御家を起し、亡君の御名を世上へ揚げ給へ」と云ふ。是は家基かねて結城にて討死せんと覺悟の上にて、此の旨を二人の郎等へ申遺されし事なりとぞ。義實熟々と思案有りて、「誠に臣等が諫め、其の理細かにして謀遠し。予依之死を止め、いかにもして家を起し、永く氏朝の恩を謝すべし。父の爲には後なきを不孝とすとは聖人の詞なり。若し運に叶ひ、一家を起さば、是に過ぎたる孝養はあらじ」と、夫より木曾右馬允氏元、堀内藏人貞行を供とし給ひ、先づ三浦の方へ到り給ふ。彼所に三浦志摩守と云ふ士有り。彼は舊來の好みなれば、尋ね行きて、暫く匿ま

後に譽を原文武道を後に譽を

不孝原文不幸孝養原文

二三人添へて原文

はれん事を望み給ふ。三浦が云ふ。「吾今君に志有りと雖も、八方に敵を受けたれば、いかんともすべき術なし。既に結城こそ目前の鑑なれ。ゆめ／＼疎にするにはあらねども、力に不_レ及。我今君の爲に一術を述べん。是より向の地は、安房國とて今安堵の地なり。郡主四人有りて一郡づつを領す。予幸に丸氏に所縁有り。而も丸元俊と云ふ者頼もしき侍なり。委しく頼みの仔細を申遺すべし。彼が方へ身を寄せられ、時の到るを待たせ給へ。君若し旗をも揚げ給はば、吾亦謀を廻らし、三浦黨を與力に乞ひ受け、安房國へ參陣すべし。御味方初めは某が致さん。御心安かれ」と契約し、子息小次郎と云ふ者へ下部二三人添へて獵船に取乗せ、彼の小船に帆を上げ、主従七人目を忍び、小坪の浦より出帆しければ、折から順風程よく吹いて、其の日の晩景、安房の島崎に着き給ふ。里見軍談記の說なり。

成邦私に云ふ。此の文訝し。此の舟順風なればとて、三浦より出帆して、白濱の島崎に着岸すべき謂れなし。土地不案内の文なり。今惟ふに、此の島崎は柏崎の書寫の違ひならん。義實の船高ノ島柏崎浦にあり着し、夫より陸路を経て、白濱へ赴き給ふ。今神餘村の内、大田古と云ふ處に、義實日に行き暮れ給ひ、卑賤の茅屋に乞ひて一宿せられしとあり。今其所には事跡數々言傳へて残り。此の大田古には、蘆を表にし、藁を裏にして家居にたれば、義實公興じ給ひ、珍しき敷物なり。今より此所にては、外の疊を不用、末代まで是を疊として敷くべし」と仰せあり。仍て予今此所の農家疊を思む。中頃、さる者、疊ならざれば醜し」と、疊を設けたるに、其の家忽ち出火して焼亡す。其の後も幾度か疊を拵へたれど、皆焼亡せり。されば今も決して疊無し。此の外にも口實多し。

以下傍線の個所は岡島家所

爰を以て見れば、三浦より直に島崎に着きしに非ず。柏崎に着し、陸より白濱へ赴かれし事必せり。又案ずるに、往昔頼朝卿石橋山没落の時、主従七騎にて伊豆國眞鶴崎より小船に召し、安房國獵島今龍作に渡ると吾妻鑑

藏の著者
欠け本に
る何故者
が不明る
削りたる
かたは漏
のしるも

野崎は野
嶋洲の誤
か

に見えたり。是を亦古より言ひ傳へて、頼朝公島崎に來り、野嶋に遊び給ふと俗に云ひならはせり。是は里見の元祖義實が丸氏に所縁有りて白濱に止り給ふを、頼朝の事と取り違へ、又太田古に頼朝卿一宿なし給ふなどと里俗風説紛々たり。先づ頼朝卿野島に到り給ふ事、古記に見る所なし。蓋し頼朝卿此の時石橋山敗軍に付、房州の勝山今案するに、龍島とに來り給ひ、安西太郎景益を頼み、案内者として下總の千葉介を御味方に催促あり。此の時、安西は船にて下總へ走り行き、頼朝卿は陸路を經給ふに、長狹六郎、君に敵し奉りて戦あり。斯る時節なれば、頼朝卿更に心の安からざる事は古記を以て知るべし。然るを、頼朝野嶋に遊び給ひ、且又、洲崎明神に通夜せられし由、義經記等に載するといふとも、義經記素より大偽書なる事は先人しばしば辨する所也。曾て正確の實録には見えず。剩へ頼朝歌を詠ぜられ、又明神返歌有りなどと、怪しき偽歌を作爲したるなど、世上を欺くの妄言也。つらく思ふに、頼朝房州獵島に渡られし時は、旗揚げ最初の敗軍にして、未だ自立の力を得給はざれば、野島洲崎の詠興の場には至らざる御時なり。豈悠々と遊島をなさん。義實は白濱に久しく坐せば、野崎にて遊興なされしと普く云ひ傳へて、事跡残り。決して頼朝の事には非ず。混じ見るべからず。

其の頃、安房國四家の郡主の中に、山下左衛門逆意を以て、主君神餘殿を弑せし不道を惡み、丸元俊、安西勝峯の兩將は心を合せ、山下左衛門が逆意を以て一郡を押領したる旨、京都將軍へ訴之。將軍義教公尊氏、甚だ御忿呵まし、尊氏、甚だ「急ぎ山下を亡し、非義を改め、郡内平和ならしむべし」と、件の兩家へ臺命下さる。丸、安西大きに悦び、「山下は主君を弑せし大逆人なり。斯る者を郡主となさんは、國の恥辱、武の瑕瑾也。他國の唱

上を恐れ
云々原文
言上を恐れ

丸氏の據
つ朝丸村
は朝比奈
朝比奈丸
なる元俊
右近の名
朝己の改
字に丸と
號し居と
所を丸村
白濱へ出
城を構へ
て多く居
所に此へ

原文此章
の冒頭に
朝夷郡に
沿て考證
しべた節

も有らんれば、押寄せて討取り、神餘殿に手向けんと、豫て評議はしつれども、干戈を猥りに起す事、上を恐れたれば、かくは言上せしなり。斯る事とて、件の御教書下るや否や、丸は隣郷の事なれば、嚴命の旨を申送り、兵卒を出して、山下が人馬兵糧等の通路を塞ぐ。山下左衛門「叶はぬ所」と、居所をば去つて所々の出口入口へ人數を配り、防戦の用意頻りなり。丸が先手に丸五郎右近が加藤隼人、宇山藤内等三百餘人、神餘の入口平松と云ふ所にて、山下が防卒百騎と行き合ひ、忽ち槍の鞘を外し、刀を抜いて、既に合戦を始めけり。素より丸が軍士は勝れたる者共なれば、即時に先手を討ち取りけり。山下不叶して居所へ引き入る所を、安西太郎を先として、勝山勢も攻め來り、丸勢と申合せ、山下を間に挟んで攻めたりければ、唯一日に山下攻め破られ、景遠并に家士各自害す。一説に云ふ、山下は逐電したりと。斯る後は、山下左衛門が領する一郡を、「丸が方へ領せん」と云ふ。「半分は安西へ割いて領せん」と、互に違失有りて、更に平和に事調はず。以來丸と安西此の事より大確執となり、山下が郡内に打つて出で、双方白刃を振りしが、丸氏兩度まで打負けたれば、丸方大に怒り、後には神餘の浪人共を語りて味方となし、「神餘領と一つに成りて、安西と挑み戦はん」と、用意してこそ居たりけれ。

義實爲安房國主濫觴之事。

斯る所へ、三浦より義實公尋ね來り給へば、丸は甚だ喜悅し、昔今の物語して、「右大將家より以來、鎌倉の幕下なれば、此の上ながら疎には存ずべからず」と、尊崇すること恰も主君をもてなすに等し。斯くて日を経て、義實に對し、丸元俊語りて云ふ。「安西勝峯私欲多く、今某に向つて軍を挑み、甚だ傍若無人なり。君軍將と成

あるが本
文に關係
少いから
省略した

りて彼を討たば、吾が徒永く君の被官として、鷹下に忠を致さん。早々軍馬を起させ給へ」と、家士一同と共に頼みければ、義實渡りに船を得し心地して、早速許容有り。安西を可討の御用意始まるとぞ聞えし。此の頃又、三浦志摩守名乗不分明。此の人永く里見の御味方して、後代と云ふ侍、相州より軍兵三百人を具して渡り來れり。三浦郡を打取り給ひし時は、守護に置かれしか。これ先に君に契約したるが故なり。義實對面ましくて、厚志黙止難きの旨禮謝あり。三浦慎んで云ふ。「吾が先祖は、往昔治承四年頼朝公於伊豆國石橋山揚義兵之時、御味方申せし三浦正助義明が末孫なり。頼朝方小勢にして打負け、唯七騎にて當國に渡り給ひける節、大助は三浦衣笠の城にて討死せしなり。それより關八州の諸將頼朝卿に加勢し、遂には平氏を滅し給ふ。今、吾先祖の例に任せ、公へ與力仕る」と、いと眞實に述べければ、義實喜悅斜ならず。丸氏に引合せ、懇に頼み給ふ。元俊厚く領掌して、夫より三浦氏へ軍士を分け、堀内貞行を差し添へ置かれけり。義實公の御旗本には、木曾氏基を初め、神餘が家士追々に加はりければ、人數大勢にぞ成りにける。然る上は、「時日移さず、安西を攻むべし」と、軍勢を描へて見給へば、徒武者五百人、騎馬五十騎あり。既に神餘の郡内を過ぎて、千代と云ふ處まで押寄せ給ふ。此の時、神餘が家士に根本兵七と云ふ者、罷り出でて申しけるは、「君は先年の吉例に叶はせ給ふ。昔、頼朝卿平氏退治の初、此處にて加勢五十騎を揃へ給へり。仍て此の橋を五十騎橋と號し、于今申傳へて候。今君に供奉したる騎馬の數、昔の員なれば、これ決定御開運疑ひなし。やがて上總下總をも御手に入れ給はん吉瑞に候」と申しければ、義實公も三浦殿にも甚だ御悦び有りて、「忠ある彼が祝言哉」と、即時に御馬を引かせられ、「今より駿馬の列に入るべし」と、御褒美有りければ、根本は面目身に餘つてぞ見えにける。斯くて御馬を急がせ給ふ處に、安西式部大輔勝峯、此の騷

動を聞くより、大勢を引率し、瀧田河原に出張して待ち居たりけるが、何とか思ひけん、甲を脱ぎ、弓を伏せて、降人と成りてぞ出でにける。義實歡喜不淺、初めて安西に對面なされ、「末永く君臣の約を結ばん」と、手自ら印證を引かれ、盃酌み交して、交會末頼もしくぞ思はれける。其の日は、安西に誘引せられ、夫より「長狹を攻むべし」との議定あり。「自國の事と云ひ、降人の習ひなれば」とて、安西式部、息太郎、東條退治の先登を仰せ付けらる。安西畏り、從士大勢率ゐ、長狹郡を指して打向ふ。里見軍談記。

東條没落。附、正木氏屬當家事。

于爰長狹郡主東條左衛門尉重永は、其の頃山下左衛門景遠に一女を嫁せしめて、陸を厚くしける所に、山下忽ちに亡びければ、東條左衛門が加勢も詮なく、殊に丸・安西の山下が敵なれば、「此所へも襲ひ來る事必定なり」と、豫て其の用意頻りにして、上總國大多喜の城主正木大膳清直の一味を乞ひ、金山と云ふ處に要害の出城を構へて立籠れり。斯くて義實公は安西父子を案内として、文安二年乙丑六月八日、惣勢一時に攻め寄せ戦ふ。其の音山河も動搖す。翌九日には忽ち落城し、城主東條重永武勇を振つて討死せり。正木大膳は防戦不叶ことを察して、圍みを切り抜け、手勢を引き連れ、大多喜へ引き退く。寄手は益々勝に乗り、東條が本城、其の外不從屬兵どもを、或は討ち取り、又は馴付けて、其の年も暮れければ、上總國上野と云ふ處にて越年なされけり。明くれば文安三年丙寅正月廿七日、大多喜城へ押寄せ、「正木大膳が鋒先を折らん」と、城を圍み、山をも崩さん猛威を以て、四五晝夜息をもつかず攻めけれども、城兵突き出でて能く防ぎ、城は容易に不陥。されども多勢を以て取り圍みたれば、遂には攻め落されん事を察しけん、二月三日に正木大膳清直降人にぞ出でたりけ

城を圍み
云々原文
誠を圍み
其攻立る
其勢山を

嶮嶮なれども原に
嶮嶮に原に
嶮嶮に原に
嶮嶮に原に

攻めければ、城の大將は逃げ出で、雜人ばらも散々に落ち失せけり。寄手城中に亂れ入りて、此所彼所と尋ぬれども、道觀入道が行方知れざれば、其の儘に尋ねもせず。城内に番兵少々残し置き、「軍神の血祭り、門出よし」と悦び給ひ、夫より直に嗽海を指して攻め寄せ給ふ。山路嶮嶮なれども、血氣に逸る強兵二百餘騎、正木清直を先手とし、軍太鼓を叩き立て、山路遙に押寄せ給ふ。時に成義公は、安西式部を案内とし、明け根近く攻め寄せ給ふに、丹波が家臣佐久間藤右衛門と云ふ者出張して居たりければ、安西が云ふやう。「大方彼は此處の關守たるべし。刀穢すな。矢軍ばかりして、敵の用意を試みよ」とて、大勢の軍兵ども差し詰め引き詰め散々に射立てけり。其の時、日暮れければ、又忍びの者を入れて、敵の要害を窺はせけるに、彼の斥候立歸り申すやう。「此の表には敵少々ばかり控へて候。其の外は山野に伏せたる體にて候。是は味方が、敵を小勢と侮りて打つて掛らん時、わざと逃げ退き、味方追ひ出づれば、山谷まで引き寄せ、彼の伏兵起り出でんと謀りたるかと見え候」と申しければ、大將成義公聞し召し、「さもあらんぞ、唯遠籌で陣を張るべし」との御下知に任せ、夜中絶えず數ヶ所にて炬火燒き棄て對陣したる體に見せけり。斯くて安西案内能く知りたれば、軍兵を引率し、小船どもを信田の濱より乗り出し、夜陰に金谷の津に着けて、船ども勢揃ひし、陸路を経て敵の後を志し、闇夜に松明を細くして鋸山の谷合に討つて入る。大將成義公は、本名の山間に軍兵を出し、相圖の貝鼓を打立て、鬨を作り、「唯一揉みに」と攻め立て給へば、案に相違の伏兵ども前後の鬨の聲に驚き、周章して逃げんとするを、兩勢の間に挟んで討ち立てけり。伏兵どもは途を失ひ、散々に逃げ廻る。寄手の軍兵競ひ掛りて追ひ散し、軍勢を纏めて本陣にぞ集めける。斯りし程に、夜も明けければ、早且より嗽海の城を押し取り巻き、鬨の聲を嘯と揚ぐ。眞里谷道觀

味方が
味方が
味方が
味方が

使者とな
使者とな
使者とな
使者とな

望みに任
望みに任
望みに任
望みに任

入道は、昨日の軍に打負けて、漸く此の城に逃げ入り、丹波と一處に籠りけるが、成義多兵を以て取り圍みたれば、防ぐべき術もなく、逃げ出づべき道もなし。然る上は、「里見方へ申越すべき旨あり」と、峯上治郎清春と云ふ者に、一書を渡して使者となす。其の趣は、「豫て承り及ぶところ、里見家は文武兩道備り給ふ由、誠にさあるものならば、此處の輿體を一時に百首の和歌に連ね給はゞ、甲弓を外し、御幕下に参り、以來君の爲に忠勤し、永く恩下に服すべし。聊か違心有るまじき證據として、峯上治郎を質とし送り奉る」と演説す。大將を初め三浦・安西、大きに笑ひ、「道觀父子、日頃の廣言と違ひ、一戦に可_レ反力もなく、又、無下に城を渡さんも口惜しと思ひ、何をか品にして降参せんと思ひ付いての所望ならん。云ひ甲斐なき敵の所存、あな薄情_{うたて}けれ。よしさあらば、望みに任せん」と、各々疲れを休めながら、即興の和歌百首連ねて、丹波が使者に送られければ、眞里谷父子降人となつて、城を明け渡し、城兵散々になりにけり。

成邦私に云ふ。大將の詠歌二十首、諸侍の歌八十首と、古來里見記に見えたれども、歌をば不_レ載。偶々四五首ありと雖も、曾て和歌とは見えず。卑しくして而も義理通ぜず。一向信じ難し。案するに、今百首村燈籠坂の海手の山を、嗽海の城跡と云ひ、彼の詠歌は治國安民の基にして目出度祝歌也とて、其處の産社、三社大明神の番内に百本の杉の木を植ゑ、右の歌を短冊に各々附けて、今に其の社の地内に崇め奉り、仍て其所を百首村と號すと。云々。惟ふに、古來の里見記には歌をば不_レ載して置きたりしを、昔より物毎に龜末の國風なれば、其の歌の記絶えたるなるべし。但し、其の時の和歌、短冊に認めて奉納したるのみにて、書き留めざるか。或は、中頃好士の者あつて、徒に偽歌を傳へ置きたりしを、歌の可否をも不_レ辨、里見記に加へたるもの

か。今百首村の號有るを以て見れば、歌は本據ある正歌なるべし。後人若し此の歌を求め給はゞ可也。又一説に、此の時の戦に、城兵の首百級討ち取つて、是を祭り、仍て百首村と云ふとの一書あれども、更に理に當らず。城兵に何の譽れ有りて、死者を後人神社と尊崇せんや。第一に神前に穢らはしき事にこそあらめ。此の説は非として、百首の歌の説を可とせん。又此の三社明神の事、其の開基往古の事にして、安房太神宮・洲宮明神・瀧口明神、右三社を合祭して三社明神と號す。去る寛文中に件の社再造に付、予が祖父遷宮師として百首村に到る。是往古の來記を聴き得んが爲也とかや。祖父右傳記を開き讀み聞かせけるが、其の文に、

上總國天羽郡造網神社者、安房大神宮・洲宮明神・瀧口明神、件の三社合祭處也。開闢者養老三三年己未始造立之。次建立者應永廿九壬寅九月吉日。理世安民所也。大檀那大御所源持氏、高瀧近江守氏重、衆人倍威、怨敵皆悉失威、子孫繁昌所也。並、時代官國秀、大工幸崎左近將監、神主長尾式部少輔平義眞、同源主金吾沙彌日圓。

又の再興に、

大檀那武田八郎氏信、正年十一歳。土屋上野入道正安信、本願人檀那長尾主計入道了本吉成、長尾官房久、正年十五歳云々。

右は棟札の表云々。本文略之。

斯くて義實公も山路を傳ひ、此所まで着かせ給ひけるが、成義公及び三浦・安西より右の次第を申上げ給へば、義實大きに御悦喜有りて、「一先づ兵士軍馬を休めよ」と宣ひ、重ねて長南攻めの順路を定め置かれ、勝開

長南攻め

の原文長
南を攻へ
き道の順
跡を

を行ひて、白濱に御歸陣なされけり。房總軍談記。但し文は作意。

私に云ふ。小倉日記に據れば、此の時城方の名存る首數百級、濱邊に梟し並べ、夫より百首村と云ふ。大將成義仰せけるは、「此の萩生城の風景賞するに堪へたり。恰も秋の最中なれば、此所にて興ぜん。小倉民部は先祖歌道の家なれば、心懸けあるべし」と宣へば、定光が歌に、

風そよぐ萩生の野邊を狩りくらし今ぞ里見が有明の月

大將御感有りて、「小倉は文武の侍也」と御賞美有りけり。此の時百韻の連歌、於此所興行あり。此の事を世上にて「和歌を敵より所望せり」と云ひ傳ふるは誤也と見えたり。時節も秋の最中とあれば大に違へり。可否は知らず。

房總里見誌卷第二

里見討入上總。附、久留里城濫觴之事。

文明三年八月の頃、義實公成義公兩國の諸軍を従へ、上總の城々を攻め討ち給ふ。所謂る萬喜・他和田・眞里谷・久保田・東金・佐貫・椎津等の城々、悉く屬幕下。件の城々は是迄過半久留里の下知を受けたるなり。抑、久留里城浦田城といふ其の初め久し。久留里記を考ふれば、平將門下總の佐倉に坐して水戸姓の女性を娶り、御子三人在す。四男を多氣志、五男を野尻、六男は松崎と各家系分る。凡そ此の家系に天上氏・地下氏と云ふ事、

向面すま
じき原文
向面すま
まじき

如何なる
方ぞと問
ふ原文見
んことな
問ふ
早くも原
文曆應
一本曆應
とある
となり原

古今相傳へて、今に神社に崇敬し、里民甚だ信心して、新たなる靈驗を仰ぐと、云々。此の由來を尋ねれば、將門は人皇五十代桓武帝の皇子葛原親王の御子也。御性質飽くまで猛勇にして、鬼神も恐る。常には容顏美麗にして艶言好色あり。又、怒る時は天魔も向面すまじき勢ひ、實に類ひなき御方にてぞ坐しける。此の君神通を得給ひ、御身を數多に變じ奇異の相ありし事、諸録に見ゆる所也。下總の國相馬郡を初めて賜はる。故に相馬小次郎と呼び、後には關東八州を領し給ひ、又佐倉に居住坐しけり。此の君壯盛の御時、奢侈の遊興を好み、不斷に漁獵を事とし給ふ。或時、佐倉の領内に、面が池と云ふ處に逍遙し給ふ時、池の汀に天女一人忽然として來現し、遊樂ある其の姿、凡俗を離れ、芙蓉の顔、丹花の唇、百の媚、唯事ならぬ美相なれば、將門奇異の思ひをなし、立寄りて御覽あるに、天人の羽衣を脱いて舞樂をなすにぞ有りける。將門密に件の羽衣を奪ひ取り、不_レ知體にて、天人に、「如何なる方ぞ」と問ふ。天女驚き、急ぎ天上せんものと、四邊を見るに羽なし。「是なくては天上へ歸る事難_レ成。返し給はれ」と愁_レか_レし、頻りに乞ひ詫びけれども、將門返し與へざれば、天通の術盡きて、下界の徒となり、唯涙に咽び給ふ。將門天女の容顏に心浮かれ、「譬へば、天人空に上らば、俱に連れても天上せんか。天つ風、雲の通ひ路吹きとぢよ、乙女の姿しばし我が家に止めてんものを」と、忽ち天女を誘ひ館に歸らせ給ふ。斯くて天女に契りを籠めて、偕老同穴の語らひをなす。彼の唐の楊貴妃の御契りも斯くやと、不_レ淺りし縁なり。斯くて月日を重ね給ひて、御子三人設け給ひ、早くも十三年の春秋をぞ送らせ給ふ。御子いづれも男子にて、惣領は千葉介、二男相馬、三男東少輔なり。斯る目出度き御仲、睦じくこそ渡らせ給へ。或時、天女仰せけるは、「我久しく羽衣を不見。昔戀しく候へば、一目見させ給へ」となり。將門聞し召し、「十三年連れ

文と仰け
る

國家一本
家國

秀圓寺は
勝嵐寺の
訛

添ひて馴染を重ねし上に、御子三人まで坐せば、御意を隔て給ふべき道ならず」と、件の羽衣を取出し、天女に見せ給へば、天人是を受取りて、やがて御身に著け給ひ、「吾羽衣なくては天通なすこと能はず。空しく下界の住居十年に餘る。最早御暇申す」と言ひ残し、忽ち天上なされけり。將門「俱に」と思し召せども力なく、只茫然と呆れ給ふばかりなり。斯くて後、將門一心に天女の事のみ戀ひ慕ひ、思ひ侘び給ふ。餘りに御懐しく思し召してや、天女の姿を繪に留め、一間に掛けて朝暮傳づき侍るより他事もなし。近侍ら國家の政道に諫めを入るれども會て不_レ用。唯哀傷に御心を惱し給ふ。されば國家の仕置も怠り給へば、近習の云ふ。國の政事には替へ難し。何方よりも御臺所を備へ進ぜは、御思傷は絶えなんと、其の頃、水戸氏の姫君を御迎へ參らせければ、移れば代る世の習ひ、又此の姫に御心深く、睦じく年日を重ねられ、此の御腹に三人の男子御誕生あり。是件の地下の三將にてぞ有りける。天女の御子は天上氏と稱して、千葉の三將を云ひ、天上地下氏共に六人、是を千葉六黨と稱し、世以て崇敬す。斯くて彼の天女、三人の御子を御懐しくや思し召さしけん、或日、月に星の影を彫りたる石に三通の文を添へて、天より降らせ給ふ。此の石下總の國佐倉領の秀圓寺と云ふ禪寺に今に在_レしとぞ。彼の天女は、七曜の中の劍星の靈現光化の神なり。將門感激斜ならず。彼の天女を妙見菩薩と崇め、尊貴他に異也。後に天上の三臣を各妙見と祝ひ崇め、下總國に宮社を安置せらる。所謂る千葉の妙見、飯高の妙見、印西の妙見也。又、上總の國に三社の妙見は、後に地下氏の三將を祝ひ祭る處也。須西の人見村の妙見、横田の妙見、浦田の郷細田の妙見也。以上六ヶ所の社、將門の御建立也とかや。或時、三男東少輔賴種は、細田の妙見へ參詣有りて、城廓を築くべき所を祈り給ふ。其の時、御告げに、「浦田の峯に一城を築くべし。名を久留里と唱ふべ

日ならずして原文
他日數に

し」と、靈告炳然なりければ、神驗に任せ、それより東八州を催し、久留里城を築く。日ならずして成就す。爰に居住なさしめ、猶又「先祖の神の地名なれば」とて、久留里を苗字に改められて、久留里上總介頼種殿と申せしは地下氏の三男也。此の城成就せしより三日に一度づつ續いて雨降ること廿一度なり。此の年五穀豐饒の吉を得たればとて、又、雨の城とも號す。斯くて、末子居城さへ如此。其の親兄たる居館、要害の結構、言筆に述べ盡し難し。將門奢侈日々に募り、奪欲月々に満ちて、後には相馬郡磐井郷に、官室と號して禁門を營み、月卿雲客の居所を構へて、普く朝廷を學びたれば、世人關東の大内裏と唱之。廊の外に公と稱して從士を据を置き、百官の被官を新に改め出す。于今世に東八官と云ふは此の時より始まる也。此の刻、伊豫國に純友の亂起り、東國に將門如件構へたれば、「不輕の凶敵也」と、王命宣旨有りて、諸將相馬に攻め下る。終に田原藤太秀郷の爲に將門討たれ給ひ、永く亡失す。此の時、久留里頼種は類黨の咎を赦され、降參の上、赦を蒙りて、此の城に居住せり。其の子をば久留里左衛門清種と云ひ、清種の子を久留里左衛門瀧種と云ふ。此の人、其の頃千葉と國を争ひ、大に打負けて御身を失ふ。此の仔細事實は千葉系圖に委しと云々其の後、俵藤太秀郷の末孫田原八郎秀光、是は近江の國へ國替へ有りて其の後に眞里谷に住す。眞里谷三河守信繁と云ふ人の弟眞里谷遠江守久留里に移り住す。遠江守嫡子を和泉守武定と云ひ、武定の子は須黒將監眞勝とて、武邊近國に聞え、而も文道をも兼ねたれば、近隣の將卒恐れかしづく者多かりけり。爰に、明應六年の頃より、里見軍勢近國を攻め從へ、既に上總の郡中天羽・周集・望陀に攻め入りければ、國侍は安き心もなく、或は攻められざるに降り、又は討ち合ひて居所を棄て逃げ去るもあれば、自然と里見の有となること、恰も將基倒しをするが如し。此の時、里見成義は、太郎義通・次郎眞

堯とて二人の子息有りけるを、御祖父義實公と共に戰場へ連れ立ちて、軍士の列に加へ給ふ。斯くて、久留里の眞勝は、里見家士の剛勇を計り見るに、大功をも遂げん大器有りと察して、軍使を里見の許へ送りて云ふ。「我が久留里城は、先年田原氏の持國たりしを、祖父遠江、眞里谷より移りて、武定・眞勝まで三代居住す。今、眞勝嗣子なし。里見殿は系譜衆に抽んでたる事、略々吾が羨む所也。願くは、二男を賜はらば、家を譲り、苗字も里見と改めて國家を讓與せん。我は閑居の地を求めて、老後を楽しまんこと本望也」と演説す。義實公成義公大きに喜悅有りて、二男次郎殿を久留里へ參らせられたれば、眞勝は猶子として迎へ、成長の後元服し、將監眞勝より眞の字を譲り、次郎眞堯とぞ名乗らせける。されば、上總の國侍ども、眞堯公を主君と仰ぎ、家國一統に治まりけり。將監眞勝は老後に及んで、其の身の願ひに任せ、眞堯の御子義堯の代に、小櫃の作にて食祿千石賜はり、小澤谷と云ふ處に閑居し、身の遊樂を事とせり。眞勝此所にて逝去、久留里の眞勝寺に葬らる。

義實公逝去之事。

義實公御嫡子成義公は、大將の御器量備はりて、房總を悉く討ち從へられ、後に上總萬喜の城主萬喜少弼の息女を御迎へあり。御仲睦じく、御男子二人まで御出生有りけり。

私に云ふ。萬喜少弼又系譜未見。大系圖を見れば、足利黨吉良石堂一色等の一族加子六郎基氏の子孫也と云々。

御祖父の御悦び大方ならず。御總領は太郎義通公と號し、御家督なり。二男は次郎眞堯公とて、上總久留里の城主となり給ふ。されば、「未だ當國に御持城定まらざれば、經營有るべし」とて、房州稻村に城地を見立て、

此の間之に
小櫃の事
所謂之は
一が久留
は久留山
記起白里
縁起の山
萃見過且
里何氏關
係な等關
た省略し

文明十八年丙午の夏新立の事始め有りて、房總の人夫ら心を合せ、修造に力を盡しけり。此の時まで三浦より加勢に來りし三浦志摩守存生也。此の人能く戰場に働き、與力の志他念なかりければ、夫君より御客分と稱して、安西備後が子孫七に執權させ、直に安西が城外田町と云ふ所に居館を構へ、父兄の如く給仕し饗し給ひけり。されども、老衰のことなれば、文明十八年、七十餘歳にて卒去しぬ。安西勝峯も同年七十九歳にして老死す。此の人々多年忠勤を抽んで、兩國を切り従へしも彼等が功莫大なるが故なり。然れども、亂世の時節なれば、「一日も安氣させず、吾に先立たせし不憫さよ」と、義實公甚だ歎かせ給ふ。理りなる哉、此の君當國入國の初めは、去る文安三年也。其の時より、敵國討伐を事とし、今年まで四十年、安堵の床に居させず。「漸く今兩國の主となりて、一城を設くるの處に、城築成就も不待、子孫安居の悦眉をも不見、別るゝ事の残念さよ」と、深く愁歎なさしめ給へば、近侍外様の家の子、「御道理至極」と、共に袖をぞ濕しける。斯くて、義實公にも上總合戦御歸陣の砌より、御眼病甚だ痛ませ給ひ、今年の冬よりひとと兩眼閉ぢ暗みに成り給へば、醫藥力を盡すと雖も、御老衰の上なれば、御惱み日々増り、遂に長享二戊申歲四月七日、七十二歳にて薨じ給ふ。御嫡子成義公を初め、兩國の御孫君、國中の家士、或は惜しみ、或は別を悲しみ、歎傷せずと云ふ者なし。然りと雖も、生者必滅の習ひ、力なく白濱村種林寺に葬り奉る。御法名杖珠院殿建室興公居士と號し奉る。房總里見誌に見えたり

私に云ふ。或里見系圖に眞堯公、種姫君とて、御嫡子義通公の御次生れましたまして、俱に御連枝三人なり。眞堯公は久留里へ進ぜらる。前の如く也。種姫君は正木大太郎室に成り給ふ。大太郎後に大膳亮義時と名乗り、廿五歳の御時、上總合戦の刻、矢疵を受け重病となり死去せらる。仍て種姫君は白濱に歸り、尼と成り、一寺

を建立せらる。號を瀧本山種林寺とす。これ尼寺の元祖なり。されば、里見家より佛供料拾五石餘御寄附有之しに、仔細や有りけん、皇帝より柳葉の御朱印を下され、勅願所たるの御書下り、今に存せり。世に珍しき物なる故、今爰に寫して後見に入るゝ所なり。

御朱印

一房州之城主里見吉實公の佛性免拾五石、薪森山上而四町四方内永々閑者也

(花押)

一御祈願所代々

徳大寺中納言(花押)

瀧本寺種林寺

延徳三年五月十日

(朱印)

(朱印)

稻村城成就、并に宮本城。附、成義公逝去之事。

斯くて、城草創六ヶ年を経て、延徳三年辛亥の夏、漸く成就したりければ、成義公には御嫡子義通公を城主始めの御移徙行はる。其の頃又、宮本にも同じく城を築き給ふ。程經て是も成就しければ、初めに成義公御居住有り、番兵數輩を以て要害を守らす。兩城結構珍しかりき。斯くて應明二年癸丑に、下總の國を可攻の企有りて、軍兵三千餘騎を率し、下總結城木内判官友安を攻めらる。木内防戦不叶して切腹す。其の時、成義公落城

に火を掛け、高き所に上りて宣はく、「木内判官は、往昔鎌倉上杉憲實が縁因^{ゆかり}とて、結城没落の砌より、下總に在りて國司を兼ねたり。これ上杉が才覺故なり。結城の落城も、はや五十餘年、父子三代の威榮今こそ運盡きたれ。見よ、見よ、軍勢等。殊には亡祖尊靈、鬱恨を晴させ給へ」と、合掌ありしこそ道理なれ。重ねて又云ふ。「香取郡に巢田一黨、我意を振ひ、幕下に降らず。しかし、何程の事をかなさん。重ねて誅伐せん。先づ本國へ歸らん」とて、旗を納め給へば、上總・下總の國兵、里見を大將と仰ぎ奉り、廳下に伏して各々供奉す。房州へ御歸陣坐しけり。此の時は、成義公直に稻村の新城へ移らせ給ひ、御祝儀目出度かりけり。兩國の武士、寺社の輩まで、圍繞し祝ひ奉る。斯くて、嫡子義通公御家督の御任官も下りければ、御家の式目を定められ、御家風廉直にして、上を敬ひ、下を憐み、仁政慈悲を専らし給へば、自然と他國まで御名も高く、「稻村殿」とぞ崇びける。其の後は、近國に敵する者も無ければ、無事に年月十三歳を送らる。斯くて、永正二年の春の頃、不圖病床に就かせ給ひ、醫療も力を盡しけれども、定命限り有りてや、御年四十六歳にして、同年四月十五日、遂に卒去し給ふぞ御痛はしき。此の君を以て房總里見の中興とす。御戒名慰月院殿大幢勝公居士、菩提寺白濱村に葬り奉る。御墓今彼の村福聚院の傍に有之。一本に永正元年甲子と云ふは異説なり。此の君は、長祿三己卯年に御誕生、三十歳にして家督に立たれ、治世十七年也。

自然と原文

病床に就かせ原文
御病氣付

里見上總介義通公與小弓御所一味之事。

御妻妾原
文御妻相

義通公は眞堯・種姫と御連枝三人にて坐す。御母は萬喜少弼の御女にて坐す。成義公の嫡男、義實公の嫡男也。此の君幼若より多病に坐す故に、久しく御妻妾も無りしが、總州生實の社家公より御奥方を迎へられ、御

子一人坐す。竹若丸と號し、未だ御幼稚に坐せば、御家人中里源太左衛門・本間八右衛門を御守に付けて、宮本の城に居らしめ給ふ。御舍弟左衛門督眞堯公は、御父成義公、御祖父義實公の御計らひにて、御幼年より久留里の家督に進ぜらる。仍て、眞堯公にも久留里眞勝の息女を娶つて一男を御設け、是を里見權七郎義堯と號し、今上總に於て武家の長と仰がれ給ふ。其の頃、天下騷亂して諸國合戦の音々し。中にも、關東は兩上杉の確執より、東海逆浪して止む時なければ、義通公には御身多病にして、軍門の進退御心に任せざれども、「武家の役なれば」とて、騷亂の徒に促され、折々上總下總へ働き給ふ。名譽は近國に隠れなかりけり。于爰、上總國小弓の御所と申すは、古河の公方政氏公の二男にて、高基の御舍弟、古河の晴氏には伯父なり。先年兄弟御不快に依て奥州へ流浪せられ、山伏の姿となりて、八性院と號す。漂泊の御身として幽かなる御有様なりき。然る處に、上總國小弓の城主を原次郎友幸と云ふ。是は下總國の守護人千葉介が家來なり。扱、上總の守護代を武田豊三眞里谷三河守と云ふ。三河守は前の相模國の守護三浦荒次郎義意が舅なり。眞里谷武田と原次郎、常に所領の堺を論じて、度々合戦に及びしが、武田毎度打負けて、其の恥を雪がん爲、謀略を廻らし、八性院殿武勇にして、大力無双の器量を感じ、吾が館へ呼び取り奉りて、大將と仰ぎ、己が力と頼み申す。八性院殿還俗ましく、御元服御任官有り、右衛門佐源朝臣義明と號す。房總兩國の國人等、皆御所の味方となりて、近境を襲ひ討つ事凡そ三年、友幸が小弓の城も遂に没落す。大永六年、義明此の城に居住あり。小弓の御所と號し、遠近の國人等崇敬すること鎌倉の公方に等し。此の時、友幸が家の子高城越前守を討ち取り、同下野守を追ひ失ひ、遂には友幸をも討ち取り給ふ。是より猛威を東國に振ひ、後には古河の御所をも亡して、義明自ら關東の公方と成り給はんこ

御敵原文

とを圖らる。古河の御所大きに怒り思し召し、北條氏綱は縁者たれば御頼みありて、小弓の御所追討のことを一向に御企てあり。氏綱辭するに及ばず、諾す。然りと雖も、當時は上杉と相戦ひて寸隙も不_レ得の故に、先づ其の期を待たん計略に、小弓の御所へ和睦の事を申入れ、音信の使者度々通合し、年月を経ければ、小弓の御所は「當時北條が干戈の威に諸國恐れて、對陣延引するぞ」と推量有りて、里見家へ屢々催促あり。里見は以前も盟約あれば、黙止し難く、軍兵を向けらる。是より末々まで、當家北條とは永く御敵となり給ふ。關東管領記

義通公有御遺言逝去之事。

御存命云々原文御助命存まじきを

斯くて、「相州へ發向可有」とて、兩國の土駆け催さるゝの刻に、永正十七年初春、卒に例の痼疾發斑し、痛氣暫時も不_レ止、甚だ患惱坐しければ、名醫妙鍼手を盡し、或は貴驗の法者、大廈に檀を設け、大社の奉幣、諸寺の祈念、丹誠を抽んでけれども、御弱り益々にして、微驗なし。君疼氣に堪へ兼ね、最早御存命あるまじきを考辨有りて、近士を招き、「急ぎ久留里に坐す御舍弟眞堯公を召し寄せらるべし」と也。從士畏りて、早速に御使者を飛ばせければ、眞堯公大きに驚き給ひ、聞し召すや否や、逸物の駿馬を片時も休めず、唯一日に走り着いて、直に登城し、御容體を伺ひ給ひ、「眞堯參上仕る」旨を申さる。義通公悦び給へる御顔色にて、家臣木曾・堀内、并に奥方家老本間・菅谷、其の外、奥方まで枕元に招き給ひ、義通公曰く、「吾多年の難病不能_レ解。今重病犯_三五體。而も醫藥祈誓も及ばず。これ命期に至れり。雖_レ然、今兩國を掌にし、安堵の居宅に臥して臨終すること、吾が本懷たれば、更に思慮残りなし。唯、幼子竹若今年七歳一本五歳にして、未だ治政を持ち得ず。彼若し首將の器あらば、十五歳に至り兩國の主と定むべし。自今、眞堯一圓に國政を司り、兩國を守護すべし。竹若

國主となりて後、久留里・宮本兩城の内、居住は眞堯の心に任せらるべし。此の旨、兩城の執權共より承りて、必ず違心を發すべからず。行末の無事ならんこそ、吾が後來の本意なれ」と、堅く御遺言ありければ、御臺所を初め、近臣外様の人々まで、思はず「はつ」と聲を上げ、歎き沈ませ給ひけるは、御道理とこそ聞えけれ。其上にて、諸侯昵近の面々、不_レ殘御形見を賜はりければ、一座の諸士涙に額を上げかねたり。斯くて、御暇乞も懇に遊ばされ、永正十七年一本十五年庚辰二月朔、行年三十八歳にして稻村の城にて薨じ給ふ。菩提寺瀧田村にあり。御戒名をば天笑院殿商山正皓大居士と號す。此の君文明十三辛丑年御誕生、廿四歳の時家督、治世十五年と、云々。房總軍談。里見九代記。

眞堯公三浦船軍之事。

眞堯公は成義公の二男にして、幼若より久留里城主にて坐す。兄義通公逝去の砌、御遺言に任され、竹若丸後にの後見にて、稻村城に移り、兩國を守護し給ふ。眞堯公久留里にて御男子御設け、里見權七郎義堯と號し、僅か九歳にならせ給へども、是を久留里の城代に定め置かる。其の頃天下大いに亂れ、京都將軍義植自ら大津坂本邊に發向あり。これ諸國將軍の御下知に不_レ應が故なり。惣じ而、萬國蜂起、君臣上下の分なく、就中、關東は勇を争ひ、黨を結び、亂妨甚し。中にも、相州小田原に在りける北條茂氏又は茂氏入道早雲、其の子氏綱、其の子氏康、代々無双の猛將にして、干戈の疾き事、恰も石を以て鷄卵を押すが如し。此の時、小弓御所、「下總を從へ、武州を靡け、相州を手に入れん」と計畫頻りなりければ、古河の公方晴氏公、小弓を討ち伏せんことを企て、北條父子を強ちかちに頼まる。小弓は北條の大敵攻め來らんことを恐れて、里見眞堯に仰せ、「相州を討たん」と謀ら

計畫原文

近國より
云々原文
は近國討出

八方微塵
原文八方
無塵とあ
るが或は
八方無盡
の意か

る。依之、眞堯公房總の國軍を招き集めて曰く、「多年亡兄下總を退治して後、相州を討たん事を議して果さず。小弓に頼まれ、黙止し難く、今度相州へ發向す。先づ萬喜少弼は、勝浦の正木左近と東金勢を率して小弓に加勢し、小弓の要害を堅め、若し近國より打つて出でなば、共に力を添ふべし。吾が手は、兵船に謀策を構へて漕ぎ寄せ、唯一揉みに攻め付くべし。勝利掌に有り」と、兵を勇め給ふ。國兵畏つて下知を守り、軍將正木久太郎、安西彌七郎、其の外屈竟の勇士、兵船五十艘ばかりに兵具を取り乗せ、岡本の浦より出船あり。頃は永六
年十二月、櫓拍子を揃へて漕ぎ渡り、暫時に三崎の沖に漕ぎ寄せて見れば、案に不違、北條方にも兵船百艘ばかり艦ひして、「下總を討たん」と、軍勢を集めけれども、未だ打立たざる時なり。總大將里見上總介源眞堯諸軍を下知して曰く、「軍は不意を討つに利有り。此の虚に乗じて攻め掛けよ」と。兵船一面に舳を並べて鬨聲を上げにけり。北條方は豫て用意もなかりければ、「此の軍勢を陸に上げては防禦成るべからず。唯弓兵に表を取り切らせ、戦ひ疲れたらん時、多勢陸より追ひ立て出でん」と、北條方の弓大將山角紀伊守、多兵を勝つて矢尻を捕へ、「陸へ寄せじ」と射立てたり。里見方は豫て謀りし圖に當りければ、矢表に搔楯を並べ、弱々と見せて敵を誘き寄せければ、例の我慢の小田原勢千餘騎、軍船に乗り出し、「房州勢の船を、中に取り籠めん」と、無二無三に備へも不立、押寄せ掛る。本陣の召船、敵兵手頃に近づく頃、大將下知して曰く、「不戦して勝つを將の譽とす。今こそ程よけれ。用意の料理振舞へよ」と、密に諸軍に下知あれば、「心得候。御參なれ」と、大力の兵ども、數多の船底より大石大木夥しく投げ出し、船にも人にも當るが最後、八方微塵に雨の降る如く投げ掛けければ、思掛けなく、悔り近寄りたる事なれば、引くも引かれず。混雜の中に船ども多く損じたりければ、不覺

何の恙なく
原文御
恙もなく

海へ飛び込んで遊び逃る者もあり。海中へ入りながら、石礫に打たれて死するもあり。餘り慌て、船と船との間に挟まれ、打挫がれしも多かりけり。偶々陸地に漕ぎ着けたる兵船をば、指し取り引き詰め射付けけり。陸には寄り得ず、うろたへ居たる船ども、石礫材木に打挫がれ、即時に敵船十艘ばかり水底の藻屑と成りにけり。漸く遠手に構へたる船ども、此の體を見て、「我先に」と鎌倉海へと漕ぎ除け逃げ延びけり。眞堯公御悦喜あり。「事始よし」と、城ヶ島に船を寄せ、陸にて人馬を休ませ、諸卒の高名を感賞あり。此の節、卒爾に西風烈しく吹き出して、伊豆の沖より寄する浪は、雪の山を轉す如く、白浪磯を碎くに似たり。大將を初め諸軍勢「此の變化は天のなす處、人事の防ぐべき力なし。早く此の地を退くべし」と、敵の乗り捨てたる船共を盡く取集め、味方の軍船と共に、舟筏井樓に組み上げ、櫓搔を數多立たせれば、さばかりの大風なれども、何の恙なく、軍船不殘、岡本の浦に着岸あり。是より又、里見の猛威諸國まで高まりけり。斯くて、其の年は軍馬の勞を休めて、殊更軍功の士には勳賞加増を賜はりけり。里見軍談記。

大永七年三浦合戦之事。

翌大永七年丁亥五月、大將眞堯公國軍を召集し、謂ひて曰く、「去年三浦の合戦、不日に敵を切り靡け、殊に其の時は、北條より下總を討たんとせし時なるを、即時に鋒先を碎かれ、甚だ兵氣撓む。殊更、味方士卒の損亡なく、奇軍に勝利を得し事、全く諸士の働き抽んでたるが故也。雖然、北條方にて軍將と唱ふる芳賀伊豫守、内藤大和守、清水太郎左衛門等、敵に名高き強兵は、これは東國の剛敵なり。彼等を討ち留めざる事、心外の至なり。されば、彼の徒近國に打出で猛威昌んになり、諸國恐る。今吾軍を發して、三浦より相模に打出づれば、彼

等必ず防戦すべし。計策を以て討ち取らん、何ぞ難き事やあらん。軍兵ども其の用意あるべし」と宣へば、正木・安西の軍將承之、「其の儀に於ては、上總下總の勢を小弓に遣し、近國に溢れ旗を立てんに、北條方の防軍いかでか是を守らざらん。大軍武總の地を圍まん。其の時、當手は軍船にて直ちに三浦へ打寄せなば、三浦は勿論、小田原までも討ち入らん事易かるべし」と申しけるに、大將を初め、衆議一同しければ、其の旨上總下總へ申送り、小弓に加勢を馳せ出す。眞堯公には正木安西を初め、房州勢に大多喜の勢を集めて二千餘騎、岡本の浦にて船揃へして、五月七日の曉天に、軍船百餘艘纜を解き放し、水主楫取いよく櫓を立て、千波萬浪を押し切り、即時に相南の津に漕ぎ寄する。此の時、北條方の軍師が評定に、「去年率爾に不意を討たれ、一戦の負軍に面目を失ふ。今又、房軍攻め来る由なれば、軍慮を能く廻らし、軍船にて來らば、一時に追ひ捲り、海中へ追ひはめ、去年の恥辱を雪がん」と、先づ究竟の侍に甲冑を帯びさせ、鎧長刀の得物を持たせ、船底に隠し置いたり。斯くて、房州勢皆一同に船の舳を並べ、鬨聲を揚げて押寄する。されども、小田原勢静まり返つて鬨をも合せず。陸には數千の兵ども鐵砲の筒先を揃へ、汀には兵船鏃を揃へ、堅唾を呑んで扣へたる體なり。房總の逸り男の手先ども、汀に寄せんとせしを、軍將下知して、「敵は謀略を構へたるぞ。手出さば必ず失あらん。唯遠矢を放して、敵の計慮を試みよ」と、態と船ども二三町も後へ漕ぎ下り、搔櫓を並べ、用心厳しく構へたり。双方如し此して睨み合ひければ、小田原方の計略大きに相違してけり。此の計略と云ふは、船どもに大小の材木を積み積ね、其の陰に熊手・鳶口・突棒・挾股・鋸輪・鎌等を持たせたる雜人共を多く伏せて、「敵船間近く打寄せて戦はん時、一度に崩れ掛り、打挫がん」との事なりしに、房州勢打寄せ合戦に及ばざれば、右の計略徒に成

暮近く原
文夕暮で

りにけり。小田原方の先手ども、餘りに勢ひなかりければ、本意なくや思ひけん、剛弓一度に放し掛け、陸よりは
大鐵砲雨の降る如く打出しければ、房州勢楯を覆ひ防矢もせず。唯船中に屈み居て、又二三町も射すくらめられ、逃
ぐる舳に見えければ、北條の軍將清水・内藤・芳賀が從士、「唯一時に打散さん」と、多勢一同に打出す。頃は
七日の暮近く、島影暗き誰そ彼時にて有りければ、房總の軍船又一處に漕ぎ集まり、「大將の下知は是なり」と、
先に立つ船の舳先に、人形を數多甲冑を着せて立て並べ、其の陰にて弓鏑など閃かしければ、小田原勢は之を
「人ぞ」と見て、矢種も不_レ惜射出しけり。味方は豫て相圖を定め、時節を見合ひ、貝鼓の拍子を立てければ、
皆八方より汀の方へ漕ぎ寄せて、房總勢汀の方を取り切つたり。件の射手ども汀の方を圍まれたれば、「先手を
射破つて防がん」と、皆「我一」と、人形に矢種を射盡したり。味方貝鼓を打立て、「攻めよ、掛れよ」と下知
すれば、強力_ノ兵士ら船底より取出したる手頃の石礮、又は材木などを敵軍に打付け、投げ飛ばしけるが、暗さは
暗し、矢も鐵砲も見當なしに放しけるより、此所に寄せ來りし敵船は多けれども、矢玉は音ばかりにて詮なくぞ
見えける。其の隙に、前後左右を圍まれたれば、逃げて退くべき方もなし。餘りに急に揉み立てられたる船ど
も、手近なる船に乗り移りて陸へ逃げんとして、踏み外して海に落ちるもあり。又、船頭水主どもは石礮に度を
失ひ、船の櫓搔を立てべき者もなく、漕ぎ退くべき様もなかりければ、不覺にも寄手の船に這ひ乗りて、降參を
願ふもあり。水練の兵士は漸く陸地を指して遊ぎ着き、命を助かり、足に任せて逃げ去るも有りけり。前代未聞
の戦場也。「せめて月夜にてありたらば、天晴れ奇代_ノの見物ならんに」と、大將御悦喜あり。此の時、小田原の
軍將清水・内藤は、手勢を漸く招き集め、陸地を鎌倉の方へと逃げ延びたり。斯る所に、久留里義堯公此の時上十六歳

總勢を一手になし、兵船五十艘、揉みに揉んで押寄せ来るに、三浦の沖にて日暮れたれば、船ども沖中に屯して有りける處に、三崎の方に兵火有りと見えければ、急ぎ夜中に軍船を漕ぎ出し、大挑灯に印を立て、「里見義堯加勢也」と呼ばはりければ、敵軍益々恐れをなし、偶々陸地に控へたる兵ども、皆鎌倉扇ヶ谷の方へ逃げ退きたり。斯くて大將眞堯公に對面あり。小弓の無事を語りければ、軍將一同勝軍の物語して勇まれけり。夜も更ければ、城ヶ島へ舟を寄せ、軍勢と共に彼の島に屯して、夜明を待たせ給ふ。于_レ爰、三崎の城は安藤豊前守居城なりしが、夜の中に城を開いて立去れり。斯くて夜も黎明に至れば、里見の斥候ども、三崎の城へ入り伺ひけるに、城主を初め夜中出奔せし由なり。雜兵并に里人を捕へて推し問ひければ、「北條に謀略あらんと、扇ヶ谷に開き給ふと、云々。」大將宣く、「三崎を夜の間に出奔する條、心得難し。殊に此處に圍み居たる敵どもを討ち洩せしは残念多し。然るに、逃げ去るに於ては、大佛の方へ可_レ退事、北條が道筋なり。扇ヶ谷の方へ引き退きしには仔細ぞあらん。上總勢も加はり多勢になれば、追ひ掛けて様子を見よ」と、陸地に兵を進めらる。又、三百騎ばかり草深き山陰に隠し、斥候を諸方へ出し、「相圖次第起り立ち、敵兵寄せ來らば横合を討ち取らん」と謀られけり。案の如く、三崎の城兵に、新井北條勢も加つて、味方を途中に挟み、前後より取巻き攻めんと、八方より攻め寄する。軍將は豫て「斯くあらん」と、伏兵を待ち設けたる事なれば、相圖の貝鼓を打立てけるに、山野に隠せし伏兵卒爾に起り出で、却て敵兵を取巻きたるにぞ、先に進む軍兵、少しは争戦しけれども、後より立向ふ軍士は、敵の旗をも不_レ見、小田原指して逃げ去りけり。味方は勝に乗つて、其の勢ひに其の日新井城を乗取り、鎌倉へ攻め入り、土家民屋に亂入し、「なほ、此の競ひに、小田原へ攻め掛らん」と、多兵勇に乗じて

謀略原文
軍談過失火原
文誤ツ火

亂暴も亦多かりけり。此の時、鶴岡八幡宮に炎火有り。是は「敵の過失火か、又は、味方の兵火にてや有りけん」と、怪しむ思ふ處に、煙火天を焦し、魔風地を拂つて、炎焰廣がり立ちければ、八幡の社殿樓閣悉く焼亡す。誠に大變、古今未曾有なり。里見家驚き給ひ、「斯る時節、源家の氏神かく回祿に及ぶ事、不吉の左右也」と、急に軍を纏めて、大永七年六月上旬、兵船數艘に取乗つて、岡本浦に御歸陣あり。久留里義堯公には、直に上總へ御歸船あり。是より里見の威、諸國に鳴り響き、殊に東國には「勇將智士」と賞せられ、「近國に一二の將なり」と、諸人恐れ崇びけり。

成邦私に云ふ。此の文は里見軍談記の趣なり。然るに、近代武家盛衰記、北條五代記等を見れば、里見は智將に非ず、我慢の猛將なり。鎌倉へ亂入して、八幡宮へ向つて云く、「當社は源家の守護にて、百王百代守らんとこの託宣、御忘却候や。里見も足利も源家の嫡流にて、王氏を出でて遠からず。然るに、累代居住する所の源氏を追ひ出し、今は北條・三浦・今川等の他姓を當國に於て守り給ふは心得ず。思ひ知り給へ」と誓りて、社殿に火を放ちて焼亡す。時に人云く、「我意法に過ぎたり。神國に在りて神恩を知らず。神社を破却す。何ぞ神罰を蒙らざらん」と沙汰せしが、果して小弓も程なく亡び、里見も年を経て遂に滅亡す。これ全く神罰のなす所なり、云々。愚案するに、此の段世の人の私言なり。何を以て云ふかとなれば、義堯公仁義の智將、且、神佛信仰の儀、房總に語り傳へ、今兩國の神社佛閣の寄附領、大方は此の將を初めとす。且、神社寺堂の御建立も數多し。すべて此の眞堯・義堯・義弘三代の御信心慈恵に坐す事ども末の卷を見て知るべし。既に「里見萬年君と祝ひ稱す」と、歴代の後までも國人の舌頭に残り。これ妙證なり。斯る名將、何ぞ神社に態と火を

第二卷
中興武家
盛衰記と
北條五代
記とを參
照せられ
た

す」とあれば、仁愛に親和の家風なりけること、今察して知らるべし。此の里見家の禮品北條五代記に見えたり。

眞堯公國讓評議之事。

七月二十
二日原文
七月二日

斯くて刀又動かず、安穩に國治り、地士國兵大いに寛ぎ、民も戸さしを忘れたり。如斯なる事、三浦合戦の後七年、無事に年をば送りけり。天文二年癸巳七月二十二日、國中の兵士及び大田喜の正木氏參勤の序なれば、稻村殿城中へ諸士を召し集め給ひ、諸士に對して曰く、「兄義通逝去の時より、吾當城へ引移り、不肖の身として兩國を守護し、殊に亂戦に逢ひても危きを免れ、無爲の居を安んず。これ予が幸得なり。然るに、亡兄末期の遺言に、竹若丸十五歳に及びなば、國を譲り指揮さすべしと。吾是を思ふ事多年也と雖も、不_レ得_二時節_一、頗る延引す。竹若丸去々年元服して、里見太郎義豊と名乗らせ、而も武將の器を得たり。當冬に至り、國讓りを致し、先々の如く國讓祭禮を行ふべし。其の趣を兩國へ觸れさせ、用意有るべし」と仰せければ、諸士一同に詞を揃へ、「仁道の御守り、此の上や候べき。日出度き御儀に候」と、御受け申上げければ、公甚だ御悦喜あつて、參勤の諸士へ御盃を被_レ下けり。折柄、深更の月澄み渡れば、月下に酒宴を催され、各々座興し、御機嫌に預り、夜陰に退出しけり。其の頃、宮本の城には、或日家士一統を召し寄せられ、義豊諸侍に告げて曰く、「我幼稚にして父に離れ、中里源太左衛門・本間八右衛門守り育て、彼等が介抱に仍て成長ぬ。伯父眞堯後見して、今兩國を掌に入れ、國主の如くす。父義通末期に、家臣木曾・堀内、母の家老菅谷・本間等へ遺言して、我十五歳には國渡しの事、諸人の知る所なり。然るに、吾今廿歳に及ぶと雖も、國渡しの沙汰に及ばず。これ不審の所なり。又、元服以來、相州にも總州兩國にも合戦なく、國平か也。何ぞ延引すべき謂れあらんや。是吾が恨みとする所

謂れあら
んや原文
罰れなし

なり。方々の旨趣、如何あるや」と、面色に怒りを交へ、一座を睨み付けて申さる。堀内新左衛門・本間刑部左衛門・中里源太左衛門・眞田大學・勝山隼人・鎌田孫六、何れも武邊強剛の士なるが、一同に答へ申しけるは、「去る大永兩年の合戦、三崎新井の突勢、眞堯公の武威最も烈し。然るに、軍功の將に賜はる賞祿甚だ依怙あり。正木・安西・山田・黒川等は、百騎黨の組頭にして、而も武働は同じからず。然るを同様に賞す。又、我等如き賞甚だ薄し。大方外様新參の士は、軍功有りと雖も、賞を與へず。是何の故ぞ。君愚にして糺明せず。妄に佞者の辯を信じ、眞眞に泥むが故に然るなり。又、軍法は里見累代の相傳、他家に抽んでたり。妙術軍將の嗜む所は珍しからず。されば、眞堯自己の才覺奇功とも見えず。何を以て能く大將と稱せん。剩へ、民を誣ひ、高税を掠め、非道の政事多し。これ永く國の安泰なるまじき端なり。隨つて國渡しの事、三年以前に沙汰可有處、一圓に妄却の體たり。これ必ず奪_レ國の心なり。今に至つては欲心發し、久留里に坐す長子義堯公に譲らんとする事なるべし。何ぞ是を忽にせんや。早く軍を催し、鬱憤を晴し、國を取り給はんこと、尤もに候」と、讒佞好辯水の流るゝ如く、誣理を飾りて演べければ、義豊「實にも」と宣へば、諸士領掌の體にぞ見えける。其の中に、木曾修理介・楠六左衛門進み出でて言上す。「方々の評議、一理有るに似て、更に理を不_レ盡。凡そ大將の御身として、苟も父兄の御遺言を失ひ、吾が子に國を與へんか。これ土民の心にも非るべし。又、家臣に賞祿の事、勝劣の分ちなしと、是又一概に論ずべからず。功有りて理なきもあり。賞を與へて却て害を招くも有り。謀士勸_レ之能く指揮す。これ治國の一助なり。情思ふに、今、日本國騷亂して鋒先を争ひ、弱きを窺ふ時節なり。此の弊に乗じて、國を得んと計議する者多し。斯る時に臨んで、舊恩を空しくし、亂を進めて、親睦同胤を斷たんとす。

取り給は
んこと尤
もに候原
文取給候
に最原

乘じて、國を得んと計議する者多し。斯る時に臨んで、舊恩を空しくし、亂を進めて、親睦同胤を斷たんとす。

非義の第一なり。殊には相州總州の敵兵、折を得て蜂起し來らば、爲_ニ兇徒_一國を奪はれんこと鏡に掛けて見る如し。愚臣等熟々思ふに、稻村殿へ諫言し、若し承引なくんば、幾度も和談し、たとひ違心有_レ之とも、對_ニ伯父_一弓を引くこと天命に背けば、唯々發兵を止り、國渡しを待たるべし」と、涙を流して申しけり。義豊更に承引なく、「汝等が諫言穩便に過ぎたり。假令、伯父たりとも、父の遺言に違は_レ敵ならずや。今に至りて何ぞ稻村へ諫議に及ばん。まして手を下げ讓國を可_レ願謂れなし。若し又、義豊兩國の將に不_レ足とするか。又、家臣等の侮つての仕方なるか。唯、軍兵を押懸けて一時に事を決せん」と有りければ、木曾修理介重ねて申しけるは、「軍兵を以て不意を討たば、稻村城は輒_ニ落さん_一。然れども、上總に長子義堯公坐せば、何ぞ之を見過さん。殊に萬喜・眞里谷襲ひ加はること必定なり。且又、安房上總漂泊の浪人共、可_ニ手寄_一主君なく、御代替りを待ちて、奉公を望む野武士もあるべし。彼等時を得て直に發揆するに於ては、當城の無勢一日も防戦叶ふべからず。是決而負軍也。蘇老泉云く、一忍以て百勇を支へ、一靜以て百動を制すとは、大將の心持なり。唯靜謐を思し召さるべし。加之、伯父を倒して本意とする雖も、其の身は家國共に他人に奪はれ、永く悔ゆとも甲斐あるべからず。一向に御心を改められ候へ」と、再三諫言申すと雖も、義豊更に聞き入れ給はず。「父の遺言を背く仇敵なれば、討ちて後、此の身は何様にもならばなれ。予鬱恨を晴さずんば、俱に天を戴くべからず。諸士、軍の用意して不意に夜討を催すべし。必ず勝利は手に入りたり」と、身自ら走り廻つて下知をなせば、中里源太、三浦半四郎等、士卒を従へ、物の具に身を堅め、早勢揃へをぞしたりける。實にや「良薬は口に苦く、忠言は耳に逆ふ」とかや、中里・三浦等が讒口、己らが野心を基として、若年の義豊に非義を進め、無_レ詮軍を發して兩國を騒しけるは、

見過さん
原文見繼
さらん
發揆する
云々原文
のまゝ

皆々以下
一本に據
り補足

必ず天の冥罰あらん。うたてかりける催しなり。此の時、稻村殿には、正木・安西を初め、家士に向ひ、「近日讓國の吉日を定め、其の旨を宮本へ申送り、用意せよ」と宣ひ、衆議畢りければ、夜陰に寢所に入り給ひ、皆々宿所へ歸れるなりけり。

稻村城夜攻、眞堯公討死之事。

頃は天文二年七月廿七日、夜の九つを時刻と定め、宮本の軍兵混甲_{ひたかま}三百人、忍んで追手搦手を取巻き、四方より太鼓を以て相圖を定め、三百人同音に鬨の聲を_どとぞ上げにける。折柄、深夜森々として瀧川の水音は流れを緩くし、河水に銀河の影を浸し、城外腰越・廣瀬の民屋迄、安臥に物音靜かなり。斯る時なりければ、百千の軍勢鬨聲すと聞え、人馬兵具の鳴音川水に響き、城山嶺彦に答へ、恰も雷鳴動揺するに異らず。城内には思ひ寄らざる事なれば、「こは何者の結構ぞ」と、唯呆れて驚き騒ぐばかりなり。正木藏人・安西式部、表の物見に躍り出で、「何者なるぞ、夜陰に面も晒さず、斯る狼藉物騒し。其の名を名乗れ」と呼ばはつたり。寄手大勢の中より駒を駈け出し、大音上げて語りけるは、「是は宮本の館に隠れなき中里源太金次なり。吾が君義豊公廿歳にならせ給へども國を渡さず。大欲無道の伯父眞堯、一箭恨みて鬱憤を散せんと、大將義豊公御出馬なり。覺悟あれ」とぞ呼ばはつたる。正木・安西を初め、案に相違の結構、「伯父に弓引く人非人、理解をなすに及ばず。あれ駈け散せよ」と下知すれば、「物の具よ、打物よ」と、上を下へと返したるばかりにて、可_レ防とも見えざりけり。寄手は豫て案内は知り得たり。挑燈松明を振り立て、塀を乗り越えんとするも有り。搦手に廻りたる者は築地の上より松明を投げ入れ、投げ込み、遂に門扉を打破りて亂入す。城兵は甲冑を帶する隙もなく、唯素肌

念誦觀念
原文念頃
に觀念

て打物提げ渡り合ひ、「爰を先途」と戦ひけり。宮本勢は無二無三に、城中に込み入り、「御殿を即時に乗つ取らん」と、走り掛りけれども、城中究竟の強兵、鎗先を揃へて突き出で、表に進む敵兵廿五騎を同じ枕に突き伏せたり。されども、八方より討ち入る敵なれば、防ぐに果しなく、此處にて討死せる人々には、正木藏人、安西式部、黒川外記、忍足左京、堀江新藏、飯倉源内、本田藤右衛門、山田作左衛門、岑上小平治、柴田勘平等究竟の勇士、素肌故に討たれたり。其の外、追手の門際、討手の防勢、討死手負數を知らず。此の時、近臣等大将に申すは、「君は今、不覺にも悪名を蒙らせられ、無罪して死を愚者の爲に遂げ給はんこと、誠に無念の至りなり。如何にもして、此の圍を免れ給ひ、御命を全うして本意を顯はし給へ」と勧め奉る。眞堯公思慮して曰く、「我今虎口を通れんとして、若し敵兵に面を對するに於ては、恥を千載に晒す。予今爰に死したりとも、天道吾を罪せんや。直は神明照覽あらん。千歳の壽も一期あり。惜しむべきに非ず。必ず悔む可らず」と、念誦觀念ましくして、白き御肌を脱ぎ、御腹をさすり上げ、白刃を抜き出し、弓手の腹に突き立て、妻手に引き廻し、生年五十歳にして夜半の露と共に消え給ふ。近臣御骸を藏し納め、皆追々に腹搔き切つて、「黄泉の御供なり」と呼ばはりながら失せにけり。嗚呼惜しい哉。此の君當家の譽を顯はし、其の名遠國にも響き、天晴れ御榮え坐すべきに、明月に雲霧障るとかや。中里・三浦が逆意の一言より、斯る非義を惹き起し、程なく義豊公まで滅亡させし事、誠に「天魔の入り添ふにもやあらん」と、世の人疎み思ひけり。御戒名は延命院殿一翁正源居士と號し、稻村に御廟を築き、後には本織村延命寺に移す。天文二年癸巳七月二十七日を忌日とす。此の君文明十六年甲辰二月に誕生、三十五歳の時、兄の遺命に仍て房州へ移り、治世十六年の間に數ヶ度の合戦有りて御心を勞せら

る。剩へ、今度斯くの如し。誠に御不運の大将なり。

成邦私に云ふ。近代武家盛衰記、北條五代記等に、義豊公を安房里見の元祖の様に書きたり。其の外の書録に義堯の前を義豊と覚え、義豊の御名遍く世上に知れたりと見えたり。此の儀如何となれば、此の段に載せたる義豊の振舞、傍若無人なり。伯父に對し、殊に幼弱より養育の厚恩もあれば、智慧の處は不_レ及_レ評。剩へ、無_レ筋軍を發し、無_レ科人を數多殺し、終には其の身をも滅亡せらる。此等の類は亂世たりと雖も、當代にも世上に稀にして、遠國迄も取沙汰有_レ之て、義豊と云ふ御名を殊に世に名高く知らしめたるものと見ゆ。恥しき哉、非道の名の發せる事や。

里見太郎義豊公成_二稻村城主_一給事。

義豊公は五歳の時より、御父義通公に後れさせ給ひ、伯父眞堯を以て後見たらしめ、幼若に坐せば、近士あまた傳_レぎ、宮本の館に坐す。廿歳にならせ給ひて、御伯父の讓國延引せるを憤り、自他の勢を密に驅り催し、稻村城へ夜討を掛け、悉く城兵を討ち取り、御伯父に詰腹切らせ、宮本には番兵を据え置き、家臣を集め自己に稻村城に移り坐せば、國中稻村殿と貴びけり。于_レ時八月上旬、義豊公家中諸士に申して云ふ。「今度、伯父の落命、上總にて義堯聞き及びなば、定めて野心を起さん。所々に要害を構へ、總州の寄手を防ぐべし」と、各々警固を定めらる。先づ宮本の館は宮本宮内と云ふ者を以て守らせ、鎌田孫六は剛強の士なれば、百騎組を手付け、宮本・稻村兩城を警固す。稻村城は木曾修理介・眞田三河守、勝山には大野宇兵衛・勝山隼人を添へ置かる。龍崎外記・楠六左衛門二人は、加茂坂に番所を構へ、毎夜篝火を絶さず。用心厳しく構へたり。此の事、八月の初め

より同年十二月の末迄、「今攻め来る」が如くに警固しけれども、上總より一回に討手の沙汰もなかりければ、番士も甚だ退屈して、數多の番所極月限りにして止めにけり。斯くて、義豊公には、上總より討手來ること且暮心に掛りければ、上總境に斥候を出し、「若し義堯久留里より討ち來らば、後を遮りて留守を攻めんか。途中にて挾んで討たんか」と、日夜軍談に暇なく、安き心はなかりけり。軍談記

義堯公房州へ發向之事。

久留里城主里見權七郎、後に刑部大輔、又、上總介義堯とも稱す。成義公の孫、眞堯の御子にて、久留里眞勝の女の御腹にて出生坐す所なり。幼若の頃より、武の器量備はり、十六歳の時、三浦合戦に大軍を率ゐて軍配し給ひ、未だ御若年ながら、其の頃の名高き大將なり。近國にては眞里谷、久保田、東金、大田喜、長南、萬喜、勝浦、池和田、椎津の城々、皆御先代より從屬にして、殊に義堯慈悲名譽の大將なれば、各與力し、近國の士更に二心なしとす。時に天文三甲午年四月、家臣正木大膳、山田遠江守、安西式部、山本播磨、多賀藏人、其の外諸士を久留里の城へ招き、義堯公曰く、「去年七月廿七日の夜、父眞堯甥の義豊が爲に敢なく果て給ふ。吾君父の讎には俱に不載^レ天と、早速に馳せ向ひ、義豊が頭を刎ねて、父の墳墓に供へ、非道に組せし奴原を一々討ち取り、軍門の柱に晒さんと思慮す。併しながら、不^レ急して事を延引す。吾其の心を明さん。今吾發向せば、兩國騒亂せん。これ民の愁なり。我が一身の仇を討たため諸人を苦しむるは、これ將の不^レ好處なり。兵書に云ふ。兵者國之大事、死生之地、存亡之道也と云々。予之を以て延引せり。雖然、彼は義理ともに道を不^レ知者なれば、生け置いては國土の恥なり。いつまで死を延べたればとて、一度は我が刃に果つべき者なり。且、懲惡の

と感ずの
三字は補
足した

掟にも、速に誅伐せずんばあるべからず。今度此の儀を企てん。臣等計策を廻らし、民の愁眉を勞り、國兵の損亡なく、唯一時に攻め掛け、不意に討ち取らば、敢て國の痛みとも成るべからず。其の旨相計りて、不日に發向あるべし」と、懇に仰せければ、諸士一同に頭を垂れ、承^レ之、「賢君なる哉、四民の煩を顧み、自己の讎報を忍ぶ。寔に慈惠の芳志賞するに堪へたり」と感ず。于^レ時、多賀・山田申して云ふ。「亡君眞堯公は、御性質正道を守り、聊も私意を交へず。國兵を勞^レり、民を撫育なさしむる事、親の子を思ふが如し。されば、義豊其の明慈に仍て成長せり。其の恩顧の高き事奉^レ謝に物なかるべし。鳩に三枝の禮と云ひ、鳥に反哺の孝あり。此の忠孝を不^レ知は全く禽獸に齊しきか。國土の見せしめ、他邦の聞え、誅は忽にすべからず。總軍一同に討ち出で、押つ取り廻して攻め討たば、岩石を以て卵を潰すに似たり。更に民を勞すべからず。急ぎ御出馬有るべし」と、衆議一決して、正木大膳と加藤伊賀守に久留里の城を守らせ、多賀藏人を軍將と定め、其の勢勝つて二千餘騎、馳せ集つて着到す。頃は天文三年四月五日早天に、先陣は早久留里を打立ち、安房・上總の境なる香木原の臺に旗を出す。是より先、房州の陣屋には、久留里の御味方多ければ、此の旨をば告げ觸らし、「一所に打出で、御供に屬すべし」との御事にて、東條より出づる處の脚力、同日晝時磯村を通りける時、街道筋にて道行く人の風聞あるを旅人に紛れて聞^レ之ば、「今日、稻村の義豊公城兵を誘ひ、義堯公發向の由を聞いて、久留里の留守を窺ひて乗つ取り、近國の城々を手につけ、多兵に成りて、義堯房州を攻めて歸る路次に引き挾んで討たんと議り、義堯公の濱邊を通り給はんことを察し、道を違へて義豊公は長狹の山中を上總へ討つて出でんと、今晝稻村城を發駕せられし」と、具に申すを聞いて、「さらば此の旨を君に告げ奉らん」と、飛脚は磯村より取つて返し、義堯公

の成川を越え給ふを待ち居て、途中にて云々の事を告げ奉りければ、大將を初め諸軍大きに機を得、「よくこそ知らせ呉れたり」と、大きに御褒美有りけり。それより、「長狭の山通りを掛けて、平久里河原に到るべし」と先陣に云ひ送りければ、先駆けは取つて返し、大山寺に走り入り、前後の勢を待ち揃へけり。斯りければ、大山寺にて夜に入りけり。「片時も猶豫すべからず」と、挑灯松明星の如く、峯岡山を鳴り轟し、夜通しに山の内を打たせ給ひ、漸く夜の明方に平久里河原へ打出で給ふ。

義豊公義堯公犬懸合戦之事。

斯くて、義豊公には、稻村城に於て諸士を集め評議有りけるは「頃日、上總へ出す所の斥候の者立歸りて云ふ。久留里は今五日出陣せる由、漸く今朝知れたり。豫て軍談なす通り、義堯當城へ向はば、東條勢を催して加茂坂を越え出づべし。待ち受けて戦はんこと勝利少かるべし。道を違へて平久里へ赴き、長狭に於て勝山宮本の加勢を揃へて、義堯をやり過し、留守を窺ひ、久留里旗下共を討ち靡け、折よくば不日に久留里城へ取掛るべし。久留里に軍ありと聞かば、義堯取つて返さん。其の時、近國の從兵に久留里を押へさせ、吾は半途より打返し、義堯を中に挟んで攻め討たば、義堯敗北疑ひなし。其の時は、大多喜・萬喜は豫て稻村の屬將なれば、久留里をば棄てて義豊に加はるべし。先づ當城には剛兵を少し残し置き、國中出口々々へは番兵を籠め置き、第一には加茂坂を要害として、龍崎と楠に士卒を添へて守らせ、片時も早く義堯が手の行き違ひになるべきの道の積りをして、今晝より打出でん」と、大いに周章して用意あり。尤も、前日より心掛けたる事なれども、爾忽の出兵なれば、前駆備も定まらず。方々へ走り廻りて、大將の旗本に不構かけ出すもあり。宮本・勝山へも脚力

爾忽云々
原文の儘面縛せよ
原文面縛
せよ

を飛ばし、路次にて出合はんとの手筈也。斯りければ、先陣の兵具兵糧小荷駄等迄を後陣に續き待ち合せけるに、途中にて日暮れければ、暫く前後の勢を待ち揃へ、夜通しに山を越えて上總へ向はんと、六日の夜明方、漸く平久里近くに至る。先陣はや犬懸村にて久留里勢に行き逢ひたり。久留里の先陣は待ち設けたる拍子なれば、名乗り掛けて討つて掛る。稻村勢は此處にて出合ふべき計議に非れば、「こは何者の仕掛くる軍兵や」と、大いに周章して、餘りの事に防ぎ箭射べき心なく、唯人襖を造つて思ひの儘に射られけり。斯くて、朝日東天に耀きければ、久留里の軍將多賀・岩本の先手、一陣に駒駈け出し、「是は、久留里の城主義堯、親の敵義豊誅伐の爲、稻村城に向はるる所、無思掛此所に來ること運命の盡きたる所也。早く義豊名乗つて出で、面縛せよ」と呼ばはつたり。義豊を初め諸軍大きに肝を消し、早速可討向氣色もなかりし處に、中里源太左衛門金次、陣頭に駈け出で、「推參なる敵の荒言哉。義豊は輕々しく汝等如きに手向ふ將にあらず。斯く云ふは、中里源太眞田大學が率ふる強兵也。いで物見せん」と名乗り掛けて、先手の兵に討つて掛れば、後陣も一同に抜き連れて、五百餘騎、穂先を揃へて無二無三に突き出す。頃は天文三年四月六日の朝なれば、兩勢入り亂れて戦ふ刃の光朝日に映じ、犬懸の野山に咲き續いたる卯の花の露置く影に照り添ひて、目覺しかりける戦なり。斯くて、先陣後陣入り亂れ戦ひしが、動もすれば稻村方負色に見えければ、上總勢勇み進んで、「討てや、攻めよ」と競ひ立ちければ、防ぎ兼ねて、稻村勢は後ずさりに成りけるより、疊み掛けて討ち立つるに、「すは敗軍」と見えし所へ、中里源太・三浦半四郎・菅谷彌八・木曾兄弟ら取つて返し、大軍に割つて入り、八方無盡に駈け散し、寄手の兵を數多討ち取りければ、此の勢に避易して、寄手も颯と引きにけり。されども、件の五人は多勢の中に深入りし

三年原文
四年

て比類なき働きをなし、各々討死したりけるは、天晴れ由々しくぞ見えにける。斯くて、先陣の精兵討死しければ、残兵今は氣を落し、或は討たれ、或は刺し違へ、「今は是迄」と見限りて、討死する者も多ければ、残り少なに討ちなされたるを見て、大將義豊大きに氣を屈し、「今ぞ最期の時來れり。いざ敵陣に切り入つて討死せん」と、既に駒の鼻を立て直させ給ふ所を、堀内新左衛門轡に縋つて、「戰場は是に限るべからず。未だ加勢の宮本・勝山勢も不_レ打合。唯本城へ引き取らせ給へ。手筈を揃へて思慮を廻さば、如何とも成るべし」と、自身馬を引き戻しけるにぞ、手廻りの士も一同に引き退きけり。斯る處に、勝山の加勢百五十騎、道を違へて時刻遅れたりしが、此の時漸く押來り、味方の負色を見るや、早速抜き連れ、八方へ突き掛りければ、其の隙に、義豊公難なく本城へ引き取り給ふ。此の時、宮本勢二百五十騎大わらわに成りて駈け付け、乗り入れ、突戦しければ、城方少し勢を得て、新手を先に立て、又々火花を散して切り合ひけり。されども、寄手は多勢なり。切れども、突けども、少しも撓まず。勝山・宮本の加勢も支へ兼ねければ、陣中にて申し合せ、新手に後殿させ、大將の後を慕ひ、漸く引き取りけり。此の時、寄手は敵の敗北を見て関の聲を上げ、貝を吹いて味方を集め、更に隊を二つに分け、一手は府中川原に於て兵糧を遣ひ、士卒の疲勞を休め、一手は宮本・勝山を押させけり。斯る所に、加茂坂に出陣したる龍崎外記・楠六左衛門、此の合戦を聞き及び、加茂坂を引き拂ひ、城兵を引率して、一散に駈け來りけるが、最早軍は散じたるを見て、齒齧みをなし、「せめて一戦を試みん」と、府中川原に屯したる上總勢に挑み掛る。久留里の軍將、士卒に對して云ふ。「敵は大將諸共に本城に引き入りたるぞ。今、何を目前に軍せん。殊に彼の二人は新手と云ひ、猛勢なり。掛らば必ず怪我有るべし」とて、件の楠・龍崎が競ひ來る

俄に原文
爾忽に

を中を明けて通しければ、楠も、龍崎も、寄手は多勢、我には續く味方もなければ、「詮なき力立てなるべし」と思ひ返し、それより直に稻村城へ引き取りけり。斯くて、義豊公は本城に引き入り給ひし後、所々へ警固に出したる兵士をば悉く招集して、追手搦手と手分をなし、防戦の用意ありけれども、俄に思ひ立ちたる籠城なれば、取り亂したるばかりにて、更に手筈は合はざりけり。

稻村城没落。附、義豊公最期之事。

七ツ時一
本八ツ半

斯くて、同日七ツ時、寄手は追手搦手を取り巻き、関の音を嘯と上ぐるや否や、日頃案内知り得たる者多ければ、扉に打寄り、鍵鎌にて扉を破り、一時に込み入らんと攻めたりけり。城中よりは強弓を表に立て、降雨の如く射立てければ、真先に並ぶ輕卒二三十、忽ちに倒れけり。されども、多勢搔櫓を築き上げ押寄する。多賀藏人が従士真先に進みけるが、鎧よければ裏かゝず。曳々聲して攻め寄する。多勢のことなれば、討てども、射れども、怯まず、退かず。矢玉霰の如くなる中を、面も振らず追手の門先に詰め寄せ、新手を入れ替へ、攻め立つる。又、裏門へは山本播磨、日頃軍場に馴れたる剛兵を勝つて、一時に駈け寄せしが、城中より射出す弓矢の精兵、鐵砲の上手、表に籬の如く居並びて放しければ、流石の寄手射まくられて漸く支へたり。稻村殿矢玉を潤澤に籠められし事、此の節諸人羨み合へりとぞ。斯りければ、追手搦手多勢を以て七つより夜の四つ半まで、面も振らず攻めけれども、城兵能く防いで不_レ陥。此の時、搦手の軍將計略を廻らし、城中へ忍者を入れて、裏門の際に火を放つ。此の騒動に紛れ、搦手の寄手どやくと城戸を打割り攻め入りければ、是を敗北の初めとして、此所彼所より警固敗れけるより、表に並ぶ兵共、「矢も鐵砲も今は無益なり」と、無_レ詮方、刀を抜き連れ、

大門の左右にて防之。されば、寄手夜の半頃城内に込み入りければ、此所にも戦ひ、彼所にも戦ひ、上を下へと返したるばかり也。されども、城方には、今朝犬懸河原の合戦に究竟の侍數多討たれければ、此の時は目立ちたる強兵はなかりけり。偶々爰に名を知られたる兵士五六騎は、八方へ掛け合せて戦ひ、寄手をも多く討ち取りけれども、各々數ヶ所に手を負はぬ者なく、相残る兵共、「斯く城中に敵を入れては、防ぐべき術もなし。とても遁れぬ所なれば、城兵一固になつて、今一働きの軍を遂げ、せめてもの思出にせん」と、殘兵を集めんとせし處に、何時しか皆々逃げ散りて、城中には既に人なかりけり。「頼み少き人心」と、大將義豊公呆れ給ひ、「此の上は、潔く自害を遂げんもの」と覺悟し、奥の間に入り給ひ、近侍諸士へ最期の御暇をぞ申されける。諸侍は涙止め敢へず。「豫て申上ぐる如く、御運も是迄なれば、今更先非を悔いても返らず。唯御名こそ末代に残り坐すぞ。御最期悪びれ給ふな」と、皆一同に御諫めを申上ぐ。大將少しも御氣色變らず。「將の賢愚は終焉を慎むにあり。いかでか匹夫の刃に掛らん。唯、人無き境に頭首を隠し埋むべし」と宣ふ。眞田三河・鎌田孫六兩人詞を揃へ、「天晴れに候。吾々未來まで御手を執りて御供仕る。御名は少しも穢すまじく候」と述べ終り、「いざ」と一座を打立ちける人々は、宮本宮内、鎌田孫六、眞田三河、勝山隼人、大野宇兵衛、龍崎外記、楠六左衛門、本間刑部、安西民部、堀内新左衛門、木曾修理亮の諸人にて、此等何れも其の勇名を他國迄も知られたる豪將也。一同必死の覺悟にて最後の決戦を試み、「後代まで敵兵の語り草にさせん」と、手勢漸く百騎ばかりを率し、各裏門より躍り出で、狐塚に陣取りたる義堯公の本陣へ一度に嘯と押掛けて、鬨の聲をぞ上げにける。寄手本陣の先馳けは萬喜黨なれば、同じく鬨を合せて、刀の切先を揃へて切つて出で、件の城兵を中に包んで戦ひけり。

精力原文
勢力

されども、城兵多勢が中を駆け破り、手負死人を跳ね越え、乗り越え、死物狂ひに働けば、寄手多勢なれども之を討ち留め得ず。即時に四十騎ばかり討たれけるより、四五町程も引き退きたり。萬喜少弱は、最前より八方に散つて戦ひしが、城方敗北に見えければ、勝ち誇つて本陣に歸りし所に、此の體を見るより、一手に勢を作つて、件の猛勢に渡り合ふ。此の時、御旗本の勇士等忽ち氣を得て、「新手なれば一揉みに」と、取り捲き、討つて掛る。流石小勢の城方、多勢に再び圍まれたれば、精力も盡き果て、「最早最期の際なり。いつ迄斯くて有りなん。吾々が供せよ」と、得物得物を持つて、八方を打巡り、又、切り抜けて、味方を顧れば、僅に二十騎には足らざりけり。兎角する中、明方に及びければ、寄手思ひの儘に込み入り、城に火を掛けたければ、折しも魔風起りて炎を吹き立て、さしもの一城即時に焦土となり終ぬ。哀れなりける落城なり。大將義豊は、城中へ亂入せし寄手に、自身突き掛りて防戦し給ひしが、數ヶ所に御疵を負はせ給へば、片息に成りて、城の後の山へ引き退き給ふ。此の時、城に火掛りければ、「今は是迄」と、最期の用意まし／＼ぬ。眞田・木曾兩人は、是迄御傍に侍りて戦に外れたりければ、無念にや思ひけん、義豊に向ひ、「君は此處にて御腹召さるべし」と、御暇申上げて、義豊をば鎌田孫六に託し、追ひ來る寄手を切り拂ひ、狐塚まで一揉みに切り出で、「木曾・眞田爰に在り。千騎に一騎對すべし。いか程多勢なりとも、今手並を見せんもの」と、件の勇士、戦ひ疲れたる場迄切り立てけるに、後には寄手も身を開き、手差す者も見えざれば、誠に一騎當千とは斯る者をや云ひつべし。其の際に、鎌田孫六は、君をば山蔭に誘ひ參らせ、心靜に御腹召させ給ふを、懇に介錯仕り、御首をば地中深く隠し置き、其の身「今は心安し」と、本陣近くまで馳せ付け、木曾・眞田に向ひ、「君は生害まし／＼たり。いざや、

云ふ一寺を建立あり。御戒名高岩院殿翫月長義大居士。此の時、義豊公の北の方は鳥山左近入道時貞の女なり。時貞は南條に居住し、後には稻村城へ移り、是も同日討死なり。北の方は、局松尾が宿に坐せしが、同日自害し給ふ。一溪妙周と法名す。乳人其の歸依僧を招き供養して葬之。此の時、乳人も落髪して久忍と名付け、其の後一溪寺を建立す。小倉修理介定繼は、倉女を伴ひ、其所とも知らず山傳ひ、夜すがら歩み行く程に、夜もはや明けければ、草刈り童に行き逢ひ、「爰は何所」と問ひけるに、「長狭と丸の堺なる大猪山、黒瀧、摺森、あれなる流は黒瀧川と申す」と教へければ、定繼歌に、

大猪山墨摺森に置く露の流れて落つる黒瀧の淵

斯る處に、夏山の茂り草深の中より、荒れたる猪飛び出で、一散に向ひ来る。定繼「心得たり」と身を外し、取つて押伏せ、藤蔓を以て、くるくると縛り付けて、又歌に、

山住みの身は黒瀧の流れくむ大猪も鹿も馴れて友達

と詠じければ、彼の猪涙を流し、感情の體に見えければ、定繼涙を流し、「危難に逢ひて苦しむは、猪鹿も我も同じ。鬼神も感ずるとは是をや云ふべき。畜類さへ猛威を止めて首を垂る。感情餘り有り」とて、則ち蔓を解き放ちやりければ、猪は悦ぶ色見えて、三度うなづき跪き、山路深く逃げ入りけり。其の日も暮方に及ぶ迄、山路を辿りて、入相の頃麓に下り、賤の家を借りて暫く休みけり。七日の月の幽かみかに差し入りけるを見て、倉女の歌に、

黒瀧の墨摺森の影なれや木の間の月は洩るゝものかは

安房志に

感情の體云々原文のまゝ

は「木の間の月の洩るるものかは」

安房志に「は秋またに來る尾花ほのめけ」

又、定繼が歌に、

黒瀧や墨摺森の影なれば烈しき風も餘所にのみ聞く

斯くて、黒瀧と云ふ里に蟄居して、妹倉女を平産させけり。男子なれば文太と名を付け、定繼が實子と云ひ觸し養育す。後に小倉越前守貞通と號す。倉女は産後の病氣重く遂に死す。倉女辭世あり。

小倉山麓の薄枯るゝともまた來ん秋の尾花ほのめく

其の後、小倉修理亮定繼浪人して居けるが、義弘公の御代に被ま召出、昵近す。此の段、「里見天文記」、「義豊傳記」に有之と、小倉日記に見えたり。

房總里見誌卷第五

義堯公法體之事。

斯くて、稻村城滅亡しければ、里見權七郎義堯公は居城久留里に御歸座有りて、兩國一圓に守護し給ふに、元より慈惠仁政にて坐せば、兩國は云ふに及ばず、下總の國侍民家まで靡かずと云ふ所なし。上總介と號し、後には刑部大輔と受領有りけり。奥方は萬喜少弼の御女にて、享祿三年に御男子御出生あり。是を後に左馬頭義弘公と申し奉る。天文三年稻村落城の年には、此の君五歳にならせ給ふ。今年十月の頃に、義堯公近境の城主家士を集められ、仰せ出されけるは、「吾熟々身上往事を考へ、法體の望みあり。治國の守りは、自今、方々へ殊更

房總里見誌

賢一本堅

謙退原文
嫌退
せられ給
ふか原文
なかしむ

憑み思し召す」の由、思慮ある體にて宣へば、並み居たる者共肝を消し、目を見合せて不審すと雖も、一言發する者なし。時に、加藤伊賀守餘人の辯を待たず申すは、「御賢慮恐らくは誤にて候か。何を以て斯く忌々しき事に及び給ふや」と云ひければ、義堯公云ふ。「予深く思ひて、假初の思惟に非ず。更に諫議有るべからず」と仰せければ、萬喜を初め、加藤・山本等も詞を揃へ、「臣等愚意に能はざれば是非の境は知らず。併し、先づ近き憂を申さん。御嫡未だ幼弱に坐せば、國務全からず。今干戈治ると雖も、國家は風前の燈の如し。諺にも千騎の士卒は得易く、一將は求め難し。又、天下は一人の天下にあらずとは、君上の萬民を憐み給ふ金言ならずや。城將數多ありと雖も、一將の賢に據る。これ君は要なり。諸卒は扇の骨なり。骨は折れ易く、又、繕ふに易し。要は一箇碎けて萬卒破る。これ大將の御勤ならずや。何を以て斯る御諛候や」と、涙と共に諫言申しければ、義堯公曰く、「方々、國の守りを克くし、政に怠りなく、殆ど國治り民安し。これ臣等の忠功に據る所也。仍て、今又國政を憑まんとす。然れども、臣等が諫議黙止難し。此の上は、今の如く予國政を執り、干戈共に指揮せん。併し、思ひ付いたる事なれば、法體の念慮は逐ぐべきなり」と宣へば、加藤又云ふ。「君國政に與り給ふとも、法體に坐しては武威輕きか。且、先人不吉の例多し。昔を申さば、平清盛・高時入道等、これ武の行儀を苦しみ、世を遁れたりとして法體す。實の法身に非ず。されば、悪行月々に募り、我慢日々に増し、家國共に亡ぶ。又、大將の位威の高きを不好み、自己謙退して法體す。昔に多田滿仲、近くに北條時頼、各末を善くせず。恐れながら考覽有るべし。君今御年未だ壯年にも至らせ給はず。何を不足に苦提して發心せられ給ふか。これ不審多き所なり。御嫡の爲、國家の爲、同じくは御止り候はば可然候」と、衆口一同に諫諭申上げければ、義堯公眼色に愁

たりし後に原文として

不俱戴天
原文俱不

を催し、やゝ黙然たりし後に仰せけるは、「臣等吾が心を知るまじ。予今政務に倦み、國家を棄てて佛門に入るに非ず。吾多日の思念を述べん。抑、義豊は當家の嫡に生れて、予は庶子也。義豊誤つて同姓の睦を忘れ、父兄等に等しき伯父を弑す。これ宿因の然らしむる所か。予却て妄執を傷む。雖然、國家の戒と云ひ、不俱戴天の義、黙止難く、家嫡たる從弟を討つて、國家を掌握す。これ予が謀るに非ず。天道の自然なり。若し今、義豊他門に在りて、報讎の思ひ深きに至らば、國亂騷戰の基と成りて、爲之愁也。義豊不義にして亡び、親族報讎なきを以て國治り家安し。然れども、天道は惡し之。同姓にして争又は對先祖不義に非ずや。惟之、憚彼、法體せん事を欲す」と宣へば、諸士は君の御貞心の程を感じ、各涙を流しけり。其の後、法體ならしめ、里見入道泰叟正伍沙彌と號し奉る。御年今二十三されども、義弘未だ幼弱なれば、自ら國政を執り給ひ、諸城を指揮し給ふ。領國の城々、先づ大多喜に正木大膳大夫、勝浦には正木左近、池和田には多賀藏人、萬喜には土岐少弼を置いて、下總巢田の押へに正木・萬喜を置き給ふ。相州小田原の目付には、鳥山左近、木曾左馬介守之。扱又、稻村落城の後浪人せし龍崎、菅生、安西を味方に招かれ、海邊の陣屋どもを守らせ給ふ。

相州小田原北條家之事。

的敵原文
のま

爰に、相州小田原の城主北條茂氏より連続して、武功秀で、其の威東國に振ひ、軍を出しては、磐石の卵を壓するが如く、楯突く將も無りしが、「里見家をも幕下に屬せん」と、度々戰有りしかども、里見一度も負をとらず。されば、總州小弓御所は、里見より後見して、是も北條との敵なれば、時節を見て房總を押し倒さんと謀る。此の北條家の濫觴を尋ねれば、伊勢新九郎茂氏と云ふ人あり。後には北條早雲宗瑞と改號す。住國は山城國宇治

の人也。此の人京都將軍家に出でて仕官せられし其の由來を聞くに、昔、伊勢國に伊勢守平氏貞と云ふ侍有り。是は平氏の流にて、小松内大臣重盛公より十五代の後胤たり。國名を字の上に置く事、侍の名譽と云へり。其の頃、京都公方家に、御若君數多出來給ふと雖も、短命にして十にも満たず。皆逝去し給ふ。是を歎き思し召す所に、御夢想に、「公方の御先祖平氏を悉く亡し給ふ其の報いに、御息長命ならず。天下に由來ある平氏を召し寄せ、執權となし政を執らしめば、御息長命たるべし」と、夢覺めて感悅斜ならず。天下の平氏を尋ぬるに、「伊勢守に如くはあらじ」と、伊勢守を召し上せられ、家の子と定め、天下の政事を執らしむ。それより御子孫繁昌に榮え給ふと云々。中古にも此の類ありき。鎌倉の笠井が谷は、北條時政の屋敷、代々北條家居住す。相模入道高時時行に没落す。以後源尊氏公鎌倉に坐して、御威光逞しかりき。然る所に、當家に種々の怪異出來す。「これ只事ならず」と、占方に尋ね給へば、「往昔亡びし平家の亡魂ども恨をなす」由、申すにより、高時が屋敷跡に寶戒寺と云ふ寺を建立し、多くの平家の亡靈を弔ひ、高時を德崇權現と號し、此の寺の鎮守と祝ひ給ひければ、扱こそ怪治りぬ。されば、伊勢守執權の時節、駿河の國主今川五郎氏親京都へ上り、公方へ御禮申し、下國に到りて、伊勢守の息女を申請け我が妻とし、伴ひ駿河へ下り給ひぬ。其の伊勢守子息を駿河守照康と名付け、昭康の嫡子を太郎貞次、次男を新九郎氏茂と云ふ。二人の息いづれも京都公方の仕官也。然るに、公方御他界ありければ、新九郎は御暇を乞ひ、關東へ下向す。されば、今川氏親は、新九郎が爲には伯母の夫なれば、新九郎は駿州を志して下る所に、朋友此の由を聞き、「同道せん」と、荒木兵庫頭、多目權兵衛、山中才四郎、荒川又次郎、大道寺太郎、左竹兵衛尉、伊勢新九郎都合七人也。駿河に下向し、今川氏親と新九郎縁者たるを以て、今川家に

相模入道
以下説文
あるが
意不通

止る。義元親父の時代也。其の時分、今川家に謀反の侍多く有りしを、早雲武略を以て悉く退治し、七人の中にも早雲は今川が縁者と云ひ、文武兼備の智將たれば、諸士擧りて尊敬し、殘る六人も、後には早雲の家老となり、早雲は伊豆と駿河の境なる高國寺に在城あり。其の頃、兩上杉と云ひて、上州・相州に居城在つて、關東諸士の棟梁たり。然るに、兩上杉の中に不和出來て戰あり。扱又、堀越の御所と號し、伊豆の國北條に坐す。外山豊前、秋山藏人と云ふ二人の家老あり。佞人の讒に仍て、此の兩臣を切腹せしめ給ふ。此の儀に付、伊豆の國騒ぎ、諸人の心靜ならず。早雲高國寺に在りて此の由を聞き、「これ天の與ふる所也」と、延徳年中に、人數を催し、夜中に黃瀬川を取越し、北條に亂れ入る。御所は「思ひの外」と驚き、遙に落ち行き、大森山に逃げ入り給ふ。早雲は北條に旗を立て、近邊の民屋に放火し、猛威を振ひければ、此の勢に恐れ、三津の松下三郎左衛門尉、江梨の鈴木兵庫介、大見の三人衆と號して、梅原李右衛門、佐藤四郎兵衛、植村玄蕃允、是等の者在々所々に在りて名を得たる侍、急ぎ馳せ來て、早雲幕下に付き、「時日移さず御所を亡さん」と、大森山へ攻め上る。御所は山を下り、會下寺に入りて切腹し給ひぬ。此の威勢に恐れ、土肥の富永三郎左衛門尉、田子の山本太郎左衛門尉、雲見の高橋將監、妻良の村田市之助など云ふ侍共、悉く來りて降人と成り、伊豆一國は三十日の中に相違なく治りたり。仍之、件の侍ども、氏直時代まで其の在所を知行し、居住す。然るに、新九郎北條と名乗る事、北條の由緒有りて、系圖を渡さるとも云ひ、三嶋大明神の靈夢の告とも云ふ。扱又、早雲とは、仔細有りて若年より名付くと云へり。明應の頃、相模を治めて後迄も、伊豆の葦山に在城故、伊豆の早雲と遍く云ひ傳へたり。此の人相州の主たる由來を聞くに、長享の頃、關東の公方左馬頭源政氏公鎌倉に坐す。是は左兵衛佐成氏永壽殿の

御息、持氏公より三代の後胤なり。其の頃、山内の顯定、扇谷の定正、此の兩上杉は、關東の奥迄の武の棟梁也。然る所に、定正の長臣長尾四郎左衛門尉景春は謀反を企て、主従分れて弓箭を取り、剩へ、兩上杉の中不和にありて、諸國亂れ、合戦止む時なし。其の時、駿州高國寺城主伊勢新九郎氏茂、或夜の夢に、「大杉二本有りけるを、鼠一つ來りて喰ひ折る」と見て覺めぬ。新九郎心利發なるを以て、頓て悟り、「我は子の年也。兩上杉を伐り倒すべき天の告げと知れたり」と、自ら夢を得心し、「上杉を亡さん」と思慮を廻らし、初めは相州上杉修理大夫定正と組し、山の内分國伊豆を延徳年中に切り取り、後には上州の上杉民部大夫顯定と一所に成りて、扇ヶ谷殿の領國相州小田原城に大森筑前守居たりしを明應の頃乗つ取り、永正九年八月、三浦介道寸が相模岡崎の居城を攻め落し、鎌倉へ討ち入り、同十五年七月、三浦の新井城に道寸の子荒次郎立籠るを亡す。早雲子息氏綱は、伊豆の韭山の城にて誕生すとも、又は、京都よりの子とも云ふ説有り。氏綱家を繼ぎ、早雲は永正十六年八月十五日病死す。大永四年正月、管領上杉修理大夫朝興が武州江戸の居城を氏綱攻め落し、再興して氏綱在城す。朝興は同國河越の城に移る。同六年八月、里見と三浦に合戦す。天文六年七月、氏綱河越を攻め落す。其の頃の公方晴氏公、是は高基公讚光院殿の御子也。又、下總の領主小弓御所義明、是は政氏公の二男にして、古河と不和に坐せば、古河より氏綱を御憑みに依て、氏綱其の子氏康、古河の御味方申し、氏綱の女子氏康の妹を、古河晴氏公へ妻せ、縁者と成り、氏康の代に至りて、古河の御所をも倒し、管領上杉憲政をも追討し、後には武藏・上野・下野・上總・下總、又、駿河・信濃・常陸まで城々を攻め落し、希代の武家と世以て沙汰しけり。北條五代記。管領記。

於三鴻之臺小弓御所没落之事。

下總古河
原文野州
古河

關東管領記に云ふ。天文七年戊戌春、當時關東公方は下總古河の古河御所晴氏公也。彼の御所より使節を以て、慇懃の上意にて相州小田原へ被_レ差下_レ、北條氏綱を御憑みに曰く、「頃年、上總國小弓住人足利左兵衛佐源義明、獨身の力量、一分の才覺を以て近隣を押領し、東國に横行す。終に嫡流に別心し、おのれ關東の公方と成らんと企て、古河に敵對して専ら逆心を巧み、其の逆威追_レ日盛にして、諸侍彼の謀反に與する者鮮からず。これ偏に當家の怨敵、坂東の國賊なり。彼の者未だ兩總の二州を領し、勢微なる時、北條氏早々分國の大軍を催し、義明を退治し給ふべし」と云々。氏綱則ち畏り存ずる由、御請申す。于_レ時、間宮豊前守、池田民部丞、大田等氏綱を諫めて申す様、「今、當家上杉に敵し、且又、小弓御所に向ふは、三方に戦起りて、何ぞ勝利全からんや。早く小弓殿を取立て奉り、關東の公方と仰ぎ、上杉并に古河の御所をも退治せられ、當家管領に任ぜられて可_レ然_レ」の由、申述ぶと雖も、氏綱承引に不_レ及。「小弓の御所は、これ強力の武將と云ふとも、無道にして人望に背く事多し。就中、眞里谷入道閑無二の忠功を盡す所に、小弓殿讒言を用ひ、閑無を殺さる。閑無忽ち怨靈となりて形を顯し、是に當る者皆以て頓死すと云ふ。今又、古河の公方に向つて、惣領に敵し、弓矢を引き、國家を覆さんと謀る。其の餘の惡逆無道數を知らず。これ天道の惡む所、運命の盡る期也。早々小弓追伐の事有るべし」とて、同冬十月四日、氏綱・氏康兩大將、軍兵都合貳萬餘人。先陣は松田、志水、狩野、笠原、二陣は遠山、多目、荒川、山中の面々也。小田原を立つて總州へ赴く。先づ武州江戸に着陣す。小弓御所義明は、同御曹子祐家卿、并に義明の御舍弟基頼、此の外、里見左馬頭義弘私に云ふ。此の時義弘御幼稚故に軍立なし。然れども義堯公御法體以後は、義弘公を大將と御觸れ有りし故如此。

房總の勢一萬餘騎を率し、「北條を防がん」と、下總國鴻ノ臺に出張し、武總の境市川を前に當て、段々に備を立つ。北條勢も江戸を立て、彼所に出合ひ、双方互に合戦を期して陣を張る。其の夜、敵味方軍評定し、北條勢夜中川端へ詰め寄り、明くるを待つ。夜既に黎明に及んで、小弓の先陣椎津隼人、堀江、村上、鹿島、郡司頻りに御所に使を遣し、「味方川を渡し、敵軍を撃たん」と請ふ所に、御所義明不用之。唯「敵に川を越させ、近々と來らせ、一同に可討取」と下知して相待つ。仍之、堀江・村上、其の意を不_レ得して、鬱恨し、唯「討死を遂げん」と議す。時に翌五日の拂曉、氏綱の總軍一同に川を渡し、小弓方の椎津・鹿島一戦に打負け、悉く敗北す。椎津隼人痛手を負ひて、其の死生を不_レ知。里見・逸見の軍兵、矢を放つて防_レ之。小弓御曹子并に基頼、其の手勢百六七十、北條方の伊東、朝倉、桑原、石卷の勢と合戦し、小弓方又敗北し、御曹子討死し給ふ。基頼は死物狂ひに敵を討つ事十餘人に及び、精盡き、力屈し、遂に討死し給ふ。北條方山本兵庫組討にして其の首を得たり。御所義明其の日の裝束は、赤地の錦の直垂、桐の胴の裾金物、龍頭の甲を着し、面影と云ふ大刀三尺三寸、これ來太郎國行が作也。法成寺の長刀持_レ之、鬼月毛と云ふ馬に乗り、其の出立威有りて猛く、見る者遠近不_レ恐と云ふ者なし。相従ふ者も傍を拂つて見えけり。佐々木少輔次郎等の手廻の士廿四騎、左右に列し、敵陣に駈け入り、其の勇猛威力を振つて、四角八面を追ひ拂ふ。北條方は是に當りて命を殞すもの數多し。安藤太郎と云ふ者、大力の士なり。御所を目に掛け、切り掛る處に、御所長刀を振り上ぐると、忽に安藤二つに切り殺さる。其の外、三人を同じ場に薙ぎ伏せ、暫く高き丘に上り息繼ぎ、敵陣を見渡し給ふに、北條家の諸士、彼の御所に追ひ散され、傍に近付く者なし。爰に相模國の住人横井越前守、其の頃は新介とて若者、關東無双の強弓

被官管領
記には同
心とある

也。御所を見知り、傍より狙ひ近付き、忽ち射放しければ、遂に義明を射倒しけり。松田彌三郎走り來りて御頭を賜はる。其の時、御所方の多勢横井を取り巻き、横井既に危き所に、被官小林平六左衛門等能く働いて敵軍を追ひ拂ひ、是も圍を遁れたり。義明の郎黨佐々木四郎、逸見八郎、佐野藤三郎、町野十郎以下數十人、大將と一所に討死す。此の外、逸見山城入道高聲に其の名を名乗りて、多勢に割つて入り、敵數多討ち取り、同じ場に討死す。小田原方山中修理進其の首を得たり。其の外房總の軍士火花を散して挑戦し、残り少なに討死す。中にも里見義堯入道は從兵を雁行に並べ、氏綱が旗本掛けて切つて掛りけり。其の競勢の烈しさに、大軍一度に蜘蛛の子の散る如くなりしが、流石多勢の事なれば、又備を直して里見の中に取り籠め、八方無盡と攻め立つれども、里見方の剛勇共必死に成りて戦ひければ、北條勢攻めあぐみて見えけり。されども、多勢を相手の事なれば、大いに戦ひ屈し、或は討たれ、或は敗北し、主從漸く五十騎ばかりになりければ、「今は是迄」と、大軍を切り崩し圍を遁れ、東の山際を指して、上總山へ引き取り給ふ。北條は合戦大いに勝利を得て、凱歌を行ひ、悦び小田原へ歸陣す。

上總國椎津城合戦之事。

斯くて、小弓御所滅亡して、下總の小弓領皆北條の有と成り、上總も半は北條の領地となり、里見家甚だ威を失ひ、無念の月日を送られけり。北條氏綱は、天文十年の夏の頃より、違例逐_レ日不快。遂に七月十九日小田原城にて卒去。嗣子新九郎氏康家督を繼いで、左京大夫に任ず。氏康父祖に劣らず、武力過しければ、武相上越上總も自然と北條へ阿_レり屬する色見えけり。中にも椎津城主眞里谷信政と云ふ者、豫て小田原へ心を通じ、折々萬

籠勢原文
のまゝ

上越原文
のまゝ

喜少弼を語らひ、「小田原勢を攻め入らせ、椎津萬喜が裏切りして里見を滅させん」と、巧みけるこそ無道なれ。萬喜思慮を廻らし、上べは眞里谷と一味の體にて既に謀を語り、椎津より小田原へ内通しければ、氏康息氏政に軍將五頭下總に押出し、「先づ椎津と萬喜とへ軍賞の約諾有らん」とて、「今度一味同心の褒美に小弓殿の知行半分宛て行はん。出精有るべし」と、則ち證文を出しけり。椎津は件の證文を萬喜へ送りけり。萬喜は智將正直の性質なれば、思慮すらく、「義弘は孫、義堯は掣也、子也。其上、義弘は小弓殿の掣なれば、君臣の禮いかでか報せざらん。信政吾を一味と心得て密事を明す。これ幸ひの謀なり」とて、敵に組する返答して、件の評議一々正木・安西に語りければ、兩大將へも申通し、用意尤も細にして、所々に手分要害の地利を構へ、斯くて「敵の勢微なるを討つ事故實なれば、先づ信政居所を打破らん」とて、天文二十一年壬子の十一月四日、椎津の城に押寄せ給ふ。大將は義弘、今年廿三歳也先陣は正木大膳大夫・土岐少弼、後陣は池和田・安西・房州勢を引率し、其の勢三千餘騎、椎津の城を取り巻き、関をどと上げたりけり。此の時、椎津には小田原より警固用心の爲とて、勢千人ばかり置きけるが、「斯く寄する可し」とは、夢にも知らず。案に相違の事なれば、大きに周章し、防戦の教令も定まらず。備も立たず。無二無三に防矢を放し、或は打出しけれど、元より合戦に馴れたる里見勢、物の數ともせず。城中より打出づるものは射伏せ討ち取り、散々に攻め付けければ、防ぎ飽んで見えけり。寄手は競ひ掛けて、「唯一時に攻め取らん」と、總軍鶴翼になりて押寄する。城方に名を得たる侍には、第一武田左近、同四郎次郎、同丹波、二陣に眞里谷源三郎、同宇右衛門尉、同左京、高山左門、西川彦六、究竟の勇士揉みに揉んで防戦しけるが、枕を並べて討たれけり。北條方の付人志水丞、從兵百騎ばかり何れも名譽の者なりしが

俄の事にて軍令も無かりければ、はかなくしき手柄もなく、皆討死しけり。此の合戦、今朝辰の下刻より始まり夜の五ツ迄、息をも繼がせず攻めかけ、城兵二千餘にて籠りしが何なく亡されて、今は人有りとも見えざりけり。此の時、萬喜の手にて西野、山口、原田、金澤を討ち取りけり。信政今は詮方なく、おのれと城に火を掛け、腹掻き切つて死したり。此の軍に城方一千三百人死人有りとぞ聞えし。斯くて、殘兵小田原へ逃げ歸りければ、里見方勝鬨三度行ひ、悦び勇み退陣ありけり。是より以後、上總の一國は云ふに及ばず、下總までも里見の下知に屬しけり。是は去る十九年以前、小弓殿没落の刻、取られし所領までも二度御手に入る。「目出度き御武運なり」と、四民一統に喜悅す。「是全く萬喜・正木の武功智略の爲なり」と、君も賞勳まし／＼けり。軍談記。里見九代記。

古河晴氏與北條氏康爲不和一事。

去る天文十五年の夏、武州川越に合戦あり。其の由來を聞くに、駿河國守今川刑部大輔源義元の領内同國長久保の城を、北條氏綱政め取り、人數を籠め置くを以て義元怒之、上杉兵部少輔憲政と一味し、多勢を率ゐて長久保の城を可_レ攻由申通じ、義元は長久保を攻め、憲政は武州川越を攻め取りて直に相州へ亂入し、相共に北條氏を可_レ退治と云々。仍_レ之、憲政關東諸國の軍兵八萬餘騎を率し、武州に亂入し、川越の城を取り巻き、憲政本陣の旗は砂窪と云ふ所に令_レ立。川越の城主は北條左衛門大夫綱成、是本苗福島氏、第一の老臣近國無双の剛の者也。僅三千の人數を以て當城に籠り、寄手の大勢を防ぎ守りて氏康の後詰を待つ。時に、古河御所晴氏は、氏康の妹掣なるが故に、上杉北條和睦の儀を取扱はれ可_レ然所に、上杉憲政より難波田彈正忠、小野因幡守を以て相述べて曰く、「此の度、氏康申上ぐるに任せ、上杉北條兩家共に公方には合力あるまじきの由、世以て風聞仕

候。是尤もの様に候へ共、北條は一世の御縁者也。上杉は御先祖基氏公以來代々の御執事重世の君臣也。然らば、當家へ御合體ありて、關東再び平治に歸せん。公方を尊敬し奉りて、上杉元の如く管領を勤め、君臣繁昌の儀、奉_レ庶幾_レの旨、辯舌を以て申送る。晴氏朝臣は、初め和平の儀を取扱はれしと雖も、氏康方より「北條上杉皆以て公方の御家人なり。何も御最眞御合力の事有_レまじき」由、言上せしむるに付、此の儀既に御同心有_レ之所に、今又、上杉色々賺し申すに依て、晴氏公忽ち北條契約の變替あり。俄に上杉憲政方へ御一味ありて、川越表御出張あり。城中への兵糧運送の道を塞がれけるにより、城兵悉く迷惑して、或は相州へ加勢を乞ひたり。北條氏康八千の人数を率し、小田原を出でて川越表へ後詰の處に、先立つて左衛門大夫綱成が舍弟福島辨千代を差遣し、「氏康唯今後詰する所也。城中氣力を屈せず、いよく以て堅固に可_レ防」由、左衛門大夫方へ云ひ遣す。此の辨千代今年十七歳、氏康寵愛の少年也。數萬の敵軍の中を紛れ通り、城中へ入りて此の事を兄綱成に申渡す。誠に以て希代の勇士と風聞す。城兵木村平藏と云ふものはを見知り、城中へ引き入れけり。此の注進を聞いて城兵氣力を増し、勇み進み防ぎ戦ふ。氏康又諏訪右馬介を以て晴氏公に言上して曰く、「城中勢力盡きて糧薪盡き果て候。城兵が一命を助けらるれば、氏康永く御旗下に罷り成りて、城を獻上可_レ致」由、及_レ上聞_レと雖も、御承引更になく、「氏康此の城を不_レ獻といふ共、近日落城に及ば、味方に可_レ參也。然らば終に氏康退治の事、其の時刻不_レ可_レ相延_レとの御返答也。然る間、氏康又上杉方の小田刑部少輔政治が陣代菅谷隱岐守を頼みて、憲政へ申送るは、「當城主綱成が一命を助けらるれば、川越城を明け渡し、上杉北條和睦せしめ、相共に公方を守護して關東無爲の謀を相談申さん」由申送ると雖も、憲政大軍を鼻に掛け、北條悔いて曾て以て許容に

及ぶ事なし。今日四月廿□日、公方方上杉兩陣への使節往反に氣を緩め、大軍働きを支へて合戦もせず、相怠る。其の後、北條方より笠原越前守を以て忍んで敵陣へ遣し、油斷の體、懈怠の様を相窺はせ、其の夜子の刻、氏康自分先を駈けて、八千餘騎を率し、砂窪へ夜討して、憲政の陣を切り崩す。上杉勢油斷の所、不意に切り掛けられ、周章で騒いで戦に不_レ及、悉く敗北す。難波田入道子息隼人介、勢野義入齋、上杉朝定共に討死す。小野因幡守、本間近江守、倉賀野三河守を初め、上杉勢討たるゝもの數知らず。手負死人恰も算木を散すに似たり。憲政忽ち合戦に打負け、終に上州へ逃げ行く。氏康尙跡を慕ひ追ひ掛くる處に、郎等多目周防守諫言を加へて制止し、諸勢を纏め一所に集む。城主左衛門大夫綱成城を開いて、古河の御所晴氏の陣を切り崩す。晴氏敗北あり。上杉家の老臣大石源左衛門、藤田右衛門佐等悉く降參して屬す。氏康今度の夜軍北條家無雙の勝利にして、討ち取る所の首其の數三千餘級と云ふ。氏康の智謀世擧げて賞美す。此の時より、氏康と古河御所御手切れなり。「御所縁類の陸を捨てられ、今度北條に御敵對の儀、御思慮なきのみならず、道理に背くの由なり」と、唱説少からず。憲政は敗軍の後、勢追_レ日減少し、上杉の滅亡近からん。云々。管領記

憲政逃_レ去越後_レ景虎を頼み姓名を讓る事。

天文廿年の春、北條氏康多勢を率し、上州へ發向して上杉の一家を倒し、憲政を討ち取るの由、關東に風聞す。是近來憲政度々合戦に打負け。然れども先敗の恥を雪がん事を不_レ思寄。淺智暗將にして、晝夜遊樂に耽り、且暮酒色に淫して、治國安民の政を忘れ、敵國蜂起の患を増す。仍_レ之、上杉家分國諸侍萬民、憲政の下知を背くもの多し。然る間、譜代の家臣には野村兵庫、筑後左衛門尉を初めとして、國人は由良、白倉、成田を先とし

稱せらる
原文稱す

て、一手の大將拔羣の勇士等、過半北條へ降参し、上杉家甚だ以て無勢に成り終りぬ。且又、菅野大膳、上原兵庫兩倭人憲政の寵恩を蒙り、不_レ斷傍に在りて邪路に陥らせ、忠臣を讒し掠む。此を以て上杉家年々勢微弱になり、更に一分を立て難し。仍_レ之、憲政防戦叶ふべからず。身を寄すべき方無き故に、隣國越後國主長尾景虎を頼まる。景虎は父六郎爲景不義を企て、主君上杉房能を討つて後、天罰を蒙り、越中にて土民一揆のため討たれ、天命を失ふ。景虎は、其の頃十三歳にて家督相續、武勇合戦の道に長じ、剛強壯健の士、近代無双の英雄と稱せらる。且又、先祖彈正少弼より世々上杉の被官として、たとひ爲景一代は不慮に逆心たりと雖も、重代の恩顧何思ひ出さざらん。景虎殊に義士の名あり。是偏に據所として可_レ頼人也とて、築田中務丞を中人として、憲政こんたんを盡して景虎に與讓すべしと、早々景虎を頼み、「今日より上杉の氏姓、并に關東管領の稱號を景虎に讓るべし。早く坂東の諸士、先亡の餘類を驅り集めて、當家怨敵北條の類を退治せられ可_レ賜。生前の念願此の事に過ぐべからず」と云々。景虎漸く承知して、「誠には關東の大事、當家名譽何事か是に如かん。某不肖の身として此の一大事を請負ふ事、身の分限不_レ知に似たりと雖も、大義の係る所、黙止すべきに非ず。嚴命の重き事差し置き難き所也。此の上は一命を足下に参らせ、寸志を關東草創上杉再興の義に盡して一度當家反復の功を立て申さん」と、堅く以て約諾し畢る。仍_レ之、憲政は上州平井城を逃げ去り越後へ没落し、景虎が館に身を寄せ給ふ。景虎今年二十二歳なり。若武者ながら武勇を以て重代の主君に管領職并に氏姓を與讓せられ、「寔に以て家の榮花、身の面目、何事か是に如かん」と悦び合へり。又曰く、此の時重代寶物天國太刀を景虎に授け、天後には上野一國を景虎に領せしめんと約す。文廿三年の春、尾州勝幡城主織田三郎信長、相州小田原と一味す。仍_レ之、信長が仇敵駿州府中城主今川義元の

瀬名は瀬
古の誤か

縁者甲州武田晴信兩將、北條氏康に敵戦し、同二月下旬駿州梶間、新屋川邊に對陣し毎日迫合戦あり。時に同國瀬名の善徳寺、府中の臨濟寺兩僧取扱ひ和睦せしめ、仍_レ之、氏康嫡子氏政を晴信の掣として、義元の長子氏眞を北條氏康の掣とす。

古河御所晴氏生捕られる事。

同年の秋、古河御所晴氏又御謀反。是前年上杉憲政御一味に仍て氏康へ敵對申すと雖も、近年和睦して、氏康より時々使節を奉り崇敬し、禮儀を厚く行ふ所に、今秋又御別心あり。此に於て、氏康大いに憤を起し、同月四日古河城に押寄す。先陣は武州江戸の城主遠山丹波守、城方には一色、二階堂、築田、沼田等防戦すと雖も、多勢に不_レ相叶、終に古河落城して晴氏を生捕り、籠輿に乗せ奉り、小田原へ歸陣し、晴氏公をば相州波田野に蟄居なし、番兵を附けて稠しく守護す。是晴氏北條家とは御縁者たれば、長く睦じく致すべし。上杉憲政色々に申曲げ、且、長尾景虎頻りに頼み奉り、仍て今年此の謀反たりと也。氏康は尙も仁愛有りて、此の上ながら晴氏公の嫡子御曹子を取立て申さんと欲すれば、世人氏康の仁心を美談す。關東管領記。

房總里見誌卷第六

久留里城合戦之事。

天文廿三年、相州小田原氏康近國の從兵を率し、里見義弘公の居城久留里を攻めんと、武相上越の軍兵貳萬餘

氏康は綱成の誤か

騎を以て打出づる由聞えければ、義堯入道・御子義弘、房總の諸士を召し集められ、軍談衆議有之。先づ要害を堅むべしと、大手の方には、大門曲輪こぼれ松葉の岑より本丸の下迄五十三ヶ所、搦手北曲輪にも矢倉九ヶ所建て並べ、國中に觸れられたれば、我もくと馳せ集る。先づ湯那の城主山本左馬允、一宮城主須田將監、鳴戸城主推足美作守、萬喜城主土岐少弼、東金城主押野丹波守、大多喜城主正木久太郎以下從兵二千餘騎、各兵具を粧ひ、詰所持口を役割りして、綺羅天に輝かし、矢玉潤澤に籠りたりければ、如何なる大敵たりとも當り難くぞ見えにける。斯くて、小田原の大將北條左衛門大夫氏康、大尊寺駿河守兩將とし、和田、三浦、葛西、中原、波多野、早川、田中を先とし、貳萬餘騎にて押寄せ、向卿會の場松葉葛原三ヶ所に陣屋を打つて控へたり。頃は天文廿年四月十一日、城際近く押寄せ関を上古。其の音に山川動搖す。待ち設けたる城兵三千餘兵、同じく関を合す。小田原方先手の中より田中美濃介今は美作といふ強弓の精兵なりしが、手勢六百人率して真先に駆け出で、請戸川を渡つて大門口へ押寄せて、鎧踏ん張り大音聲にて呼ばはりけるは、「是は相州の住人田中美濃介といふものなり。城中檢見の爲に先駆けしたり。城兵に吾と思はん者は予が弓勢を試みられよ」と、高らかに呼ばはつたり。城中に誰をか出さんと見合す中、正木が子息正木久太郎時茂手勢二百人にて駆け出し、「待ち受けたるぞ。手並は是より見せ申さん」と無二無三に切り入りければ、田中も弓箭納めて同じく抜き連れ切り合ひけり。正木は手勢手足の若武者、精兵の家の子郎等二百餘人が面も振らず切り立てければ、寄手忽ち中を割られて、既に備へ亂れけるよと見えけるが、元より田中は軍に馴れたる強兵數多連れたれば、打散されても備へを立て直し、正木を真中に取り込めんと、揉み立てく切り立てける程に、十一日午の刻より酉の刻迄、追ひつ、返しつ、三度まで

打渡り原文可渡

迫り合ひしが、正木は中に取り圍まれては切り抜け打破りけれども、寄手は多勢なれば、八方より追ひ詰められ、獅子の郭まで退足に引きけるが、終に戦ひ屈して城に引き入りけり。田中は一番手の兵を追ひ込めたれば、寄手の諸軍一同に嘯と褒めけり。此の時、「田中が手柄拔群也」とて、歸陣の後、相州西郡にて百貫の地所を北條より賜はる。北條記に曰く、田中美濃介上總久留里大門先の手柄、其の名隠れなし。夫より高名度々として三年の内感状を取る事七通と、云々。斯くて、大門先手には川を隔て、或は裸馬にて打渡り、打渡り、思ひくりに切り合ひければ、何れ隙ありとも見えざりけり。正木久太郎真先に躍り出で、其の次に富良木丹波、新藤右衛門、川を隔てて戦ひけり。田中美濃介は此の體を見るより、音に聞ゆる強弓なれば、土塚の上に立上り、四人張に十四束差し堅め、川幅二町餘隔たるを能つ引いて兵と放つ。正木が組の内、大賀彌四郎と云ふ者、乗つたる馬の平首にはつしと中り、後なる馬の三頭にぐつすと射貫き、縫殿進が高膝を笠深にこそは射させけれ。新藤右衛門是を見て、透をあらせず當の箭を射返す。新藤右衛門も其の名高き強弓なれば、田中が組の中、伊豆國住人菫山五郎左衛門が眉間に中り、腦を砕いて射通す矢、田中が踏んだる鎧の鼻に發止と中り、鎧は四つに砕けたり。田中は馬上の働き自在ならざれば、陣の中へ引き入りけり。是を見て正木が手勢川向ふより打渡り攻め掛る。同じく富良木丹波守、遁さじと馬上五十騎、雜兵共に四百餘兵にて川を越え、追ひ掛る敵七百人控へたる和泉守と掛け合ひ、午の刻より申の刻まで戦ける程に、軍慮にして寄手二百餘兵討たる。富良木が手のもの百人ばかり討死す。斯く迄敵を追ひ掛けければ、防ぎ兼ねて、敵は陣内へ退きけり。丹波守も手勢を引き纏め、大門の内へ引き取りけり。久留里記

三頭不明

發止原文

同所搦手戦之事。

房總里見誌

爰に、寄手の方より磯部孫三郎と云ふ者、馬上三百餘騎、雜兵共に二千餘騎にて請戸川を渡り、搦手を指して向ひけり。城の手には本木與茂九郎、須田將監、正木久太郎、天羽藤左衛門以上八百餘兵にて、小田原勢に駈け合ひ、岩山を妻手にして、獅子の郭より請戸川迄、追ひつ、捲りつ、攻め戦ふ。或は手負ひながら大刀を折り、太刀をば棄てて組合ひ、轉びつ、起きつ、挑み戦ふ。獅子の郭より請戸川迄、軍七度に及びけり。其の時小田原勢の中よりも、葛西左京介馬上三十騎、雜兵二百餘人にて、本木與茂九郎が八十人にて控へたる所へ渡り合ひ、相堀の内^{今の}宿にて火花を散し戦ひけり。本木は生年十六歳、稀なる剛の武者、城兵隨一なりしが、左京介が勢に渡り合ひ、落葉を嵐に飛ばすが如く散々に切り散せば、敵方多兵と雖も溜り得ず。蔭へ颯と引き入りけるが、此所は深田なりければ、道は狭し、田は沼なれば、敵兵俄に途を失ひ暫く漂ふ所を、差し取り、行き詰め射る程に、表に進む軍兵雜兵掛けて五十餘人、同じ枕に射伏せたり。左京介も深田に馬を乗り入れて、「あはや」と見えし所に、左京介が郎等彌八郎と云ふ者、馬の轡面を取り、馬の口を差し上げ、難無く深田を乗り越えて請戸川迄引きにけり。本木は續いて追ひ掛けければ、川中にて取つて返し、請けつ、流しつ、切り結ぶ。本より双方名を得たる者なれば、暫く勝負は着かざりけり。互に太刀打烈しかりしが、如何しけん、左京介が太刀鏝元より折れければ、「叶はじ」とや思ひけん、押並んでむす組み、川中にて組みつ轉びつ押合ひしが、水は早し、双方仕疲れたりければ、上に成り、下に成り、半時ばかり揉み合ひけり。斯る所に、本木が侍に近藤藤四郎と云ふ者走り寄つて、左京介が首を取る。斯りければ、敵も味方も相引きに引き入りけり。其の後、小迫合は少しづつ有りけれども、寄手も深く入らず、戦はず、空しく今年をば暮し、越年して對陣しけり。此の時、本木與茂九

飛ばすが
如く原文
飛が如く

郎が手柄近國に沙汰有りて義堯感狀を賜ひ、與茂九郎加増あり。市原郡下嶋村、青柳村、湖井村、麻藪村を賜はる。^{久留里記}

向郷葛原臺合戦之事。

既に去年天文廿三年四月十一日軍始めて、多勢一城を取り巻き攻むと雖も、未だ塀の一重も破り得ず。秋より冬に至りて術を變へて攻めけれども、城兵能く防ぎ、寄手も退屈しければ、敢なく退陣も成り難く、空しく年を越えたり。然るに、年號改元有りて弘治元年とぞ成りける。されば、小田原勢葛原臺に對陣して、攻口戦立ての評議日夜に工夫衆議し、既に弘治元年乙卯三月十一日に及ぶ。城の手より正木久太郎時茂大將を承り、富良木丹波守、新藤右衛門、小泉右馬允、城西伊賀守、其の勢千二百餘騎請戸川を渡り、寄手の陣へ討つて掛る。敵陣の要害堅固にして、千餘騎を講けて辰の刻より酉の刻迄戦ひけり。寄手の陣より藤澤播磨守と名乗りて出で、群る勢に討ち入りけり。其の長七尺有餘、大力勇猛諸人に勝れ、是迄數度の戦に此の播磨守と渡り合ひしもの一人も助かりし事を聞かず。諸國に其の名高く、且、太刀打名譽を得たる兵法者にて、相武上越迄も人恐れたる大兵也。斯る無双の強兵、今城兵に割つて入り、蜘蛛手十文字に當るを幸ひ難き廻る。誠に數千の其の中に一際目立つて見えたりけり。城方より富良木丹波長刀の名人也。敵陣に名乗つて曰く、「予が長刀の刃味未だ知るまじ。頃日まで戦ひ度々有りと雖も、未だ手に怯へたる業も覺えず。藤澤殿の太刀打男振の健かさ、不肖ながら御相手に成り申さん」と、長刀水車の如く振り廻し、餘所目も振らず藤澤を目に掛け渡り合ふ。播磨守もしれものに、是迄自身名乗りかけらるゝ覺えなし。優しくも申されたり。合せ給へ」と云ひながら、三尺餘の名刀を眞

名乗りて
出で原文
山名乗りて

是迄云々
原文の儘

かせん
云々原文
のま
鐵通し原
文

ふ原文
笑はせ玉

向に差し翳して、「二つになさん」と切り掛る。富良木「得たり」と、長刀の石突にて請け留めながら、膝を薙ぐ。播磨は宙に飛び退き、透さず又打ち掛るを、苦もなく長刀にて請け留めしが、何としけん長刀の刃鏝元より折れたりければ、投げ捨てて、「いざ藤澤殿、組まん物を」と立つたりけり。「心得たり」と、押並んでむす組み、揉み合ひ、上を下にとなりしが、播磨力や増りけん、富良木が鎧の上帯を掻い攫んで左の肩に乗り掛り、ぬかせんとする力足踏みければ、芝の中に片足は脛の中迄踏み込んだり。身を開いて投げんとするを、富良木元より早業の手利なれば、左の手に鐵通しを抜くや否や、鎧の引合より高股を切り下げけり。されども播磨富良木を押し伏せて手を緩めず。富良木うんと跳ね返し、起き上らんと又迫り合ふ所を、富良木が郎等原窪彦四郎と云ふ者走り寄り、終に首を打ち取りけり。敵方大きに氣を失ひ、城方は此の勢に猶一散に攻め掛けければ、寄手大きに敗北し、「最早叶はじ」とや思ひけん、皆吾一と逃げ散りけり。「遁さじ」と、田舎道七里程追ひけるが、敵散々になりければ、兵を纏めて歸城す。城兵は案の外なる勝利を得しかば、関を取り行ひ、川端に休み居けり。此の時、向郷栗坪村に岡田備後と云ふは此所の領主なりしが、兵糧に小豆まじりの強飯を拵へ、千人餘の軍兵に是を引かれけり。其の時、馬を川下に立て、其の次に中間共を二行に立て、足輕小頭と段々に列を正して並居たり。備後守申しけるは、「我が身小身に、湯迄は支度成り難し。此の川の流を御茶と思し召され、御息を繼ぎ給へ」と申しければ、君を初め諸軍一度に噓と笑ふ。是にて休足快くして、浦田の城へ歸陣あり。義堯公此の由を聞き召し、備後守此の度の働き御褒美として、當郡の内田川村を加増被下ける。扱、「富良木丹波守此の度の手柄抜群なり」と、御感状并に勳賞に須西の庄久保田村、八幡村、郡村を賜はりけり。久留里記

須田將監心變之事。

斯くて、寄手葛原臺の軍に大に敗北して、陣場をも追ひ散されけれども、城内に須田將監といふ者あり。時々北條の寄手と密談し、敵を城中に引き入れて、「城に火を掛け焼討ちにさすべし。須田は其の時裏切りせん」と約束有りければ、是を一つの方便にして、又、相州勢忍びく〜に城近く馳せ寄る。其の頃、大作と云ふ所に入城寺と云ふ天台寺のありけるが、此の住僧と密談し、相州勢をば入城寺に取籠め、堺内にも末寺の僧共惡徒を語らひ、百五十人力者を籠め置き、相圖次第に城に火を放さんと構へけり。此の企に組せし國人等數多有りとぞ聞えし。既に密事方々へ催す中に、將監が下人此の旨を訴入したりけり。義堯公にも、義弘公にも、聞き召して大きに驚き給ひ、急ぎ將監親子を搦め捕り、其の外將監が一類共四十餘人本丸にて一々首を刎ねらる。扱又、討手として山本左馬允多兵を率し、大作入城寺に都合八百餘騎にて籠りたるを悉く追討ちに討ち立てければ、多兵過半討ち取られけり。入城寺の住僧をば耳の穴に藤を通し、旗を差させて敵の前へ引き出し、請戸川の端にて切りさいなみけり。此の時、入城寺の末寺廿四ヶ寺潰しけり。斯くて、所々に忍びて居たる相州勢大きにせひて、磯部地藏院を大將とし、北條彌八郎其の外軍將雜兵三千にて大門に押來る。城方には推足美作守、本木與茂九郎、八百五十餘騎にて馳せ向ひ、弘治元年八月廿一日早天より暮迄、息を繼がず攻め働いて、城兵ひるまず防ぎければ、隙有りとは見えざりけり。寄手の方より北條彌八郎、手勢七百餘兵にて叶谷口より攻め上り、白坂迄詰め寄せたり。城方には與茂九郎、生年十七歳にて、淺黄糸の鎧に白星の冑を着し、手勢三百餘騎にて喚いて出で、彌八郎が勢七百騎と戦ひけり。二時ばかりの戦に、與茂九郎が太刀先にて十五騎首を討たれたり。斯くて、本木は

上總町
志望村
郡箕輪
字上作
萬年山
定寺あり
須田將監
須田將監
義堯公に
與し今小
權村に屬
す云々
せひて原
文のま

彌八郎を目掛けて打掛る。「得たりや」と、彌八郎請けつ流しつ、双方手利の事なれば、何れ勝負は付かざりけり。後には双方太刀を打棄て、押並び組み合ひけり。共に五角の力量なれば、組んづ、ほぐれつ、揉み合ひしが、運の拙き彌八郎、岩鼻に踏み掛け蹴きけり。石坂を六七間轉び落ちけるを、透さず後より落ち重り、押伏せて難なく首を打ち取りけり。是を見物し居たる味方の人々、一度に嘯と褒めけり。斯くて、義堯公實檢に入れければ、「未だ若年の剛兵、天晴れ無双也」と御感状を賜はる。其の文に曰く、

「今度上總國浦田城藥師堂の下白坂にて高名無_二其隱_一爲_二加増_一同國畔蒜の庄金田郷四ヶ村右五十貫之地被_二下置_一るもの也」

正木久太郎手軍之事。

同年九月二日、北條方の大將磯部地藏院三千餘騎、請戸川を渡り大門口に攻め入りけり。城の手には正木久太郎時茂を大將として、推足美作、酒井靱負、手勢合せて千五百餘騎、九月二日の早朝より申の刻まで火花を散して突戦す。其の掛引の烈しさ、土石の煙、刃の光、鬨の聲、矢叫びの音、「何れ天にも響くらん」と、凄じくぞ見えける。斯くて、此の合戦年を隔つる事なれば、「今や勝負の分目なるぞ」と、敵も味方も恥らひければ、「死して名こそ留めんずれ」と、矢面も恐れず、又先に構はず、詰め掛けく挑み合ふ。目覺しかりける戦ひなり。寄手の勢は、請戸川を後になして城中に入らんとしけるを、防ぎ出しける事なれば、未だ川をも越さぬ半に寄手の討たる、者八百餘人、敵は餘りに討ち立てられて、思はず請戸川を打渡り、圓長寺の谷なる松原まで引き入りけり。

凄じく原文涼く

細戸曲輪夜討之事。

既に北條勢數度の戦に負を取りて、今度は敢なく此の松原まで入り、面目なさに、「最早對陣も是迄也。いざや此の地の語り草に城中を脅かし、目に物見せん」と、侍大將太田美作守、雜兵掛けて二千餘兵にて、大門口夜討と入り込み、大賀紀伊守が堅めたる逆茂木を破り、大門口より夜半に鬨を作つて打掛る。城兵は豫て「寄手夜討すらん」と、待ち設けたる事なれば、更に騒がず。上の山には酒井靱負、細戸曲輪には新藤右衛門、強弓の手三百挺を下り拳に、矢尻を揃へて雨降る如くに放し掛ければ、寄手も怯む色なく、持楯を差し翳し、細戸郭を踏み破り、關谷まで攻め入り、馳せ向ひ、火花を散して戦ひけり。戌の刻より亥の刻まで、敵も味方も、討ちつ討たれつ、手負は數を知らず。正木は今夜限りの突戦なれば、「大事の軍也。勝負は爰に極れり」と、鷹押つ取つて下知なすに、八方に目を配り、祕術を盡して戦ひけり。寄手の勢は、「か程防戦あるまじ」と、思ひ寄りざれば、堪り兼ねて、「一先づ引いて息せん」と、退かんとせし所を、新藤右衛門が才覺にて、細戸郭の三つの谷合に隠し置きし手勢五百餘人、一度に嘯と切り出で、大門口を取り塞ぎ、鬨の聲を上げにけり。寄手は前後の敵に包まれて遁るべき様もなく、細戸郭を打破り、請戸川に打出でんとすれども、新藤が手勢強くして後詰も多ければ、破るべき術もなし。「如何せん」と、途に迷ひ見えければ、正木久太郎「爰ぞ」と豫て相圖定めし太鼓を打つて押出せば、其の時、岑々に構へ居ける矢倉よりも矢玉多く打出しければ、二時ばかりの内に北條勢悉く討たれ、大將を初め十四五人漸く遁れて本國に歸りけり。此の時まで三年の間對陣にて、軍の數は限り無かりき。久留里記